

資料 1

平成 3 1 年 壱岐市議会定例会 3 月会議

議 案 関 係 資 料

(改正条例新旧対照表)

目 次

議案第 4 号関係

壱岐市行政組織条例新旧対照表	1
----------------	---

議案第 6 号関係

壱岐市債権管理条例

【附則第 2 項関係】 壱岐市税外収入金に係る督促等に関する条例新旧対照表	2
---------------------------------------	---

議案第 7 号関係

壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例新旧対照表	3
-----------------------------	---

議案第 8 号関係

壱岐市税条例等の一部を改正する条例

【第 1 条関係】 壱岐市税条例新旧対照表	4
-----------------------	---

【第 2 条関係】 壱岐市税条例の一部を改正する条例（平成 26 年壱岐市条例第 14 号）新旧対照表	17
---	----

【第 3 条関係】 壱岐市税条例の一部を改正する条例（平成 27 年壱岐市条例第 23 号）新旧対照表	19
---	----

議案第 10 号関係

壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表	20
-------------------------	----

議案第 11 号関係

壱岐市立幼保連携型認定こども園条例

【附則第 3 項関係】 壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表	21
--	----

【附則第 4 項関係】 壱岐市議会の議決に付すべき公の施設に関する条例新旧対照表	22
--	----

【附則第 5 項関係】 壱岐市立幼稚園条例新旧対照表	23
----------------------------	----

【附則第 7 項関係】 壱岐市保育所条例新旧対照表	24
---------------------------	----

議案第 12 号関係

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表	25
--	----

議案第 13 号関係

壱岐市水道事業の設置等に関する条例新旧対照表	26
------------------------	----

壱岐市行政組織条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条 (略) (分掌事務)</p> <p>第2条 前条に規定する各組織の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。なお、多様化する行政への需要に機動的に対応するため、各組織は、市長の統轄のもとに各組織相互の連絡調整を図り、一体として行政機能を発揮するように努めなければならない。</p> <p>(1) 総務部 ア～ス (略)</p> <p>セ 他の組織との連絡調整に関すること。 ソ 市長の特命事項に関すること。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条 (略) (分掌事務)</p> <p>第2条 前条に規定する各組織の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。なお、多様化する行政への需要に機動的に対応するため、各組織は、市長の統轄のもとに各組織相互の連絡調整を図り、一体として行政機能を発揮するように努めなければならない。</p> <p>(1) 総務部 ア～ス (略)</p> <p><u>セ</u> <u>SDGs 未来都市に関すること。</u> <u>ソ</u> 他の組織との連絡調整に関すること。 <u>タ</u> 市長の特命事項に関すること。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市税外収入金に係る督促等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第3条まで (略)</p> <p>(延滞金の徴収)</p> <p>第4条 市長は、第2条第1項の規定による督促を受けた者がその督促を受けた税外収入金を納付する場合において、その税外収入金の額が<u>100円以上</u>であるときは、当該税外収入金の額（その額に<u>100円未満の端数</u>があるときは、これを切り捨てる。）に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限の翌日から起算して1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。ただし、延滞金の額に<u>10円未満の端数</u>があるとき、又はその<u>全額が10円未満</u>であるときは、その端数金額又はその全額は、徴収しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条から第3条まで (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第4条 市長は、第2条第1項の規定による督促を受けた者がその督促を受けた税外収入金を納付する場合において、その税外収入金の額が<u>2,000円以上</u>であるときは、当該税外収入金の額（その額に<u>1,000円未満の端数</u>があるときは、これを切り捨てる。）に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限の翌日から起算して1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。ただし、延滞金の額に<u>100円未満の端数</u>があるとき、又はその<u>全額が1,000円未満</u>であるときは、その端数金額又はその全額は、徴収しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条 (略) (調査等の対象となる法人)</p> <p>第2条 政令第152条第1項第3号に規定する一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>財団法人壱岐栽培漁業振興公社</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条 (略) (調査等の対象となる法人)</p> <p>第2条 政令第152条第1項第3号に規定する一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>I K I P A R K M A N A G E M E N T株式会社</u></p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市税条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第18条の2まで (略) (納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>第18条の4 (略) (納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から</p>	<p>第1条から第18条の2まで (略) (納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>種別割</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>第18条の4 (略) (納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、<u>第81条の6第1項</u>、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区</p>	

第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
- (3) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) (略)

第20条から第34条の3まで (略)

(法人税割の税率)

第34条の4 法人税割の税率は、100分の12.1とする。

第34条の5から第79条まで (略)

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下軽自動車税について「軽自動車等」という。) に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の売買があった場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。

分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
- (3) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) (略)

第20条から第34条の3まで (略)

(法人税割の税率)

第34条の4 法人税割の税率は、100分の8.4とする。

第34条の5から第79条まで (略)

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。) に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第44条第2項に規定する者を含まないものとする。

6

3 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によって軽自動車税を課することができない者である場合においては、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供するものについては、これを課さない。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第80条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供する救急用のものその他これに類するものに対しては、軽自動車税を課さない。

第81条 削除

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみなす課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該

販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供する救急用のものその他これに類するものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

8

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（環境性能割の減免）

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

（種別割の税率）

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) (略)

（軽自動車税の税率）

第82条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円

(3) (略)

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第83条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月16日から同月31日までとする。

第84条 (略)

(軽自動車税の徴収の方法)

第85条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

第86条 (略)

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第87条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下本節において、「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつ

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

(3) (略)

(種別割の賦課期日及び納期)

第83条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月16日から同月31日までとする。

第84条 (略)

(種別割の徴収の方法)

第85条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。

第86条 (略)

(種別割に関する申告又は報告)

第87条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において、「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつ

10

ては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、事項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 第80条第2項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、規則の定めるところにより、当該請求のあつた日から15日以内に、市長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1)～(6) (略)

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第88条 軽自動車等の所有者等又は第80条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなく申告又は報告をしなかつた

ては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、事項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 第81条第1項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、規則の定めるところにより、当該請求のあつた日から15日以内に、市長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1)～(6) (略)

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第88条 軽自動車等の所有者等又は第81条第1項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなく申告又は報告をしなかつた

場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2及び3 (略)

(軽自動車税の減免)

第89条 市長は、公益のため直接専用するものと認める軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもののうち、市長が必要と認めるもの（1台に限る。）

場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2及び3 (略)

(種別割の減免)

第89条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）

12

(2) (略)

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

3 第1項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者のうち、同項の規定により前年度において同一の軽自動車等に係る軽自動車税の減免を受けていた者が、減免を必要とする理由等について変更がない旨を納期限までに市長に届け出たときは、前項の申請があつたものとみなす。

4 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示

(2) (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

3 第1項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者のうち、同項の規定により前年度において同一の軽自動車等に係る種別割の減免を受けていた者が、減免を必要とする理由等について変更がない旨を納期限までに市長に届け出たときは、前項の申請があつたものとみなす。

4 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示

示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 （略）

6 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第91条 （略）

2 法第443条若しくは第80条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条若しくは第80条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。

3～6 （略）

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日

（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 （略）

6 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第91条 （略）

2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。

3～6 （略）

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日

14

から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8及び9 (略)

第92条から第151条まで (略)

附 則

第1条から第15条まで (略)

15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8及び9 (略)

第92条から第151条まで (略)

附 則

第1条から第15条まで (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	<u>3,900円</u>	<u>4,600円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>8,200円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>12,900円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>4,500円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>6,000円</u>

2～7 (略)

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき

に掲げる字句とする。

第1号	<u>100分の1</u>	<u>100分の0.5</u>
第2号	<u>100分の2</u>	<u>100分の1</u>
第3号	<u>100分の3</u>	<u>100分の2</u>

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	<u>3,900円</u>	<u>4,600円</u>
第2号ア(ウ) a	<u>6,900円</u>	<u>8,200円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>12,900円</u>
第2号ア(ウ) b	<u>3,800円</u>	<u>4,500円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>6,000円</u>

2～7 (略)

第16条の2 削除

当該判断をするものとする。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに
よるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

以下（略）

以下（略）

壱岐市税条例の一部を改正する条例（平成26年壱岐市条例第14号） 新旧対照表

現行			改正案			備考
本則（略）			本則（略）			
<p>附 則</p> <p>第1条から第4条まで（略）</p> <p>（軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>附 則</p> <p>第1条から第4条まで（略）</p> <p>（軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る壱岐市税条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			
新条例第82条第2号ア	3,900円	3,100円	第2号ア（イ）	3,900円	3,100円	
	6,900円	5,500円	第2号ア（ウ）a	6,900円	5,500円	
	10,800円	7,200円		10,800円	7,200円	
	3,800円	3,000円	第2号ア（ウ）b	3,800円	3,000円	
	5,000円	4,000円		5,000円	4,000円	
新条例附則第16条第1項の表以外の部分	第82条	壱岐市税条例の一部を改正する条例（平成26年壱岐市条例第14号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定	附則第16条第1項	第82条	壱岐市税条例の一部を改正する条例（平成26年壱岐市条例第14号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定	

		により読み替えて適用される第82条
新条例附則第16条第1項の表第2号アの項	第2号ア	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

以下 (略)

		により読み替えて適用される第82条	
附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)	
	3,900円	3,100円	
	附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)aの項	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)a
		6,900円	5,500円
		10,800円	7,200円
	附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)b
3,800円		3,000円	
5,000円		4,000円	

以下 (略)

壱岐市税条例の一部を改正する条例（平成27年壱岐市条例第23号） 新旧対照表

現行	改正案	備考																		
<p>本則（略）</p> <p>附則</p> <p>第1条から第5条まで（略） （市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、壱岐市税条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="188 933 1039 1219"> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>第19条第3号</td> <td>第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限</td> <td>平成27年改正条例附則第6条第6項の納期限</td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> </table> <p>8～14（略）</p> <p>以下（略）</p>	(中略)	(中略)	(中略)	第19条第3号	第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第6条第6項の納期限	(中略)	(中略)	(中略)	<p>本則（略）</p> <p>附則</p> <p>第1条から第5条まで（略） （市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、壱岐市税条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1106 933 1957 1311"> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>第19条第3号</td> <td>第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限</td> <td>平成27年改正条例附則第6条第6項の納期限</td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> </table> <p>8～14（略）</p> <p>以下（略）</p>	(中略)	(中略)	(中略)	第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第6条第6項の納期限	(中略)	(中略)	(中略)	
(中略)	(中略)	(中略)																		
第19条第3号	第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第6条第6項の納期限																		
(中略)	(中略)	(中略)																		
(中略)	(中略)	(中略)																		
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第6条第6項の納期限																		
(中略)	(中略)	(中略)																		

20

壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第13条まで (略)</p> <p><u>(利率)</u></p> <p>第14条 <u>災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</u></p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 <u>災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。</u></p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条から第13条まで (略)</p> <p><u>(保証人及び利率)</u></p> <p>第14条 <u>災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</u></p> <p>2 <u>災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、措置期間中は無利子とし、措置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</u></p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 <u>災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

現行				改正案				備考	
本則及び附則 (略)				本則及び附則 (略)					
別表 (第2条、第5条関係)				別表 (第2条、第5条関係)					
区分		報酬の額 (円)		区分		報酬の額 (円)			壱岐市職員 の旅費に関 する条例に 規定する一 般職の旅費
(中略)		(中略)		(中略)		(中略)			
				6 1	石田こども園嘱 託医	年額	1 2 8, 0 0 0		
				6 2	石田こども園嘱 託歯科医	年額	1 2 2, 0 0 0		
				6 3	石田こども園薬 剤師	年額	1 8, 7 0 0		
6 1	生活保護嘱託医	月額	5 2, 0 0 0	6 4	生活保護嘱託医	月額	5 2, 0 0 0		
6 2	生活保護嘱託精 神科医	月額	3 3, 0 0 0	6 5	生活保護嘱託精 神科医	月額	3 3, 0 0 0		
6 3	認知症地域支援 嘱託医	月額	2 0, 0 0 0	6 6	認知症地域支援 嘱託医	月額	2 0, 0 0 0		
6 4	産業医	年額	1 2 0, 0 0 0	6 7	産業医	年額	1 2 0, 0 0 0		
6 5	その他の附属機 関の構成員及び 非常勤職員	予算の範囲内で市長 が定める額		6 8	その他の附属機 関の構成員及び 非常勤職員	予算の範囲内で市長 が定める額			

22

壱岐市立幼保連携型認定こども園条例【附則第4項関係】

壱岐市議会の議決に付すべき公の施設に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条 (略) (議決を要する公の施設の利用)</p> <p>第2条 次に掲げる公の施設について、1年を超える期間にわたり独占的な利用をさせようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第11号の規定により議会の議決を経なければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条 (略) (議決を要する公の施設の利用)</p> <p>第2条 次に掲げる公の施設について、1年を超える期間にわたり独占的な利用をさせようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第11号の規定により議会の議決を経なければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7)</u> <u>幼保連携型認定こども園</u></p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市立幼稚園条例 新旧対照表

現行	改正案	備考														
<p>第1条 (略) (名称及び位置)</p> <p>第2条 幼稚園の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="208 499 1055 692"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>壱岐市立瀬戸幼稚園</td> <td>壱岐市芦辺町箱崎大左右触920番地</td> </tr> <tr> <td>壱岐市立石田幼稚園</td> <td>壱岐市石田町石田西触1244番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下 (略)</p>	名称	位置	(中略)	(中略)	壱岐市立瀬戸幼稚園	壱岐市芦辺町箱崎大左右触920番地	壱岐市立石田幼稚園	壱岐市石田町石田西触1244番地	<p>第1条 (略) (名称及び位置)</p> <p>第2条 幼稚園の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1126 499 1973 644"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>壱岐市立瀬戸幼稚園</td> <td>壱岐市芦辺町箱崎大左右触920番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下 (略)</p>	名称	位置	(中略)	(中略)	壱岐市立瀬戸幼稚園	壱岐市芦辺町箱崎大左右触920番地	
名称	位置															
(中略)	(中略)															
壱岐市立瀬戸幼稚園	壱岐市芦辺町箱崎大左右触920番地															
壱岐市立石田幼稚園	壱岐市石田町石田西触1244番地															
名称	位置															
(中略)	(中略)															
壱岐市立瀬戸幼稚園	壱岐市芦辺町箱崎大左右触920番地															

24

壱岐市立幼保連携型認定こども園条例【附則第7項関係】

壱岐市保育所条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条 (略) (名称及び位置)</p> <p>第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>壱岐市立武生水保育所 壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦495番地</p> <p>壱岐市立勝本保育所 壱岐市勝本町仲触1821番地2</p> <p>壱岐市立芦辺保育所 壱岐市芦辺町諸吉大石触665番地</p> <p>壱岐市立八幡保育所 壱岐市芦辺町諸吉本村触1310番地1</p> <p><u>壱岐市立石田保育所 壱岐市石田町石田西触1220番地1</u></p> <p>壱岐市立筒城保育所 壱岐市石田町筒城西触144番地7</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条 (略) (名称及び位置)</p> <p>第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>壱岐市立武生水保育所 壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦495番地</p> <p>壱岐市立勝本保育所 壱岐市勝本町仲触1821番地2</p> <p>壱岐市立芦辺保育所 壱岐市芦辺町諸吉大石触665番地</p> <p>壱岐市立八幡保育所 壱岐市芦辺町諸吉本村触1310番地1</p> <p>壱岐市立筒城保育所 壱岐市石田町筒城西触144番地7</p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第9条まで (略) (職員) 第10条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (6)～(10) (略) 4及び5 (略) 以下 (略)</p>	<p>第1条から第9条まで (略) (職員) 第10条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 <u>(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</u> (6)～(10) (略) 4及び5 (略) 以下 (略)</p>	

26

壱岐市水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第9条まで (略) (水道の布設工事及び布設工事監督者の資格)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 水道法第12条第2項の規定に基づき条例で定める水道の布設工事監督者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 第1号又は第2号の卒業生であって、<u>学校教育法による大学院研究科</u>において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を</p>	<p>第1条から第9条まで (略) (水道の布設工事及び布設工事監督者の資格)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 水道法第12条第2項の規定に基づき条例で定める水道の布設工事監督者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学<u>(同法による専門職大学の前期課程を含む。)</u>若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後<u>(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)</u>、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 第1号又は第2号の卒業生であって、<u>学校教育法に基づく大学院研究科</u>において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を</p>	

有する者

- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程若しくは学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程若しくは学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したるものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（水道技術管理者の資格）

第11条 水道法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 前条第2項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学科以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校の卒業者については、4年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者については、6年以上、同項第4号に規定する学校の卒業者については、8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

を有する者

- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（水道技術管理者の資格）

第11条 水道法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 前条第2項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学科以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校の卒業者については、4年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については、6年以上、同項第4号に規定する学校の卒業者については、8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 前条第2項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学科以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校の卒業者については、5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者については、7年以上、同項第4号に規定する学校の卒業者については、9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、前条第2項第1号、第3号及び第4号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) (略)

以下 (略)

(4) 前条第2項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同項第1号に規定する学校の卒業者については、5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については、7年以上、同項第4号に規定する学校の卒業者については、9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) (略)

以下 (略)

平成30年度3月補正予算（案）概要

1. 各会計予算額一覧	1
2. 3月補正予算主要事業一覧	2～33
3. 繰越明許費	34～41
4. 基金の状況（見込み）	42



平成30年度各岐市各会計予算額一覧

○一般会計、特別会計

(単位：千円)

会 計 名		現計予算額	3月補正予算額(案)	補正後予算額(案)	
一 般 会 計		29,605,300	△ 1,196,300	28,409,000	
特別会計	国民健康 保険事業 特別会計	事業勘定	4,390,889	△ 170,739	4,220,150
		診療施設勘定	100,743	△ 1,252	99,491
		計	4,491,632	△ 171,991	4,319,641
	後期高齢者医療事業特別会計		335,016	△ 617	334,399
	介護保険 事業特別 会 計	保険事業勘定	3,548,003	△ 15,000	3,533,003
		介護サービス事業勘定	39,708		39,708
		計	3,587,711	△ 15,000	3,572,711
	下水道事業特別会計		392,326	△ 10,674	381,652
	三島航路事業特別会計		125,761		125,761
	農業機械銀行特別会計		140,933		140,933
合 計		9,073,379	△ 198,282	8,875,097	
一般会計、特別会計の合計		38,678,679	△ 1,394,582	37,284,097	

○企業会計

(単位：千円)

会 計 名	内 訳	現計予算額	3月補正予算額(案)	補正後予算額(案)
水道事業会計	収益的收入	924,711		924,711
	収益的支出	902,133	△12,624	889,509
	資本的收入	118,059		118,059
	資本的支出	289,281	△7,000	282,281

平成30年度3月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特 定 財 源	国費	県費	地方債
2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	安全・安心のまちづくり交付金	13,836	△ 5,414	8,422	0	0	0	△ 5,400
		5 財産管理費	庁舎整備費	885,711	△ 318,000	567,711	0	0	△ 302,100	0
			財産管理費（工事／負担金）	8,613	△ 5,542	3,071	0	0	0	0
			庁舎管理費（郷ノ浦庁舎）	31,323	△ 5,656	25,667	0	0	0	0
6 企画費	自治体SDGsモデル事業費	33,194	△ 1,600	31,594	△ 1,575	0	0	0		

【沓岐市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
△ 14		交付金額の確定による減額。	6	1	沓岐市安全・安心のまちづくり交付金交付要綱	地方分権時代の到来、地方財政状況の逼迫などの要因から、地域運営には市民と自治体の協働が求められている中、自治体公民館における安全・安心への取組が重要となっている。そのため、自主防災組織の設置及び活動、特定健診の推進、福祉保健設置及び活動の実施状況等によって交付金を交付し、市民の安全・安心の向上と地域コミュニティの活性化を図る。	政策 企画 課	24～ 25
△ 15,900		●市役所庁舎耐震改修事業 債務負担行為による翌年度への 組替のため減。(芦辺庁舎・石 田庁舎)	6	3	建築物の 耐震改修 の促進に 関する法 律	市役所庁舎耐震改修基本計画に基づき、年次的に耐震改修工事を実施する。	建設 課	24～ 25
△ 5,542		●沓岐市高等職業訓練校下水道 接続工事 ・公共下水道工事(本管工事) の工期に伴う下水道接続工事の 翌年度への組替による減額。 ●沓岐市自動車教習場下水道接 続工事 ・入札による減額。	3	2	沓岐市公 共下水道 条例	下水道区域内の健全な発展と公衆衛生の向上に資するため。	管財 課	24～ 25
△ 5,656		●沓岐市郷ノ浦庁舎駐車場整備 工事(造成工事) ・入札による減額。	3	3	公有地の 拡大の推 進に関す る法律	郷ノ浦庁舎は来庁者専用駐車場が狭く、駐車可能台数も不足しているため、新たに駐車場を確保し、来庁者の負担を軽減する。	管財 課	24～ 25
△ 25		実績見込みによる減額。	1	1	地方創生 支援事業 費補助金 交付要綱	地方公共団体において、持続可能な開発目標(以下「SDGs」という。)の達成に向けた取組を推進するため、内閣総理大臣が選定したSDGs未来都市において、SDGs達成に資する、先進的かつ他の模範となる取組に対して支援を行い、成功事例を創出するとともに、これらの成功事例の普及展開等の支援を行うことで、地方創生の深化につながることを目的とする。	政策 企画 課	24～ 25

平成30年度3月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特 定 財 源	国費	県費	地方債
2 総務費	1 総務管理費	6 企画費	まちづくり市民力事業	8,000	△ 1,825	6,175	0	0	0	△ 1,900
		7 情報管理費	電算業務費	207,416	△ 30,580	176,836	0	0	0	△ 24,000
			情報管理費	307,265	△ 103,000	204,265	0	0	0	△ 103,000
			地域情報通信推進事業費	166,047	△ 82,000	84,047	0	0	0	△ 82,000
13 国境離島振興費	滞在型観光促進事業 (滞在型観光割引事業負担金)	24,075	△ 12,075	12,000	0	0	0	0		

【沓崎市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
75		交付金額の確定による減額。	6	1	沓崎市まちづくり市民力事業補助金交付要綱	人口減少及び地域性の希薄化などの状況下において、公益性を目的として市民自ら考え行う、地域のふれあい、ぬくもり及び活力ある事業を支援し、市民と行政の協働のまちづくりを推進する。	政策企画課	26～27
△ 6,580		発注実績による減額。	6	3	—	多様化する業務ニーズに対応するため、効率的かつ効果的な業務処理に対応できる機能を有するとともに、システムの安定した稼働を図る。	政策企画課	26～27
0		庁舎耐震工事の工期に伴う関連業務の翌年度への組替による減額。 機材不足による入札不調に伴う翌年度への組替による減額。	6	3	—	耐用年数の経過と庁舎耐震化工事に伴い、庁舎内のネットワーク機器更新と冗長化等機器構成の見直しを行いシステムの安定稼働を確保する。	政策企画課	26～27
0		指定管理者変更に伴う翌年度への組替による減額。 発注実績見込みによる減額。	6	3	沓崎市ケーブルテレビ施設条例	高度情報化社会に適応した魅力あるまちづくりを推進することにより、市民の生活環境の向上及び地域の産業等の振興を促進し、地域の活性化に資するため、沓崎市ケーブルテレビ施設の維持・充実を図る。	政策企画課	26～27
△ 12,075		県事業である特定有人国境離島における滞在型（体験を含む）の「しま旅旅行商品」、「企画乗船券・航空券」及びプロモーション費に係る各市町負担金。 国：55% 県：22.5% 各市町負担金：22.5% ●県事業減額（見込み）による市負担金の減額。	1	5	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域の維持に関する特別措置法	平成29年4月施行の有人国境離島法において、特定有人国境離島地域の活性化を図るうえで観光振興は欠かせない重要な施策として、滞在型観光促進事業が創設されたことに伴い、沓岐の独自性のある滞在時間を延ばす効果のある着地型観光サービスの開発や磨き上げの取り組みが必要であり、また求められている。	観光商工課	26～27

平成30年度3月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特 定 財 源	国費	県費	地方債 その他
2 総務費	1 総務管理費	13 国境離島振興費	離島輸送コスト支援事業（水産）	96,293	△ 35,795	60,498	△ 26,847	△ 4,474		0
			創業事業拡大支援事業（雇用機会拡充事業）	300,000	△ 93,690	206,310	0	△ 78,075	0	0
			雇用機会拡充事業（地方創生推進交付金事業）	90,000	△ 50,748	39,252	△ 25,374	0	0	0
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	プレミアム付商品券事業費	0	3,266	3,266	3,266	0	0	0
			乳幼児・母子・寡婦福祉医療費	54,600	△ 4,000	50,600	0	△ 2,000	△ 1,800	0

【各岐市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
△ 4,474		実績見込みによる減額。(国による補助金額の上限設定による減額。)	1	2	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法	特定有人国境離島地域は本土からの遠隔性に起因する条件不利性を緩和するとともに、基幹産業である農水産業の振興を図る観点から、農水産品全般(加工品以外)の出荷や原材料の輸送にかかる費用を支援する。	水産課	26~27
△ 15,615		実績見込みによる減額。	1	4	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法	特定有人国境離島地域における創業事業の拡大を支援する。	観光商工課	26~27
△ 25,374		実績見込みによる減額。	1	4	地方創生推進交付金交付要綱	特定有人国境離島地域における創業事業の拡大を支援する。	観光商工課	26~27
0	新規	●プレミアム付商品券事業 消費税・地方消費税の10%への引き上げが住民税非課税者・子育て世帯(0~2歳児)の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付き商品券を発行・販売する。 ・システム改修	2	3	プレミアム付商品券事業実施要領	消費税・地方消費税引き上げが住民税非課税者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券を発行・販売する。	市民福祉課	28~29
△ 200		実績見込みによる減額。	2	5	各岐市福祉医療費の支給に関する条例	乳幼児、こども、ひとり親家庭の児童及び親、寡婦等に対し、医療費の一部を支給することにより、福祉の増進を図ることを目的とする。	こども家庭課	28~29

平成30年度3月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳						
							特 定 財 源	特 定 財 源	特 定 財 源	特 定 財 源			
							国費	県費	地方債	その他			
3	民生費	1	社会福祉費	4	国民健康保険事業費	直営診療施設勘定繰出金	27,626	2,172	29,798	0	0	0	0
				5	介護保険事業費	介護人材確保対策事業	24,600	△ 1,860	22,740	0	0	0	△ 1,860
						キャリアアップ促進助成金	3,600	△ 2,400	1,200	0	0	0	△ 2,400
						地域包括ケア人材確保支援事業	4,400	△ 3,960	440	0	0	0	△ 3,960
						介護保険事業特別会計繰出金	561,375	△ 1,875	559,500	0	0	0	0

【各岐市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
2,172		勝本診療所及び湯本診療所の診療業務の運営委託費に係る一般会計からの繰出金。	2	1	地方自治法第208条	国民健康保険特別会計直営診療施設勘定の歳入となる診療収入が年々減少傾向にあり、30年度も更に減少する見込みである。このために診療所における診療業務委託料(通常の施設維持管理費を含む)に充てるために一般会計繰入金を計上する。	保険課	28～29
0		実績見込みによる減額。	2	1	私立学校振興助成法	平成27年度国政調査では、65歳以上人口は9,615人で高齢化率は35.5%である。また、市内の介護人材は充足しているとは言えず、介護職員の高齢化も進み、若い世代の入職が少ない。このような状況の中、平成29年4月より介護福祉士養成校が開校し、超高齢化社会で必要とされる人材育成機関ができるため、市としても支援し介護人材確保に努める。	保険課	28～29
0		実績見込みによる減額。	2	1	私立学校振興助成法	介護人材の育成及び介護サービスの向上を図る目的で、市内の介護サービス事業者が、その従事者を介護福祉士資格取得のため、専門学校に通学させる際、当該従事者の給与等及び代替要員確保に要する経費の一部について助成する。	保険課	30～31
0		実績見込みによる減額。 ・1月末現在申請件数0件	2	1	第7期介護保険事業計画	地域包括ケアの推進に必要な医療及び福祉に係る人材の確保及び移住・定住促進施策の一環として、各岐市内に居住しかつ、各岐市内の事業所(医療機関、介護事業所等)に就職された方が返還する奨学金及び家賃等の一部を補助する。 ※対象資格 看護師、助産師、保健師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、薬剤師	保険課	30～31
△ 1,875		介護給付費減による繰出金の減。	2	1	介護保険法第124条	介護給付費に対する市の負担分、事務費相当分、保険料軽減分を一般会計より介護保険事業特別会計へ繰り出しを行う。	保険課	30～31

平成30年度3月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特 定 財 源	国費	県費	地方債 その他
3 民生費	1 社会福祉費	7 後期高齢者医療費	後期高齢者医療費給付費	384,097	7,850	391,947	0	0	0	0
			後期高齢者医療事業特別会計繰出金	147,415	△ 3,617	143,798	0	△ 2,713	0	0
	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	放課後児童健全育成事業	34,510	△ 2,634	31,876	△ 878	△ 878	0	0
4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	がん検診事業費	46,722	△ 18,000	28,722	0	0	0	0
			特定不妊治療費助成金	4,800	△ 3,500	1,300	0	0	0	△ 3,500

【沓岐市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
7,850		実績に伴う負担金の増。 平成29年度後期高齢者医療療養 給付費負担金の確定及び平成30 年度後期高齢者医療療養給付費 負担金の追加に伴い増額を行 う。	2	1	高確法第 98条ほか	後期高齢者医療制度の円滑な運営を 行うことで、被保険者に対し、医療 機関等での医療サービスを適切に提 供する。	保険 課	30～ 31
△ 904		実績に伴う繰出金の減。 後期高齢者医療保険基盤安定負 担金の決定に伴い減額を行う。	2	1	高確法第 99条ほか	長崎県後期高齢者医療広域連合の円 滑な運営及び被保険者の保険料負担 の緩和のため。	保険 課	30～ 31
△ 878		実績見込みによる減額。	2	5	沓岐市放 課後児童 健全育成 クラブ事 業実施要 綱	保護者の労働等により、下校後、保 護指導を受けることのできない小学 校に就学している児童の健全な育成 を図る。	こども家 庭課	30～ 31
△ 18,000		胃がん検診の対象が50歳以上 (2年に1回)に変更となり、 実績見込みによる減額	2	1	がん対策 基本法	がん検診を実施することにより、疾 病の早期発見・早期治療につなげ、 市民の健康増進を図る。なお、検診 の実施については、沓岐医師会並び に県内の検診専門機関に委託する。	健康 増進 課	32～ 33
0		実績見込みによる減額。	2	1	—	女性の社会進出が進む中、晩婚化・ 晩産化となり夫婦が望むタイミング での妊娠・出産が難しい現状があ る。また、保険診療で認められてい ない特定不妊治療への経済的支援の 要望が社会的にも高まっている。	健康 増進 課	32～ 33

平成30年度3月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特 定 財 源	国費	県費	地方債 その他
4 衛生費	1 保健衛生費	3 環境衛生費	海岸漂着物対策費 (海岸漂着ごみ処理)	63,343	△ 7,834	55,509	0	△ 7,055	0	0
								海岸漂着物地域対策推進事業補助金		
	4 病院費	長崎県病院企業団負担金	462,951	2,826	465,777	0	0	0	0	
	2 清掃費	3 し尿処理費	公用車購入費(勝本自給肥料供給センターバキューム車)	13,538	△ 1,661	11,877	0	0	0	△ 9,257
									市町村振興宝くじ配分金	
		4 合併処理浄化槽設置整備費	合併処理浄化槽設置整備事業(補助金)	73,300	△ 23,601	49,699	0	0	0	0
5 農林水産業費	1 農業費	3 農業振興費	農地流動化奨励事業費	10,650	△ 6,400	4,250	0	0	△ 5,700	0
									過疎債(過疎対策自立促進事業)	

【沓岐市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
△ 779		事業費の精算による減額。	3	1	海岸漂着物処理推進法	海岸の良好な景観及び多様な生態系を保全するため、漂着物の回収処理を実施し、海岸環境の保全を図る。	環境衛生課	32～33
2,826		●長崎県病院企業団構成団体負担金の増。 ・離島医療確保安定経費 2,000千円 ・離島医療特別研究研修経費 107千円 ・医師給与増嵩経費 1,470千円 ・児童手当に要する経費 1,680千円 ・建設改良特別経費 △1,567千円 ・医療従事者養成経費 △972千円 ・本部運営経費 108千円	2	1	—	地域医療の確保に伴い、沓岐病院を沓岐島の中核病院として運営するための経費の一部を負担する。	保険課	32～33
7,596		入札執行実績による減額。	3	2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	年数が経過したバキューム車を更新することにより、製造された液体肥料を農地に還元し、ごみの減量化及び循環型社会の推進を図る。	環境衛生課	32～33
△ 23,601		実績見込みによる減額。	3	2	沓岐市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱 循環型社会形成推進交付金要綱・要領	公共下水道、漁業集落排水整備事業の集合処理区域外の方に対し、尿尿や生活雑排水等の適正な処理を行うため、合併処理浄化槽設置工事費の一部を助成し、生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図る。	上下水道課	32～33
△ 700		実績見込みによる減額。	1	1	沓岐市農地流動化補助金交付要綱	農地の賃貸人及び賃借人に補助金を交付することにより、円滑な農地の集積・規模拡大及び有効利用を促進し、経営強化を図ることを目的とする。	農業委員会	34～35

平成30年度3月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特 定 財 源	国費	県費	地方債 その他
5 農林水 産業費	1 農業費	3 農業振 興費	新構造改善加速化支 援事業	39,568	△ 8,353	31,215	0	△ 6,776	0	0
			農地中間管理機構地 域集積金補助金	20,500	△ 7,500	13,000	△ 7,500	0	0	0
			農業次世代人材投資 事業（経営開始型）	16,500	△ 9,000	7,500	△ 9,000	0	0	0
		4 畜産業 費	地域肉用牛振興対策 事業	18,937	△ 3,303	15,634	0	0	△ 2,500	0
			地域肉用牛緊急増頭 対策事業	9,600	13,600	23,200	0	0	12,200	0

【吉岐市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
△ 1,577		<p>農業者の営農活動に必要な機械・施設導入を支援する補助金の実績見込みによる減額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30アスパラ生産組合 アスパラガスハウス△2,803千円 ・(株)春一番Iki アスパラガスハウス△1,992千円 ・(農)こくぶ トラクター・ロータリー・ハロー△2,875千円 ・(農)翠 コンバイン △683千円 	1	1	新構造改善加速化支援事業実施要綱	農林業の一層の発展に向けて「新たながさき農林業・農山村活性化計画」の振興方針に基づき、「収益性の向上に向けた生産・流通・販売対策強化」、「経営感覚に優れた次代の担い手確保・育成」、「地域の活力と魅力にあふれる農山村づくり」を推進する。	農林課	34～35
0		<p>担い手への農地の集積・集約化を加速するため、農地中間管理機構を通じて契約できた地域、当該農地の耕作者及び農地を貸し付けることにより経営転換・リタイヤした農業者に対して交付する協力金の実績見込みによる減額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域集積協力金 △2,200千円 ・経営転換協力金 △4,600千円 ・耕作者集積協力金 △700千円 	1	1	農地中間管理事業の推進に関する法律	農業経営の規模の拡大、農用地の集約化、新規就農者の促進等による農用地利用の効率化及び高度化の促進を図ると共に、生産性の向上を目的とする事業である。	農林課	34～35
0		<p>経営開始型の農業次世代人材投資事業交付金の実績見込みによる減額 △6名分×1,500千円＝△9,000千円</p>	1	1	農業人材強化総合支援事業実施要綱	農業従事者の高齢化が急速に進展し、担い手の確保が難しい状況下では、これまでの新規学卒者に加えて、U・Iターン者等の就農促進を強化する必要がある。しかし、新規就農するにあたっては、技術習得や経営開始後の所得確保等が課題となっている。このため、就農意欲の喚起と就農後の定着を支援し、就農者の確保を図る。	農林課	34～35
△ 803		<p>実績見込みによる減額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉岐牛維持確保緊急対策事業 家畜市場購入子牛 100頭減×30千円＝△3,000千円 自家産子牛 20頭増×10千円＝200千円 ・畜産増頭対策事業 受精卵移植機械器具助成△503千円 	1	1	吉岐市農業振興対策事業実施要綱	全国的な繁殖雌牛の減少により子牛（肥育素牛）の価格が高騰しており肥育経営を圧迫している。このままでは肥育農家の経営基盤が弱体化し、地域団体商標登録である「吉岐牛」の出荷が減少の一途をたどることとなるため、肥育農家の吉岐家畜市場での購入子牛及び自家産子牛の肥育素牛導入経費に対して助成する。	農林課	34～35
1,400		<p>繁殖雌牛群の系統の均衡を図るため県家畜導入事業の対象牛以外の導入に対する補助金の実績見込みによる増額 170頭増×80千円＝13,600千円</p>	1	1	吉岐市農業振興対策事業実施要綱	吉岐市内の飼養頭数は経済環境等により減少している中、肉用牛経営の規模拡大を図る経営体の優良系統牛導入対策事業を推進し、経営基盤強化を図る。	農林課	34～35

平成30年度3月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
							特 定 財 源	国費	県費	地方債 その他	
5 農林水 産業費	1 農業費	4 畜産業 費	地域肉用牛活性化プ ロジェクト推進事業	12,800	6,000	18,800	0	0	5,400	0	
									過疎債 (過疎地 域自立促 進事業)		
		5 農地費	中山間地域等直接支 払交付金事業	195,051	△ 993	194,058	0	△ 745	0	0	
									中山間地 域等直接 支払制度 事業費補 助金		
										環境保全 型農業直 接支払交 付金	
										環境保全 型農業直 接支払交 付金	
	3 水産業 費	2 水産業 振興費	新水産業収益性向 上・活性化支援事業	13,500	△ 266	13,234	0	756	0	0	
										新水産業 収益性向 上・活性 化支援事 業補助金	
			水産業強化支援事業 (浜の活力再生交付 金)	24,800	△ 496	24,304	0	△ 352	0	0	
										水産業強 化支援事 業(浜の 活力再生 交付金)	

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
600		肉用牛淘汰更新対策補助金の実績見込みによる増額 120頭増×50千円=6,000千円	1	1	吉崎市農業振興対策事業実施要領	農業生産活動の活性化と担い手組織の育成、後継者の就農等を推進し、吉岐牛の生産基盤の活性化を図る。また、吉岐牛の市場性を向上させるとともに産地間競争に耐えうる子牛生産地を確立することで、肉用牛飼育農家の維持および経営改善を促進する。	農林課	34～35
△ 248		中山間地域等直接支払交付金の実績見込みによる減額 10割単価 急傾斜 △234千円 緩傾斜 △393千円 平地 △350千円 8割単価 急傾斜 △16千円	3	1	中山間地域等直接支払交付金実施要領	中山間地域が有する保健休養・自然ダム・景観等の多面的機能が過疎化・高齢化等の要因により、低下しているため、耕作放棄防止と農業用施設の適正管理等に取り組む集落へ交付金を交付し、中山間地域の有する多面的機能の維持・保全を図る。(期間) H27～31 (4期対策：5年間)	農林課	34～35
△ 899		環境保全型農業直接支援交付金の実績見込による減額 ・IPM(総合的病害虫・雑草管理)の取組 △3,511千円 ・有機農業の取組 △85千円	3	1	環境保全型農業直接支援交付金実施要綱	環境保全に効果の高い営農活動によって、地球温暖化防止・生物多様性保全に取り組む農業者等へ交付金を交付する。	農林課	34～35
△ 1,022		申請件数及び事業費、補助内容の実績見込みによる減額。	1	2	新水産業収益性向上・活性化支援事業実施要綱	「水産業経営支援事業」を活用して経営改善計画を策定した漁業者、漁業法人、2者以上の漁業者グループが経営改善計画達成に必要な機器等の整備を行い、経営を見直し所得向上を図る。	水産課	34～35
△ 144		箱崎漁業協同組合の製氷施設整備 入札執行実績による減額。	1	2	水産関係地方公共団体交付金等交付要綱	「水産業強化支援事業(浜の活力再生交付金)」を活用して箱崎漁業協同組合の製氷施設の整備を行い、コスト(電気代)の低減を図り、氷代の値下げなどで漁業者の経費削減につなげる。併せて、魚価を向上させるための取り組みを行う。	水産課	34～35

平成30年度3月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特 定 財 源	国費	県費	地方債 その他
5 農林水 産業費	3 水産業 費	2 水産業 振興費	離島漁業再生支援交 付金事業	271,895	△ 4,399	267,496	0	△ 3,813	0	0
								離島漁業 再生支援 交付金		
		4 漁港漁 場整備 費	漁村再生整備事業	128,678	△ 14,450	114,228	0	△ 10,535	△ 5,000	0
								漁村再生 交付金事 業補助金	過疎債	
6 商工費	1 商工費	4 観光費	国民宿舎壱岐島荘 (設計/工事)	15,368	△ 7,000	8,368	0	0	0	0
			イルカパーク管理費 (イルカ飼育管理)	25,952	△ 2,072	23,880	0	0	0	0
7 土木費	2 道路橋 りょう 費	2 道路橋 りょう 維持費	道路維持費(修繕 料)	50,000	△ 20,000	30,000	0	0	0	0

【沓崎市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
△ 586		雇用拡充事業である特定有人国境離島漁村支援交付金の事業費の実績見込みによる減額。	1	2	水産関係 地方公共 団体交付 金要綱	集落協定に基づく、漁場の生産力の向上に関する取組や漁業の再生に関する実践的な取組などの活動を支援する。 雇用機会の拡充を図るため、新規又は事業拡大を行う者を集落が支援する場合の経費を支援する。また集落がその取組を効果的に進める上で基盤となる良好な集落環境を整備するために要する経費を支援する。	水産課	34～ 35
1,085		補助事業割当内示の減による減額 ・小崎漁港（物揚場嵩上げ） ・諸津漁港（簡易浮体） ・八幡浦漁港（防風柵、簡易浮体）	1	2	漁港漁場 整備法	市営漁港の防波堤および岸壁等の施設を改良（浮棧橋、防風柵、用地舗装）することにより、就労環境の改善を図るとともに漁労作業の安全を確保する。	水産課	36～ 37
△ 7,000		国民宿舎沓岐島荘 ●駐車場拡張工事 当初：大型バス駐車場 変更：軽自動車6台分駐車場 現地状況により上記のとおり変更したことによる減額。	1	3	—	一般社団法人 沓崎市開発公社により安定的な運営が図られている。繁忙日において、手狭な駐車場が大型バスと普通車で混雑し駐車に支障をきたす状況にあることから駐車場を拡張する。	観光商工課	36～ 37
△ 2,072		イルカパーク振興会職員の事務局長及びトレーナー1名が退職したことによる減額。	1	5	—	イルカパークは沓岐の重要な観光資源のひとつであり、施設を適正に管理し、また入園者を増加させるために、体験プログラムの展開や各種サービスなどを提供し、魅力的な施設運営を図ることで、交流人口拡大を目指す。	観光商工課	36～ 37
△ 20,000		実績見込みによる減。	5	1	—	幹線道路・生活道路の維持補修に努め、機能性・利便性・快適性の向上を図り、生活に密着した安全で人にやさしい道路として整備・維持管理を行う。	建設課	36～ 37

平成30年度3月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特	定	財	源
							国費	県費	地方債	その他
7 土木費	2 道路橋 りょう 費	2 道路橋 りょう 維持費	道路維持費（市道環 境管理業務）	30,000	△ 10,000	20,000	0	0	0	0
		3 道路橋 りょう 新設改 良費	道路改良費（単独）	99,217	△ 5,176	94,041	0	0	0	0
			道路改良費（起債）	208,722	10,905	219,627	0	0	10,200	0
								辺地債 △200 ・ 過疎債 10,400		
3 河川費	2 急傾斜 地崩壊 対策費	急傾斜地崩壊対策事 業	43,772	△ 1,028	42,744	0	0	△ 1,100	0	
								自然災害 防止事業 債		
4 港湾費	1 港湾管 理費	施設等整備工事	14,196	△ 1,977	12,219	0	0	0	△ 1,977	
									ふるさと 応援基金	

【宕岐市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
△ 10,000		実績見込みによる減。	5	1	—	幹線道路・生活道路の維持補修に努め、機能性・利便性・快適性の向上を図り、生活に密着した安全で人にやさしい道路として整備・維持管理を行う。	建設課	36～37
△ 5,176		事業費精算見込みによる減。	5	1	—	地域住民の日常生活道路を整備することにより、交通安全の確保及び日常生活の利便性を確保する。	建設課	36～39
705		事業費精算見込みによる増。	5	1	—	幹線道路の整備をすることにより、交通の安全を確保し、観光産業の振興及び地域の活性化を支援する。	建設課	36～39
72		事業費精算見込みによる減。	3	3	—	地域住民の人命・財産を守り、地域住民の安全な暮らしを保護するため、急傾斜地の崩壊対策工事を実施する。	建設課	38～39
0		●郷ノ浦港臨時駐車場舗装工事 ・入札執行実績による減額。	5	2	—	郷ノ浦港ターミナル駐車場の混雑緩和のため、臨時駐車場を整備する。また、郷ノ浦港鎌崎地区の岸壁へ係留する船舶の利便性向上を図るため、給水施設を整備する。	水産課	38～39

平成30年度3月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特 定 財 源	国費	県費	地方債 その他
7 土木費	5 都市計 画費	1 都市計 画総務 費	街なみ環境整備事業	32,354	△ 28,000	4,354	△ 14,000	0	0	0
							街並み環 境整備事 業補助金			
	7 住宅費	2 住宅建 設費	住宅建設費	170,179	△ 3,719	166,460	△ 6,549	0	0	0
							社会資本 整備総合 交付金			
8 消防費	1 消防費	1 常備消 防費	公用車購入費（水槽 付消防ポンプ自動 車）	63,720	△ 1,968	61,752	0	0	△ 1,900	0
								刃地債		
		3 消防施 設費	消防施設費（地質調 査／測量設計／設計 監理／工事／土地購 入費／補償費）	37,907	△ 5,000	32,907	0	0	△ 3,500	0
							過疎債			
			消防施設費（機械器 具購入／積載車購 入）	24,552	△ 900	23,652	0	0	△ 600	0
								刃地債		

【沓岐市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
△ 14,000		実績見込みによる減。	3	1	沓岐市勝本浦地区街なみ環境整備事業補助金交付要綱	歴史的建物の適正な管理や活用、公共施設の整備、個人住宅の修景整備等を行い、漁村集落の勝本浦らしい魅力あるまちなみ整備を進めることにより、交流人口の拡大と地域の活性化を図る。	建設課	38～39
2,830		事業費精算見込みによる減。	3	1	公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱	沓岐市公営住宅等長寿命化計画により、老朽化した市営住宅のストックの効率的かつ円滑な更新を行う。	建設課	40～41
△ 68		入札執行実績による減額。	3	3	消防力の整備指針 消防水利の整備指針	年数が経過した常備消防の水槽付消防ポンプ自動車を更新することにより、消防力の強化を図る。	消防本部	40～41
△ 1,500		入札執行実績による減額。	3	3	・消防力の整備指針 ・消防水利の整備指針 ・建築物の耐震改修の促進に関する法律	消防水利未整備地域へ耐震性貯水槽を設置することにより、消防力の強化を図る。 防火水槽への給水設備の整備により消防力の強化を図る。 芦辺地区第1分団格納庫の建て替えを行い、防災拠点の充実化を図る。	消防本部	40～41
△ 300		入札執行実績による減額。	3	3	消防力の整備指針 消防水利の整備指針	老朽化した消防ポンプ及び年数が経過した積載車の更新することにより、消防力の強化を図る。	消防本部	40～41

平成30年度3月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
							特 定 財 源	国費	県費	地方債 その他	
9 教育費	1 教育総務費	3 教育指導費	離島留学生ホームステイ事業	17,205	△ 2,423	14,782	△ 712	0	0	0	
								離島活性化交付金			
	2 小学校費	1 学校管理費	小学校管理費（ブロック塀安全対策事業）	0	95,971	95,971	29,356	0	58,600		
								ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金	学校教育施設等整備事業債		
	3 中学校費	1 学校管理費	中学校管理費（ブロック塀安全対策事業）	0	3,264	3,264	1,066	0	2,100		
							ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金	学校教育施設等整備事業債			
			中学校管理費（スクールバス購入）	15,000	△ 4,600	10,400	△ 2,420	0	0	0	
							へき地生徒援助費等補助金（スクールバスポート等購入費）				
4 幼稚園費	1 幼稚園費	幼稚園費（ブロック塀安全対策事業）	0	19,554	19,554	6,400	0	12,800	0		
							ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金	学校教育施設等整備事業債			

【各岐市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
△ 1,711		・離島留学生移住支援費（親子留学）実績なしによる減額 ・離島留学制度情報発信事業実績による減額	4	1	①各岐市高等学校離島留学生ホームステイ費等補助金交付要綱 ②各岐市いきっこ留学補助金交付要綱	①長崎県内の離島留学制度を実施する高等学校が組織している運営委員会に対し補助金を交付する。（市の補助金に対して県の1/2補助、交通費補助は市単独） ②各岐市立小・中学校が受け入れる「いきっこ留学」の円滑な運営を図るため運営委員会を設置し補助金を交付する。	教育総務課	40～41
8,015	新規	●ブロック塀安全対策（10校 20箇所） ※【国庫】ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金（補助率：1/3） 【起債】学校教育施設等整備事業債（充当率：100%、交付税措置率：60%）	4	1	ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金交付要綱	平成30年6月に発生した大阪府北部地震による学校施設ブロック塀倒壊事故を受け、倒壊の危険性のあるブロック塀の安全対策を行う必要がある。	教育総務課	40～41
98	新規	●ブロック塀安全対策（1校 1箇所） ※【国庫】ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金（補助率：1/3） 【起債】学校教育施設等整備事業債（充当率：100%、交付税措置率：60%）	4	1	ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金交付要綱	平成30年6月に発生した大阪府北部地震による学校施設ブロック塀倒壊事故を受け、倒壊の危険性のあるブロック塀の安全対策を行う必要がある。	教育総務課	42～43
△ 2,180		入札執行実績による減額。	4	1	へき地生徒援助費等補助金交付要綱	平成31年4月予定の芦辺中学校校舎移転に伴い、田河地区・八幡地区・芦辺地区から通学する生徒の利便を図ることを目的とする。	教育総務課	42～43
354	新規	●ブロック塀安全対策（2園 3箇所） ※【国庫】ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金（補助率：1/3） 【起債】学校教育施設等整備事業債（充当率：100%、交付税措置率：60%）	4	1	ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金交付要綱	平成30年6月に発生した大阪府北部地震による学校施設ブロック塀倒壊事故を受け、倒壊の危険性のあるブロック塀の安全対策を行う必要がある。	教育総務課	42～43

平成30年度3月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特 国費	定 県費	財 地方債	源 その他
9 教育費	5 社会教育費	3 生涯学習推進費	放課後子ども教室推進事業	3,600	△ 600	3,000	0	△ 400	0	0
								地域子ども教室推進事業補助金		
	4 公民館費	志岐島開発総合センター管理費（監理業務／工事）	8,900	127,278	136,178	62,972	0	64,300	0	
							離島活性化交付金	緊急防災・減災事業債		
	7 学校給食費	1 学校給食費	学校給食運営費（備品購入費）	9,000	△ 1,852	7,148	0	0	0	△ 1,800
										合併振興基金
10 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	1 農地及び農業用施設災害復旧費	農地及び農業用施設災害復旧事業費（現年災）	189,748	△ 178,000	11,748	0	△ 96,200	0	△ 13,800
									農地及び農業用施設災害復旧費補助金	
			農地及び農業用施設災害復旧事業費（過年災）	608,418	△ 32,365	576,053	0	0	0	

【沓岐市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
△ 200		実績見込みによる減。	4	1	地域子ども教室推進事業実施要綱及び同補助金実施要綱(県要綱)	放課後や週末等に小学校及び地域の施設を活用して、地域の方々が指導スタッフとなって、子ども達に自然・文化・芸術等にふれる体験活動等の機会や学習の場を提供するもので、その活動費等経費の一部を補助する。	社会 教育 課	42～ 43
6		●沓岐島開発総合センター耐震改修事業 ・昭和55年建築 ・鉄筋コンクリート造2階建 1,787㎡	4	4	建築物の耐震改修の促進に関する法律	施設の適切な維持管理と運営を行うため、耐震改修工事を行う。	社会 教育 課	42～ 43
△ 52		給食配送車購入実績による減額。	4	1	—	石田町幼保連携型認定こども園開設に向けて学校給食センターから給食を配送するために施設整備を行う。	教育 総務 課	44～ 45
△ 68,000		平成29年災の影響で当該年度での事業実施が不可能な為、国庫補助分の予算を全額減額し、平成31年農地及農業用施設災害復旧事業(過年災)に予算組替えを行う。	3	3	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	異常気象により被災した農地・農業用施設の災害復旧工事を実施し、機能の回復を図ることにより農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。	農林 課	44～ 45
△ 32,365		前年度の集中豪雨による災害復旧事業において入札不調の影響により受注可能業者がいなかったため減額 ・修繕料 △4,042千円 ・小規模災害復旧工事 △20,000千円 ・災害復旧事業補助金 △8,323千円	3	3	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	異常気象により被災した農地・農業用施設の災害復旧工事を実施し、機能の回復を図ることにより農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。	農林 課	44～ 45

平成30年度3月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
							特 国費	定 県費	財 地方債	源 その他	
10	災害復 旧費	2 公共土 木施設 災害復 旧費	1 公共土 木施設 災害復 旧費	公共土木施設災害復 旧事業費（修繕料）	771,990	△ 9,000	762,990	0	0	0	0

【**宕岐市総合計画における基本指針**】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
△ 9,000		実績見込みによる減。	3	3	公共土木 施設災害 復旧事業 費国庫負 担法	異常気象により被災した公共土木施 設の災害復旧工事を行う。	建設 課	44～ 45

平成30年度3月補正予算の主要事業

■国民健康保険事業特別会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
							特 定 財 源					
							国費	県費	地方債	その他		
2	保険給 付費	2 高額療 養費	1 一般被 保険者 高額療 養費	一般被保険者高額療 養費	503,952	△ 61,800	442,152		△ 61,800			
									普通交付 金			

■後期高齢者医療事業特別会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
							特 定 財 源					
							国費	県費	地方債	その他		
2	後期高 齢者医 療広域 連合納 付金	1 後期高 齢者医 療広域 連合納 付金	1 後期高 齢者医 療広域 連合納 付金	後期高齢者医療広域 連合納付金	325,776	△ 617	325,159					

■介護保険事業特別会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
							特 定 財 源				
							国費	県費	地方債	その他	
2	介護給 付費	1 介護 サービ ス諸費	1 介護 サービ ス諸費	介護サービス給付費	3,080,000	△ 20,000	3,060,000	△ 4,950	△ 2,500		△ 7,900
								介護給付 費負担金 △3,000 ・ 普通調整 交付金 △1,950	介護給付 費負担金 △2,500		介護給付 費交付金 △5,400 ・ 一般会計 繰入金 (給付 費) △2,500
		3 高額介 護サー ビス費	1 高額介 護サー ビス費	高額介護サービス費	79,000	5,000	84,000	1,237	625		1,975
								介護給付 費負担金 750 ・ 普通調整 交付金 487	介護給付 費負担金 625		介護給付 費交付金 1,350 ・ 一般会計 繰入金 (給付 費) 625

【吉崎市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり
2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
0		国民健康保険一般被保険者の 保険給付(高額療養費)の決算 見込みによる減額を行う。	2	1	国民健康 保険法第 2条	国民健康保険被保険者の疾病、負 傷、出産及び死亡に対して、必要な 保険給付を行う。	保険 課	10～ 11

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
△ 617		●後期高齢者医療保険基盤安 定負担金の決定に伴う減額 △3,617千円 ●後期高齢者保険料の収納決 算見込みに伴う増額 3,000千円	2	1	高齢者の 医療の確 保に関す る法律第 99条ほか	●被保険者の保険料負担の緩和のため、低所得者等に対する保険料軽減額相当分を広域連合へ支出する。 ●市町が、普通徴収及び特別徴収の方法により徴収した保険料について、市町の現年度予算にて収入調定を行い、現年度予算から広域連合へ現年度分保険料負担金(納付金)として支出する。	保険 課	10～ 11

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		政策等の背 景、目的等	所属	予算書 ページ	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
△ 4,650		給付実績による減額。 自然増として見込んでいた 分がなく、前年度並みの実績 が見込まれるため。	2	1	介護保険 法	法定給付	保険 課	10～ 11
1,163		申請件数増による増額。 昨年度末申請予定分の一部 が今年度当初に申請・支給と なり、年間支給件数が増加し たため。	2	1	介護保険 法	法定給付	保険 課	10～ 11

平成30年度3月補正予算の主要事業

■下水道事業特別会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特 定 財 源	国費	県費	地方債 その他
1 下水道 事業費	2 施設整 備費	1 施設整 備費	施設整備費（単独）	5,352	△ 2,700	2,652	0	0	0	0
2 漁業集 落排水 整備事 業費	2 施設整 備費	1 施設整 備費	施設整備費（単独）	27,090	△ 1,400	25,690	0	0	0	0

【沓崎市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
△ 2,700		実績見込みによる減額。	3	2	都市計画法 下水道法 建築基準法	古城・大谷地区の下水道区域（中央処理区）内の生活環境の改善を図るとともに、公共水域の水質改善を図るため、下水道施設の早期完成を目指す。	上下水道課	12～ 13
△ 1,400		実績見込みによる減額。	3	2	浄化槽法 農山漁村 地域整備 交付金実 施要綱	芦辺漁港背後集落の芦辺地区において、集落内の環境衛生の向上・生活環境の改善・公共水域の保全を図り魅力ある地域づくりを行うため、排水処理施設の早期完成を目指す。	上下水道課	12～ 13

■一般会計・繰越明許費（詳細） 追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	定住奨励事業	4,000
3 民生費	1 社会福祉費	プレミアム付商品券事業	3,266
	2 児童福祉費	保育所等ブロック塀安全点検調査事業	607
5 農林水産業費	1 農業費	長崎県肉用牛パワーアップ事業	18,944
		長崎県畜産クラスター構築事業	123,394
	3 水産業費	漁業集落環境整備事業 繰出金	22,700
7 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう維持事業	61,000
		市道谷徳用1号線他舗装補修工事	12,000
		市道田ノ浦4号線法面補修工事	3,000
		市道伊志呂線他1線道路修繕工事	8,000
		市道恵美須大久保線防護柵修繕工事	4,000
		市道左京鼻線落石防護柵修繕工事	4,000
		市内区画線修繕工事（2工区）	7,000
		原島地区道路修繕工事	8,000

(単位：千円)

完了予定	繰越理由
H31.6.28	賃貸住宅の建設場所への污水管敷設工事が、入札不調等により標準工期が確保できず、繰り越すこととなったため、本事業も併せて繰り越す。
H32.3.31	平成30年度国の補正予算（第2号）に伴う事業により、交付決定が3月中旬以降となるため、全額繰越となる。
H31.8.30	業務の調整に不測の日数を要することから十分な工期が確保できない。
H31.9.30	平成29年7月発生の豪雨災害に係る災害復旧工事及び公共施設工事の過多により、大工、左官等の技術者が不足し、入札が不調となり、年度内の事業完了が不可能となったため。
H31.9.30	平成29年7月発生の豪雨災害に係る災害復旧工事及び公共施設工事の過多により、大工、左官等の技術者が不足し、入札が不調となり、年度内の事業完了が不可能となったため。
H31.7.31	工事の実施にあたり、石張復旧の石板の納品に不測の日数を要すること、施工箇所がバス路線であるため通行規制に伴う迂回ルートについて他工事との調整など不測の日数を要すること、污水管布設については入札不調などにより標準工期が確保できないため。
H31.7.19	平成29年7月発生の豪雨災害に係る災害復旧工事の過多により、入札が不調となり、年度内の事業完了が不可能となったため。

■一般会計・繰越明許費（詳細） 追加

款	項	事業名	金額
7 土木費	2 道路橋りょう費	市道長峰1号線路肩修繕工事	5,000
		市道片部1号線道路修繕工事	3,000
		市道横山線舗装補修工事	7,000
	6 下水道費	公共下水道事業 繰出金	15,000
9 教育費	2 小学校費	田河小学校特別支援対策事業	1,480
		芦辺小学校屋内運動場改築事業	183,625
		ブロック塀安全対策事業	100,547
	3 中学校費	芦辺中学校校舎改築及び改修事業	631,494
		ブロック塀安全対策事業	3,638
	4 幼稚園費	ブロック塀安全対策事業	20,056
	5 社会教育費	壱岐島開発総合センター耐震化事業	128,278
	合 計		

(単位：千円)

完了予定	繰越理由
H31.7.19	平成29年7月発生の豪雨災害に係る災害復旧工事の過多により、入札が不調となり、年度内の事業完了が不可能となったため。
H31.7.19	平成29年7月発生の豪雨災害に係る災害復旧工事の過多により、入札が不調となり、年度内の事業完了が不可能となったため。
H31.7.19	平成29年7月発生の豪雨災害に係る災害復旧工事の過多により、入札が不調となり、年度内の事業完了が不可能となったため。
H31.7.10	本工事区間に県指定遺跡区間が複数箇所あり、その工程調整により着手が遅れるため。
H31.7.31	特殊機器であり、生産に不測の日数を要するため。
H31.4.30	別工事である当該工事敷地法面对策工事において、工事法面に水道管があったため、布設替えに不測の日数を要し、工事が遅れたため。
H31.12.27	平成30年度国の補正予算（第1号）に伴う事業により、契約工期が確保できないため。
H31.7.31	工事敷地内に農水管が通っており、農水管の現況調査・対策協議及び布設替えに不測の日数を要するため。
H31.12.27	平成30年度国の補正予算（第1号）に伴う事業により、契約工期が確保できないため。
H31.12.27	平成30年度国の補正予算（第1号）に伴う事業により、契約工期が確保できないため。
H31.12.20	平成30年度国の補正予算（第2号）に伴う事業により、交付決定が3月中旬以降となるため、全額繰越となる。

■一般会計・繰越明許費（詳細） 変更

款	項	事業名	変更前
7 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう新設改良事業	203,000
		1級市道山崎線	
		2級市道諸吉須気線	
		市道西中線	
	7 住宅費	公営住宅等ストック総合改善事業 古城団地（2棟）	71,504
合 計			274,504

(単位：千円)

変更後	増減	完了予定	変更理由
243,000	40,000		以下、3路線が追加となったため。
25,000	25,000	H31.6.28	今年度工事予定箇所において、必要となる用地に相続が多数発生しており、用地取得に不測の日数を要し、その後予定していた工事の標準工期の確保が困難となったため。
10,000	10,000	H31.5.30	他事業との調整に不測の日数を要したことから、標準工期の確保が困難となったため。
5,000	5,000	H31.5.30	今年度工事予定箇所において、必要となる用地に相続が多数発生しており、用地取得に不測の日数を要し、その後予定していた工事の標準工期の確保が困難となったため。
80,440	8,936	H31.9.30	改修工事の入札不調による、事業費精算のため。
323,440	48,936		

■下水道事業・繰越明許費（詳細）

款	項	事業名	金額
1 下水道事業費	2 施設整備費	公共下水道事業	51,500
2 漁業集落排水整備事業費	2 施設整備費	漁業集落排水整備事業	22,700
合 計			74,200

(単位：千円)

完了予定	繰越理由
H31.7.10	本工事区間に県指定遺跡区間が複数箇所あり、その工程調整により着手が遅れるため。
H31.7.31	工事の実施にあたり、石張復旧の石板の納品に不測の日数を要すること、施工箇所がバス路線であるため通行規制に伴う迂回ルートについて他工事との調整など不測の日数を要すること、污水管布設については入札不調などにより標準工期が確保できないため。

基金の状況（見込み）

○積立基金

（単位：千円）

区 分	平成28年度末 現在高	平成29年度		平成29年度末 現在高	平成30年度（見込み）		平成30年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
財政調整基金	2,002,413	909	400,000	1,603,322	666	800,000	803,988
減債基金	3,162,946	1,108	400,000	2,764,054	3,456	1,000,000	1,767,510
地域振興基金	508,751	188	0	508,939	168	198,200	310,907
地域福祉基金	761,070	0	20,800	740,270	0	45,394	694,876
老人ホーム事業施設整備基金	188,122	43	1,600	186,565	34	2,800	183,799
中山間ふるさと活性化基金	40,775	0	0	40,775	0	0	40,775
栽培漁業振興基金	116,331	39,401	30,000	125,732	42,569	30,000	138,301
沿岸漁業振興基金	51,131	22,774	22,768	51,137	22,774	30,000	43,911
教育振興基金	7,899	2	300	7,601	2	300	7,303
松永記念館維持管理基金	7,805	0	0	7,805	0	0	7,805
原の辻遺跡保存整備基金	10,738	3	0	10,741	3	0	10,744
ふるさと市町村圏基金	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000
合併振興基金	2,365,600	0	0	2,365,600	0	730,200	1,635,400
ふるさと応援基金	178,534	260,760	114,000	325,294	300,045	190,322	435,017
過疎地域自立促進特別事業基金	409,547	264,798	207,300	467,045	264,764	176,450	555,359
本庁舎建設基金積立金	0	100,000	0	100,000	50,001	0	150,001
学校施設整備基金積立金	0	100,000	0	100,000	50,001	0	150,001
小 計	5,646,303	787,969	396,768	6,037,504	730,361	1,403,666	5,364,199
計	10,811,662	789,986	1,196,768	10,404,880	734,483	3,203,666	7,935,697
国民健康保険財政調整基金	255,590	58	0	255,648	53	1	255,700
直営診療所財政調整基金	14,893	2	14,895	0	3	1	2
介護給付費準備基金	128,803	27	67,000	61,830	15	28,000	33,845
簡易水道事業特別会計基金	0	0	0	0	0	0	0
特別養護老人ホーム事業財政調整基金	0	0	0	0	0	0	0
特別養護老人ホーム事業施設整備基金	0	0	0	0	0	0	0
農業機械銀行特別会計減価償却基金	17,686	2,935	6,220	14,401	8,301	1,933	20,769
計	416,972	3,022	88,115	331,879	8,372	29,935	310,316
合 計	11,228,634	793,008	1,284,883	10,736,759	742,855	3,233,601	8,246,013

○定額運用基金

区 分	平成28年度末 現在高	平成29年度		平成29年度末 現在高	平成30年度（見込み）		平成30年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
土地開発基金	14,474	0	0	14,474	0	14,474	0
災害資金貸付基金	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000
奨学資金運用基金	43,566	0	0	43,566	0	0	43,566
収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金	2,000	0	0	2,000	0	0	2,000
合 計	80,040	0	0	80,040	0	14,474	65,566

合計（積立基金＋定額運用基金）	11,308,674	793,008	1,284,883	10,816,799	742,855	3,248,075	8,311,579
-----------------	------------	---------	-----------	------------	---------	-----------	-----------

平成31年度 当初予算(案)概要

1. 各会計予算額一覧	1
2. 一般会計款別予算集計表	2
3. 当初予算主要事業一覧	3～100
4. 基金の状況(見込み)	101
5. 地方債の状況に関する調書	102
6. 地方消費税交付金(社会保障財源化分) が充てられる社会保障施策に要する経費	103



杏 岐 市

平成31年度各岐市各会計当初予算額一覧

○一般会計、特別会計

(単位：千円、%)

会 計 名		平成31年度	平成30年度	増減額	増減率	
一 般 会 計		23,670,000	27,270,000	△3,600,000	△13.2	
特別会計	国民健康 保険事業 特別会計	事業勘定	4,041,911	4,248,047	△206,136	△4.9
		診療施設勘定	98,919	97,881	1,038	1.1
		計	4,140,830	4,345,928	△205,098	△4.7
	後期高齢者医療事業特別会計		331,677	335,016	△3,339	△1.0
	介護保険 事業特別 会 計	保険事業勘定	3,481,957	3,511,577	△29,620	△0.8
		介護サービス事業勘定	32,390	32,413	△23	△0.1
		計	3,514,347	3,543,990	△29,643	△0.8
	下水道事業特別会計		333,871	377,734	△43,863	△11.6
	三島航路事業特別会計		116,521	125,248	△8,727	△7.0
	農業機械銀行特別会計		122,339	113,488	8,851	7.8
合 計		8,559,585	8,841,404	△ 281,819	△3.2	
一般会計、特別会計の合計		32,229,585	36,111,404	△ 3,881,819	△10.7	

○企業会計

(単位：千円、%)

会 計 名	内 訳	平成31年度	平成30年度	増減額	増減率
水道事業会計	収益的収入	873,319	937,021	△ 63,702	△6.8
	収益的支出	857,379	923,073	△ 65,694	△7.1
	資本的収入	190,466	118,059	72,407	61.3
	資本的支出	356,907	280,651	76,256	27.2

平成31年度 一般会計款別予算集計表（対前年度比較）

（歳入）

（単位：千円、％）

款	区 分	平成31年度予算額		平成30年度予算額		増減額 A-B=C	増減率 C/B×100
		A 構成比	B 構成比	A 構成比	B 構成比		
○ 1	市 税	2,182,981	9.2	2,183,971	8.0	△990	0.0
2	地方譲与税	274,200	1.2	278,200	1.0	△4,000	△1.4
3	利子割交付金	1,500	0.0	1,500	0.0	0	0.0
4	配当割交付金	2,900	0.0	2,900	0.0	0	0.0
5	株式等譲渡所得割交付金	500	0.0	500	0.0	0	0.0
6	地方消費税交付金	460,000	1.9	460,000	1.7	0	0.0
7	ゴルフ場利用税交付金	1,900	0.0	1,900	0.0	0	0.0
8	自動車取得税交付金	22,000	0.1	22,000	0.1	0	0.0
9	地方特例交付金	3,800	0.0	3,800	0.0	0	0.0
10	地方交付税	8,830,600	37.4	9,350,200	34.3	△519,600	△5.6
11	交通安全対策特別交付金	6,000	0.0	6,000	0.0	0	0.0
○ 12	分担金及び負担金	235,652	1.0	256,713	0.9	△21,061	△8.2
○ 13	使用料及び手数料	433,573	1.8	456,216	1.7	△22,643	△5.0
14	国庫支出金	2,545,378	10.8	3,449,109	12.7	△903,731	△26.2
15	県支出金	2,394,395	10.1	2,414,380	8.9	△19,985	△0.8
○ 16	財産収入	73,412	0.3	74,587	0.3	△1,175	△1.6
○ 17	寄 附 金	350,001	1.5	200,100	0.7	149,901	74.9
○ 18	繰 入 金	2,906,837	12.3	2,806,452	10.3	100,385	3.6
○ 19	繰 越 金	300,000	1.3	300,000	1.1	0	0.0
○ 20	諸 収 入	236,071	1.0	245,472	0.9	△9,401	△3.8
21	市 債	2,408,300	10.2	4,756,000	17.4	△2,347,700	△49.4
	歳 入 合 計	23,670,000	100.1	27,270,000	100.0	△3,600,000	△13.2
○	うち自主財源（○印）	6,718,527	28.4	6,523,511	23.9	195,016	3.0

（歳出）

（単位：千円、％）

款	区 分	平成31年度予算額		平成30年度予算額		増減額 A-B=C	増減率 C/B×100
		A 構成比	B 構成比	A 構成比	B 構成比		
1	議 会 費	143,257	0.6	161,789	0.6	△18,532	△11.5
2	総 務 費	4,297,831	18.2	4,979,409	18.2	△681,578	△13.7
3	民 生 費	5,978,931	25.3	6,187,862	22.7	△208,931	△3.4
4	衛 生 費	2,203,692	9.3	2,911,489	10.7	△707,797	△24.3
5	農 林 水 産 業 費	2,343,513	9.9	2,063,219	7.6	280,294	13.6
6	商 工 費	1,068,945	4.5	1,063,427	3.9	5,518	0.5
7	土 木 費	1,630,062	6.9	1,551,375	5.7	78,687	5.1
8	消 防 費	802,413	3.4	782,092	2.9	20,321	2.6
9	教 育 費	2,132,884	9.0	3,435,842	12.6	△1,302,958	△37.9
10	災 害 復 旧 費	188,105	0.8	1,069,201	3.9	△881,096	△82.4
11	公 債 費	2,844,442	12.0	3,019,257	11.1	△174,815	△5.8
12	諸 支 出 金	31,925	0.1	41,038	0.1	△9,113	△22.2
13	予 備 費	4,000	0.0	4,000	0.0	0	0.0
	歳 出 合 計	23,670,000	100.0	27,270,000	100.0	△3,600,000	△13.2

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源	
					特 定 財 源					
					国費	県費	地方債	その他		
2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	まちづくり協議会設置事業	46,777	3,475	825		40,000	2,477	
			九州地方知事会議開催費	2,200					2,200	
			香岐市コミュニティ施設改修等補助金	8,000				8,000	0	
			安全・安心のまちづくり交付金	13,836				13,800	36	
			本庁舎建設基金積立金	50,000					50,000	

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
新規	まちづくり協議会を設置し、協働によるまちづくりを行なう。 【主な予算内容】 ●モデル地区運営交付金15,000千円(2,500千円×6地区) ●集落支援員委託費21,000千円(3,500千円×6地区) 全額特別交付税措置 ●拠点施設修繕費3,000千円(500千円×6地区) ●準備委員会補助金5,400千円(300千円×18地区)	6	1	吉崎市まちづくり協議会設置条例	地域の特性や実情に合った魅力あるまちづくりの実現に向けて、吉崎市自治基本条例に基づく、コミュニティ活動を推進するための新たな組織を設立し、地域住民の福祉の増進、連携の強化及び市とまちづくり協議会との協働によるまちづくりを推進する。	政策企画課	51～57
新規	第153回九州地方知事会議及び第35回九州地域戦略会議の吉崎市開催(平成31年6月4日～5日)を受け、産業行政視察や吉岐産品でのおもてなし等吉岐市のPRに繋がる関連経費と音響等会場設備の関連経費を計上。	5	4	—	吉岐市のPRと経済振興のため、九州地方知事会議をはじめ主要会議等の本市開催について、平成28年から長崎県へ要望を行ってきたことを受けた形で本市での開催予定となった。	総務課	53～55
新規 (一部)	自治公民館等が管理する集会所等のコミュニティ施設の利便性及び耐久性の向上を図るため、施設の改修に要する経費について助成を行い、地元負担の軽減を図る。 ●バリアフリー化事業補助金 ・高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるようにするためのバリアフリー化工事。(補助対象経費300千円以上1,000千円以内で補助率60%) 一部特別交付税措置 ●耐久性向上化事業補助金 ※新規 ・施設の耐久性の向上化を伴う改修または安全性の確保を行う事業。(補助対象経費100千円以上1,000千円以内で補助率40%)	6	1	吉崎市コミュニティ施設改修費等補助金交付要綱	コミュニティ施設の老朽化が進む中、安全性の確保と耐久性の向上を図ることで、利用率の向上を目指し、最も身近な地域コミュニティである自治公民館の活性化を図る。	政策企画課	56～57
	自治公民館が取り組む自主防災活動及び福祉保健活動を促進するため、以下の取組状況により交付金を交付する。 ●自主防災組織設置及び活動 ●特定健診の推進 ●福祉保健部の設置及び活動	6	1	吉崎市安全・安心のまちづくり交付金交付要綱	地方分権時代の到来、地方財政状況の逼迫などの要因から、地域運営には市民と自治体の協働が求められている中、自治公民館における安全・安心への取組が重要となっている。そのため、自主防災組織の設置及び活動、特定健診の推進、福祉保健設置及び活動の実施状況等によって交付金を交付し、市民の安全・安心の向上と地域コミュニティの活性化を図る。	政策企画課	56～57
	将来の市本庁舎の建設に要する経費に充てるため基金積立を行う。	6	3	吉崎市本庁舎建設基金条例	将来、市本庁舎を建設する必要性が生じた場合、財源の確保については困難な状況が予想されるため、その財源の一部とするため、基金を設置し、積立を行う。	総務課	56～57

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国費	県費	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	5 財産管理費	財産管理費（設計業務／工事／負担金）	10,200				10,200	0
							合併振興基金		
			庁舎整備費	403,000			365,600		37,400
						合併特例債			
		個別施設計画策定業務	5,433					5,433	
		6 企画費	地域おこし協力隊事業	50,393					50,393
			ふるさと応援寄附金	575,386				360,000	215,386
							ふるさと応援寄附金 350,000 ・ ふるさと応援基金 10,000		

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
新規	供用開始による下水道への接続工事 ●吉崎市高等職業訓練校 ●旧久松大谷工場	3	2	吉崎市公共 下水道条例	下水道区域内の健全な発展と公衆衛生の向上に資 するため。	管財 課	60～ 63
	●市役所庁舎耐震改修事業 ・芦辺庁舎 ・石田庁舎	6	3	建築物の耐 震改修の促 進に関する 法律	市役所庁舎耐震改修基本計画に基づき、年次的に 耐震改修工事を実施する。	建設 課	60～ 63
	公共施設等総合管理計画に基づき、個別 の施設ごとの具体的な対応方針を定める 計画として、点検・診断によって得られ た個別施設の状態や維持管理・更新等に 係る対策の優先順位の考え方、対策の内 容や実施時期を定める計画書の策定業 務。 ※3年間の継続事業の2年目	6	3	各省庁が定 めた計画策 定指針等	過去に建設された公共施設等がこれから大量に更 新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依 然として厳しい状況にある中、人口減少等により 今後の公共施設等の利用需要が変化していくの で、市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要 性がある。	管財 課	60～ 61
	都市部の人材を本市へ地域おこし協力隊 員として受け入れ、定住・移住対策や観 光振興等の地域協力活動を行なう。 ・29年度 2名 ・30年度 4名 ・31年度 新規6名 ●農業集落支援員（農林課）●空き家活 用促進（地域振興推進課）●海の資源回 復（水産課）●健康運動プランナー（保険 課）●離島留学プランナー（教育総務課）● ふるさと納税（政策企画課）	5	5	吉崎市地域 おこし協力 隊設置要綱	都市部から過疎地域へ地域おこし協力隊として移 住し、地域協力活動を行ないながら、地域に定 住・定着を図るものとする。	政策 企画 課	62～ 67
	本市へふるさと応援寄附金の受入れ及び 寄附者へお礼の品（特産品）を贈呈す る。また、お礼の品の宣伝用カタログの 作成のほか、各種PR事業を実施する。 寄附金は、ふるさと応援基金に積立を行 う。 ●目標額 3億5千万円	1	4	吉崎市ふる さと納税推 進事業実施 要綱	本市へのふるさと納税を推進し、財源の確保及び 地場産業の活性化を図る。	政策 企画 課	62～ 69

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源	
					特 定 財 源					
					国費	県費	地方債	その他		
2 総務費	1 総務管理費	6 企画費	ウルトラマラソン運営事業	11,632	4,000			7,300	332	
			自治体SDGsモデル事業費	37,643	18,314				19,329	
			楢葉町友好都市調印式開催費	385					385	
			テレワーク施設指定管理料	3,211				3,200	11	
			杵岐市総合計画策定業務	5,000					5,000	

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	<p>吉岐ウルトラマラソン大会運営に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ●開催予定日 平成31年10月19日(土) ●種目・募集 100km：600名 50km：400名 	1	5	離島活性化 交付金事業 実施要綱	第4回大会となる吉岐ウルトラマラソンを実施する。過去大会の実績により、島を挙げた一大イベントとして定着しつつあり、本市の知名度アップや地域活性化に繋げる。	地域 振興 推進 課	62～ 67
	<p>「自治体SDGsモデル事業」として、経済・社会・環境の三側面を統合的に取り組み、2030年の吉岐市の将来像の実現に繋げる事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●経済：アスパラハウス栽培における生育環境の分析作業 ●社会：テレビ局とタイアップした市民参加型SDGsイベントの開催 ●環境：市内中学生等を対象とした環境教育プログラムの実施 	1	1	地方創生推 進交付金要 綱	本市は、平成30年度に内閣総理大臣から「SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業」の選定を受け、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組を実施し、地方創生の深化に繋げることを目的とする。	政策 企画 課	62～ 65
新規	<p>檜葉町・吉崎市友好都市提携調印式を吉岐市において実施するための経費。</p>	5	4	—	吉岐市と檜葉町は、震災を契機として自治体間の交流を重ね平成28年9月4日に「防災・教育・経済」において、パートナーシップの宣言を行い、友好と親善を基調とした交流連携をより緊密に進めてきました。 この絆を、これからも継続し、今日まで育んできた友情と絆をより一層深いものとするともに、両市相互の繁栄と発展を促進する。	政策 企画 課	62～ 65
	<p>テレワークセンター及びテレワークセンター利用者向けの短期滞在型住宅の管理・運営を行う。 また、施設管理・利用者対応に加えて、積極的に島外企業に対して、本市のテレワークの取り組みをPRし、企業誘致を促進する。</p>	1	4	吉岐市公の 施設に係る 指定管理者 の指定手続 きに関する 条例	九州経済の中心である福岡都市圏に隣接しているという本市のメリットを生かし、福岡都市圏の企業に直接働きかけることで、より多くのテレワーク利用者の取込みを図るとともに、全国から本市への移住者増加及び交流人口の拡大を目指し、地域再生を図ることを目的とする。 また、「吉岐なみらい創りプロジェクト」によるまちづくりの拠点としても活用することで、テレワーク施設としてだけでなく、多様な人々が交わり、常に新しい考えが生まれる場所となり、市民が地方創生に積極的に参加する仕組み作りを行う。	地域 振興 推進 課	64～ 65
	<p>「第3次吉岐市総合計画」の策定に当たっては、本市の10年後(2030年)の将来像を見据え、新たな人口ビジョンを前提に、総合戦略の統合やSDGsの達成に向けた施策を反映させるとともに、今後の社会・経済情勢や本市の抱える様々な課題等を踏まえ、幅広く市民の意見やニーズを取り入れ、本市が進むべき将来ビジョン(展望)を明らかにし、具体的な政策・事業を示す計画とする。</p>	—	—	吉岐市議会 基本条例、 吉岐市総合 計画審議会 規則	本市の市政運営の指針となる「第2次吉岐市総合計画」が、今年度に目標の最終年次を迎えることから、成果指標の検証等を行ったうえで「第3次吉岐市総合計画」を新たに策定する。	政策 企画 課	64～ 65

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	6 企画費	吉岐なみらい創りプロジェクト事業	5,292	2,646				2,646
			起業家人材育成事業	24,000					24,000
			Bizitt・ジャパン地方連携事業	1,000					1,000
			米国市場に向けた広域連携事業	1,000					1,000
			福岡市・九州離島広域連携事業	10,050	5,000				5,050

【吉岐市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
5国内外交流が盛んなまちづくり
6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	住民主体の対話会の支援を行うとともに、地方創生テーマの実現に向けた支援も行っていく。 また、未来のリーダー人材育成の一環としても、市内高校生と大学生とのイノベーションプログラムを実施することで、地域を学び、郷土愛を育む機会を創出する。	6	1	地域再生法	産官民連携対話会により、住民の声を直接行政に反映させる。また、島内の高校生が島外の大学生との交流によりイノベーションに必要な思考を学習するなど、住民が吉岐市の未来のために実現したい夢を叶える仕組みづくりを確立する。	地域 振興 推進 課	64～ 65
	地域おこし協力隊制度を活用し、都市部の優秀な人材を誘致して、自立した地域の担い手として育成する。(コーディネーター1名、起業家5名)	5	5	—	地域おこし協力隊制度の新たな活用方法として、起業家人材を地域おこし協力隊として誘致し、実際の事業化までの支援を行う事業が、全国各地で実施されており、効果を出している。 本事業で採用された人材の方々の定住、さらにその活動により吉岐を拠点とした吉岐ならではの新しい働き方・生き方・暮らし方が創造され、将来のさらなる移住者・関係人口の増加に繋げる。	地域 振興 推進 課	64～ 65
	福岡市、太宰府市、鹿島市と連携し、他の地域では体験できないモデルコースを作り商品化に繋げ、ターゲットとなる上海や北京を中心とした中国人富裕層およびFIT層(20～30代を中心とした働き盛りの若年層)に向け情報を発信し、誘客を図る。	5	4	—	中国から最も近い大都市である福岡市を中心に歴史・文化・美しい景観・食文化の充実した地域が連携することで、今後に繋がる新たな九州観光の発展を図る。	地域 振興 推進 課	64～ 65
新規	福岡市・北九州市・太宰府市・武雄市・日田市・雲仙市等との広域連携により、2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピック、2021年世界水泳選手権において多くの来訪が見込まれる米国人観光客の誘客を図る。	5	4	—	東アジアに偏重している訪日客への危機感や2019年ラグビーワールドカップから2021年世界水泳選手権まで国際的な大規模スポーツイベントが連続開催されることから、訪日客数や来訪ポテンシャルの高さに優位性がある米国市場に向けたプロモーションを実施し、九州(参加10都市)の認知度向上および誘客促進を図る。	地域 振興 推進 課	64～ 65
	構成6市町が連携し、広域観光戦略に基づく、観光資源の磨き上げ、人材育成、公式HP「Re島ちゃんねる」での情報発信、国内旅行商品の造成、海外への認知度等の向上を図る。 ●福岡市・九州離島広域連携協議会負担金	5	4	地方創生推 進交付金交 付要綱	福岡市から直行で行くことができる離島(吉岐市、対馬市、五島市、新上五島町、屋久島町)と福岡市は、平成28年3月に「福岡市・九州離島広域連携協議会」を立ち上げ、観光、文化面を中心として連携し、交流人口の増加、地域経済活性化を目指すことを目的とする。	地域 振興 推進 課	66～ 67

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				
					特 定 財 源		一 般 財 源		
					国費	県費	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	6 企画費	地方バス路線維持費	69,223				69,200	23
							地域振興基金		
			定住奨励事業	26,910				26,900	10
							ふるさと応援基金		
			UIターン促進短期滞在費補助金	603					603
			ふれあい交流事業	3,743			2,400	1,000	343
							過疎債 (過疎地域自立促進事業)	長崎県市町村振興事業補助金	
			島外通勤・通学者交通費助成事業	4,588			4,100		488
							過疎債 (過疎地域自立促進事業)		

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	地方バス路線等運航対策費 ●路線維持費 ●定期券購入補助 ●75歳以上バス利用者 ●吉岐病院への接続	5	1	—	自家用車の普及等により乗合バスの輸送人員が減少傾向にある中で、交通弱者の社会活動を保障するため、市内路線バス事業者に補助金を交付し、路線バスの運行維持・確保を図る。	総務課	66～ 67
	●移住者住宅等支援事業 6,000千円(新築2,500千円×1戸、中古700千円×5戸) ●移住者住宅家賃支援事業 2,160千円(12千円×12月×15戸) ●移住費用支援事業 4,000千円(200千円×20世帯) ●中古住宅改修費用支援事業(利用者) 2,250千円(750千円×3戸) ●空き家バンク改修補助金(所有者) 500千円(500千円×1戸) ●移住者住宅建設事業補助金 12,000千円(1,000千円×12戸)	5	5	・吉崎市移住者住宅等支援事業補助金交付要綱 ・吉崎市移住者賃貸住宅家賃補助金交付要綱 ・吉崎市空き家バンク活用促進補助金交付要綱 ・吉崎市民間賃貸住宅建設費補助金交付要綱	吉崎市総合戦略の「吉岐の魅力を発信し、人が集まるまちづくり」の「定住プロジェクト」を推進するため、Uターン者に対する移住費用の負担を軽減するため、住宅取得、家賃の一部補助、引っ越し費用の補助等を行う。また、移住者への住宅を確保し、移住者の増加を図るため、単身用の民間賃貸住宅整備に対する建設費の一部補助や空き家バンクに登録する空き家の所有者に対して空き家の改修費の一部補助を行う。	地域振興推進課	66～ 67
	吉崎市への移住を目的とする活動のために、市内に連続して宿泊する方の滞在費とレンタカー等の利用料金の一部を補助する。 ※市内に宿泊された際の基本宿泊料金(2泊以上14泊以内)とし、その2分の1以内を補助額とする。ただし、1泊当たりの補助額は、1人2,000円を限度とする。また、その際に利用するレンタカー等の使用料金(15日以内)の2分の1以内を補助(1日当たりの補助額は、1人または1グループ2,000円を限度)する。	5	5	吉崎市Uターン促進短期滞在費補助金交付要綱	吉崎市への移住や定住希望者が市内において住居及び仕事を探し、または暮らしを体験する等の活動に対し、滞在費とレンタカー等の利用料金の一部を補助し、Uターンの促進を図ることを目的とする。	地域振興推進課	66～ 67
	吉崎市でのお見合いイベント、他団体婚活イベントに対する補助金。	5	5	吉崎市ふれあい交流事業補助金交付要綱	晩婚化や非婚化及び少子化に歯止めをかけるため、未婚者への結婚に関する情報及び機会を提供する。	政策企画課	66～ 67
	定住人口の減少に歯止めをかけるとともに、将来のUターンを促進し、市の活性化を図るため、市民の島外への通勤及び通学を支援するため、吉崎市発着の船舶及び飛行機の利用にかかる交通費を助成する。 ※上限額：毎日通勤・通学 50万円/年間 週通勤 20万円/年間	5	5	吉崎市島外通勤・通学者交通費助成金交付要綱	市民の島外への通勤及び通学を支援し、定住人口の減少に歯止めをかけるとともに、将来のUターンを促進し、地域の活性化を図ることを目的とする。	地域振興推進課	66～ 67

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	6 企画費	まちづくり市民力事業	8,000				8,000	0
							合併振興基金		
			まち・ひと・しごと創生補助金 (テレワーケーション推進事業)	20,000	10,000				10,000
					地方創生推進 交付金				
			姉妹都市・友好都市交流事業	1,000					1,000
		インパウンドおもてなし向上補助 金	1,000				1,000	0	
						ふるさと応援 基金			
		わくわくパッケージ移住支援金事 業	5,000		3,750			1,250	
					地方創 生推進 交付金				

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
5国内外交流が盛んなまちづくり
6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	市内に住所及び活動拠点を有する団体が、自主的で創意あふれるまちづくり活動やコミュニティ活動等を行なうため、まちづくり市民力事業計画を策定し、まちづくり市民力推進委員会の採択を受けたものに対し、補助金を交付する。 【直近3年間の実績】 H28 19件 7,322千円 H29 20件 4,532千円 H30 14件 3,982千円【見込】	6	1	吉崎市まちづくり市民力事業補助金交付要綱	人口減少及び地域性の希薄化などの状況下において、公益性を目的として市民自ら考え行う、地域のふれあい、ぬくもり及び活力ある事業を支援し、市民と行政の協働のまちづくりを推進する。	政策企画課	66～67
新規	「吉崎市」、「吉岐みらい創りサイト」、「スノーピーク」、「ふくおかフィナンシャルグループ」が連携し、テレワークとバケーションを融合させた「テレワーケーション」を推進することにより、新たな働き方改革の全国的なモデルを目指し、観光客誘致及び移住促進を図る。	1	4	地域再生法	本市の魅力である海や山等の雄大な自然を活用し、テレワークとバケーションを融合させた「テレワーケーション」を推進する。積極的に島外の企業に対して、本市の取り組みをPRすることにより、企業誘致につなげる。	地域振興推進課	66～67
	姉妹友好都市である「諏訪市」「朝来市」及び「檜葉町」との交流事業に対し、補助金を交付する。	5	4	姉妹都市・友好都市等交流事業補助金交付要綱	本市と長野県諏訪市(平成17年10月姉妹都市)、兵庫県朝来市(平成27年6月友好都市)、福島県檜葉町(平成28年9月防災・教育・経済友好交流宣言)の相互の交流を一層深め、地域の活性化を図る。	政策企画課	66～67
	吉崎市内の観光関係従事者に対する外国人受入体制整備に係る経費を補助する。 【補助対象】 ・無料公衆無線LAN環境整備 ・外国語表記の整備 ・外国語による音声案内の整備 ・外国語パンフレットの作成 ・自社サイトの多言語化 ・外国語放送受信設備の整備 ・外国人観光客接客用タブレット端末の購入 ・トイレの洋式化 ・クレジットカード等の決済端末の整備	5	4	吉崎市インバウンドおもてなし向上補助金実施要綱	日本人観光客が全国的に減少傾向にある一方、右肩上がり増加を続ける訪日外国人観光客の受入は地方再生のカギとなる。本市においても外国人観光客の利便性の向上を図り、滞在を促進するため、本事業を活用することで外国人観光客の受入体制整備を図る。	地域振興推進課	66～67
新規	東京23区に居住若しくは通勤する者で吉崎市へ移住し、市内企業へ就職(長崎県が開設する求人情報を提供するマッチングシステムを活用した者に限る)又は起業した者に対し、転居に伴う経費等を補助する。 ※補助額 1世帯あたり上限100万円。 ただし、単身世帯の場合は60万円。	5	5	がんばる地域雇用促進応援事業補助金実施要綱	東京圏からのU・I・Jターンを促進することにより、移住・定住の促進や地域の労働力不足の解消に繋がるとともに、地域の活性化を図る。	地域振興推進課	66～67

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国費	県費	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	6 企画費	結婚新生活支援事業費補助金	3,600		1,800			1,800
						地域少 子化対 策重点 推進交 付金			
			企業研修等誘致事業	270					270
		インバウンド促進対策事業	2,700					2,700	
		7 情報管理費	情報管理費（委託料）	253,518				253,400	118
			電算業務費（委託料）	82,054	777			80,700	577
					社会保 障・税 番号制 度シス テム整 備費補 助金			合併振 興基金	

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
新規	結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用（新居の家賃、引越費用等）を支援する。 ●対象世帯 夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下かつ世帯所得3,400千円未満の新規に婚姻した世帯 ●補助対象 婚姻に伴う住宅取得費用又は住宅賃借費用、引越費用 ■補助率 国：1/2、市：1/2（※上限300千円）	5	5	・地域少子化対策重点推進事業実施要領 ・吉崎市結婚新生活支援事業補助金交付要綱	結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくりを行う一環として、新規に婚姻した世帯を対象に新生活を経済的に支援することで、地域における少子化対策を図る。	政策企画課	66～67
新規	整備されたテレワーク施設を拠点に、自然を活用した島でしか経験できない企業研修の誘致を図る。そのインセンティブとして、研修に要する費用の一部を補助する制度を創設し、事業の推進を図ることで交流人口・関係人口、将来的な移住定住人口の増加を推進する。	5	5	吉崎市補助金等交付規則	本市は島内全域に光ケーブル網が整備されており、テレワークセンターを活用して島外の企業研修や大学生等のインターンシップを実施する基盤が整っている。本事業の実施により、より多くの方に本市に滞在していただき関係人口の増加を図り、将来的な移住者獲得にも繋げる。	地域振興推進課	68～69
	インバウンドの取り組みを強化し、吉岐島の知名度を向上させることにより、誘客の拡大を図る。 主なターゲットは、台湾、韓国、中国、香港等の東アジア。	5	4	—	インバウンドは、減少が見込まれる国内観光需要の補完に加えて外貨の獲得や地域の雇用機会創出にも寄与しうることから積極的に取り組んでいる。本事業の実施により、海外に対する本市の認知度向上や実際の集客及び旅行商品の造成を図る。	地域振興推進課	68～69
	全国総合行政ネットワークに接続する吉岐市情報系システムの適正な維持・管理に必要な業務を委託する。 主な業務 ●情報システム運営等 ・地域イントラネットワーク機器等保守 ・情報系端末更新 ・情報系プリンタ更新 ・情報系全システム更新カスタマイズ半年稼働費用 ●ネットワーク整備 ・芦辺庁舎内ネットワーク改修 ・石田庁舎内ネットワーク改修 ・吉岐市イントラネットワーク更改 ・学校ネットワーク分離業務 ●行政内部事務システム保守	6	3	—	耐用年数の経過と庁舎耐震化工事に伴い、庁舎内のネットワーク機器更新と冗長化等機器構成の見直しを行いシステムの安定稼働を確保する。	政策企画課	68～71
	吉岐市住民情報系基幹業務システム（24業務）の機器及びソフトウェアの適正な維持・管理のため必要な業務を委託する。 主な業務 ●自治体情報セキュリティ強化対策事業 ●機械器具保守管理 ・基幹系システム機器保守 ・基幹系ネットワーク社会保障番号制度機器保守 ・基幹系システムセキュリティ整備機器保守 ●基幹系システム保守 ●システム会修業務 ・住基ネットワーク機器更改業務 ・社会保障番号制度システム整備	6	3	—	多様化する業務ニーズに対応するため、効率的かつ効果的な業務処理に対応できる機能を有するとともに、システムの安定した稼働を図る。	政策企画課	68～71

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	7 情報管理費	地域情報通信推進事業費（委託料）	86,536				86,400	136
							合併振興基金		
		13 国境離島振興費	滞在型観光促進事業	33,000		18,150			14,850
							特定有人国境離島地域社会維持推進交付金		
			特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業（総務費）	53,000					53,000
			滞在型観光促進事業（滞在型観光割引事業負担金）	16,383					16,383
			離島輸送コスト支援事業（農産物）	84,400	63,300	10,550			10,550
					特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金			

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	<p>吉崎市地域情報通信基盤施設（吉崎市ケーブルテレビ施設等）に関する設備の改修業務を委託する。</p> <p>主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ●システム改修業務 ・データ放送システム改修業務 ・送出サーバー改修業務 ・吉岐FM基幹放送設備改修業務 ・伝送路管理監視システム改修業務 	6	3	—	CATV施設のコミュニティチャンネル放送やFM等の基幹サーバー群の老朽化のため機器を改修する。また、障害対応などの迅速化のため伝送路管理監視システムの改修も行う。	政策企画課	70～71
	<p>市事業である特定有人国境離島における滞在型観光に向けた仕組みづくりや情報発信事業。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「神々の宿る島、吉岐」滞在型観光プロモーション支援事業（COZIKIプロジェクト） ●「御朱印めぐり」滞在型観光誘客促進プロモーション事業（御朱印帳めぐり） <p>■補助率 国：55%、市：45%</p>	1	5	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法	平成29年4月施行の有人国境離島法において、特定有人国境離島地域の活性化を図るうえで観光振興は欠かすことの出来ない重要な施策として、滞在型観光促進事業が創設されたことに伴い、吉岐の独自性のある滞在時間を延ばす効果のある着地型観光サービスの開発や磨き上げの取り組みが必要であり、また求められている。	観光工商課	74～75
	<p>住民の航路運賃をJR運賃並み、航空路運賃を新幹線並みまで低廉化する経費の一部を支援する。</p> <p>■補助率 国：55%、 県：22.5%、各市町負担金：22.5%</p>	5	2	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法	特定有人国境離島地域は、本土から遠く離れ、交通に要する時間や費用の負担が大きいという条件不利性を抱えており、特定有人国境離島地域の地域社会を維持するため、平成29年4月施行の有人国境離島法において、航路・航空路の運賃低廉化により島民の本土との交通手段の経済的負担を軽減し、継続的な居住が可能となる環境の整備を図る。	総務課	74～75
	<p>県事業である特定有人国境離島における滞在型（体験を含む）の「しま旅旅行商品」、「企画乗船券・航空券」及びプロモーションに係る各市町負担金。</p> <p>■補助率 国：55%、県：22.5%、各市町負担金：22.5%</p>	1	5	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法	平成29年4月施行の有人国境離島法において、特定有人国境離島地域の活性化を図るうえで観光振興は欠かすことの出来ない重要な施策として、滞在型観光促進事業が創設されたことに伴い、吉岐の独自性のある滞在時間を延ばす効果のある着地型観光サービスの開発や磨き上げの取り組みが必要であり、また求められている。	観光工商課	74～75
	<p>農産品（生鮮品全般）の移出及び肥料・飼料等の移入にかかる費用に対して支援する。</p> <p>■補助率 国：60%、県：10%、市：10%</p>	1	1	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法	特定有人国境離島地域において、本土からの遠隔性に起因する条件不利性を緩和するとともに、基幹産業である農水産業の振興を図る観点から、農水産品全般（加工品以外）の出荷や原材料の輸送にかかる費用を支援する。	農林課	74～75

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源		地方債	その他	
					国費	県費			
2 総務費	1 総務管理費	13 国境離島振興費	離島輸送コスト支援事業（水産物）	118,296	88,722	14,787			14,787
					特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金			
			創業事業拡大支援事業（雇用機会拡充事業）	300,000		250,000			50,000
			滞在型観光促進事業（しまづくり事業）	14,500		7,975			6,525
						特定有人国境離島地域社会維持推進交付金			
2 徴税费	1 税務総務費		標準宅地鑑定評価	14,321					14,321
			固定資産客体把握	18,724					18,724

【吉岐市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
5国内外交流が盛んなまちづくり
6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	魚介類（生鮮、冷凍もの）の移出及び原材料（エサ等）の移入にかかる海上輸送費に対する支援 （5漁協及び民間事業者） ■補助率 国：60%、県：10%、市：10%	1	2	有人国境離島地域の安全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法	特定有人国境離島地域は本土からの遠隔性に起因する条件不利性を緩和するとともに、基幹産業である農水産業の振興を図る観点から、農水産品全般（加工品以外）の出荷や原材料の輸送にかかる費用を支援する。	水産課	74～75
	特定有人国境離島地域における創業・事業環境の不利性に鑑み、民間事業者が雇用増を伴う創業または事業拡大を行う場合の設備投資資金や、人件費、広告宣伝費などの運転資金を最長5年間支援する。 ●創業支援 事業費上限600万円まで ●事業拡大（設備投資有） 事業費上限1,600万円まで ●事業拡大（設備投資無） 事業費上限1,200万円まで ■補助率 国：50%、県：12.5%、市：12.5%	1	4	有人国境離島地域の安全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法	特定有人国境離島地域における創業事業の拡大を支援する。	観光工商課	74～75
	体験事業者等において、地域の特徴等を活かした滞在型観光に繋がる体験や仕組みづくりに対する取り組みを支援する。 ■補助率 国：55%、市：45%	1	5	有人国境離島地域の安全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法	平成29年4月施行の有人国境離島法において、特定有人国境離島地域の活性化を図るうえで観光振興は欠かすことの出来ない重要な施策として、滞在型観光促進事業が創設されたことに伴い、吉岐の独自性のある滞在時間を延ばす効果のある着地型観光サービスの開発や磨き上げの取り組みが必要であり、また求められている。	観光工商課	74～75
	平成33年度固定資産評価替えに向けた標準宅地鑑定評価等業務委託を行う。	6	3	・地方税法 ・不動産登記法 ・固定資産評価基準 ・不動産鑑定基準 ・地価公示法	宅地の評価については、地価公示による地価公示価格及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定価格から求められた価格等を活用することとされていることから、3年毎の評価替え（次回は平成33年度）に向けて、標準宅地の鑑定評価書等の作成を委託する。	税務課	76～77
	平成33年度固定資産評価替えに向けた課税客体把握（航空写真撮影）業務委託等を行う。	6	3	・地方税法 ・不動産登記法 ・固定資産評価基準 ・不動産鑑定基準 ・地価公示法	課税客体である土地・家屋については、主に吉岐市統合型地理情報システム（GIS）の航空写真を前回評価替え時のものと比較することにより、土地利用状況の変化、家屋の増減等の把握を行っている。また、航空写真は各種施策の遂行に幅広く利用されているが、現在使用している航空写真は、平成28年度に撮影したものであり、その役目を果たせない状況となったため、3年毎の評価替え（次回は平成33年度）を行うにあたり、新たに航空写真の撮影を行い、システムでの確認ができるよう業務委託等を実施して、課税客体の把握を行う。	税務課	76～77

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国費	県費	地方債	その他	
2 総務費	4 選挙費	3 長崎県議会議員選挙費	長崎県議会議員選挙費	10,027		10,027			0
						県議会議員選挙費委託金			
		4 参議院議会議員選挙費	参議院議会議員選挙費	24,458		24,458			0
						参議院議会議員選挙費委託金			
		5 市長選挙及び市議会議員補欠選挙費	市長選挙及び市議会議員補欠選挙費	3,733					3,733
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	乳幼児・母子・寡婦福祉医療費	59,400		18,000	35,700		5,700
						長崎県福祉医療補助金	過疎債（過疎地域自立促進事業）		
		2 社会福祉施設費	郷ノ浦ディサービスセンター指定管理料	6,855					6,855

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	長崎県議会議員選挙の執行に係る経費 ・当日投票所経費 ・期日前投票所及び不在者投票所経費 ・ポスター掲示場撤去 ・投票事務及び開票事務経費 ・不在者投票等郵便料 など	6	3	公職選挙法	任期満了に伴う長崎県議会議員一般選挙(吉崎市選挙区)の執行のため。	選挙 管理 委員 会事務局	82～ 83
新規	参議院議員選挙の執行に係る経費 ・周知広告等作成 ・入場券等各種様式作成 ・当日投票所開設経費 ・期日前投票所及び不在者投票所経費 ・ポスター掲示場作成 ・ポスター掲示場設置及び撤去 ・投票事務及び開票事務経費 ・投票用紙読取機購入 ・入場券発送及び不在者投票等郵便料 など	6	3	公職選挙法	任期満了に伴う参議院議員通常選挙の執行のため。	選挙 管理 委員 会事務局	82～ 85
新規	市長選挙及び市議会議員補欠選挙の執行に係る準備経費 ・周知広告等作成 ・入場券及び投票用紙等各種様式作成 ・ポスター掲示場設置 ・立候補届関係様式及び交付物資作成 など	6	3	公職選挙法	任期満了に伴う吉崎市長選挙及び議員の辞職に伴う市議会議員補欠選挙の準備を行うため。	選挙 管理 委員 会事務局	84～ 85
	●福祉医療費現物給付(一部償還払い) ●小学就学から中学校卒業までのこどもの医療費給付(償還払い)	2	5	吉崎市福祉医療費の支給に関する条例	乳幼児、子ども、ひとり親家庭の児童及び親、寡婦等に対し、医療費の一部を支給することにより、福祉の増進を図ることを目的とする。	こども家 庭課	92～ 93
	郷ノ浦町デイサービスセンター指定管理料	2	3	吉崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例	多様化する住民ニーズに対応するため、民間の能力を活用する。 (H31.4.1～H34.3.31)	市民 福祉 課	94～ 95

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
3 民生費	1 社会福祉費	2 社会福祉施設費	勝本ふれあいセンター「かざはや」指定管理料	31,423					31,423
			芦辺クオリティライフセンター「つばさ」指定管理料	21,049					21,049
			石田総合福祉センター指定管理料	12,120					12,120
			社会福祉施設管理費（設計／工事）	1,782				1,700	82
	4 国民健康保険事業費	国民健康保険事業特別会計繰出金	297,716	35,654	117,762			144,300	

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
5国内外交流が盛んなまちづくり
6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	勝本ふれあいセンターかざはや指定管理料	2	3	吉崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例	多様化する住民ニーズに対応するため、民間の能力を活用する。 (H31.4.1～H34.3.31)	市民福祉課	94～95
	芦辺クオリティライフセンター指定管理料	2	3	吉崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例	多様化する住民ニーズに対応するため、民間の能力を活用する。 (H31.4.1～H34.3.31)	市民福祉課	94～95
	石田総合福祉センター指定管理料	2	3	吉崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例	多様化する住民ニーズに対応するため、民間の能力を活用する。 (H31.4.1～H34.3.31)	市民福祉課	94～95
新規	●八幡浦地区生活館空調設備工事 天吊型エアコン 6馬力 ツインタイプ	2	3	吉崎市生活館条例	地域住民の生活環境の整備を図り、保健・医療・福祉に関する相談、教育文化、体育、集会等の拠点施設であるが、近年の夏場の猛暑下における施設利用者の体調管理や熱中症予防に対応するために空調機器を設置し、良好な環境づくりと保健福祉の増進を図る。	市民福祉課	96～97
	国民健康保険特別会計への繰出金。 ●保険基盤安定負担金（保険税軽減分） 133,246千円 ●保険基盤安定負担金（保険者支援分） 71,309千円 ●職員給与費等分 18,805千円 ●出産育児一時金分 8,400千円 ●財政安定化支援事業分 65,956千円	2	1	国民健康保険法第72条3	市町村は、国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して、政令の定めるところにより算定した額を国民健康保険特別会計へ繰り出しを行う。	保険課	100～101

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国費	県費	地方債	その他	
3 民生費	1 社会福祉費	4 国民健康保険事業費	直営診療施設勘定費（繰出金）	34,213					34,213
		5 介護保険事業費	地域密着型サービス等整備事業	43,178		43,178			0
			介護人材確保対策事業	24,000				24,000	0
			キャリアアップ促進助成金	3,600				3,600	0
			地域包括ケア人材確保支援事業	4,400				4,400	0

【吉岐市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	勝本診療所及び湯本診療所の診療業務の運営委託費に係る一般会計からの繰出金。	2	1	地方自治法第208条	国民健康保険特別会計直営診療施設勘定の歳入となる診療収入等が年々減少傾向にあり、31年度も更に減少する見込みである。このために診療所における診療業務委託料(通常の施設維持管理費を含む)に充てるために一般会計からの繰出金を計上する。	保険課	100～101
新規	●吉岐市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金 32,000千円 ・地域密着型サービス 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ●吉岐市開設準備経費助成特別対策事業補助金 11,178千円 ・2ユニット(定員18名) ■補助率 県：100%	2	1	・介護保険法 ・第7期介護保険事業計画	高齢者の増加とともに認知症の人も増加している。現在、認知症対応型共同生活介護サービスを提供している2施設(18名)では不足しているため、第7期介護保険事業計画に基づき整備することとした。	保険課	100～101
新規 (一部)	●介護福祉士養成校関係助成金 ・修学支援金 200千円×15名=3,000千円 ・家賃補助 240千円×1名=240千円 ・帰省費用補助 20千円×1名=20千円 ・吉岐市介護福祉士就学資金貸付 800千円×2名=1,600千円 ・専門学校運営費補助 9,300千円(H29から31迄の3ヵ年) ・留学生生活費補助 9,600千円 H30入学生400千円×12月+H31入学生400千円×12月 ●介護福祉士養成校卒業生関係助成金 ・家賃補助(卒業生対象) ※新規 240千円×1名=240千円	2	1	私立学校振興助成法	平成27年度国政調査では、65歳以上人口は9,615人で高齢化率は35.5%である。また、市内の介護人材は充足しているとは言えず、介護職員の高齢化も進み、若い世代の入職が少ない。このような状況の中、平成29年4月より介護福祉士養成校が開校し、超高齢化社会で必要とされる人材育成機関が設置されたため、市としても支援し介護人材確保に努める。	保険課	100～101
	●介護福祉士養成校関係助成金 ・キャリアアップ促進助成金 1,200千円×3名=3,600千円	2	1	私立学校振興助成法	介護人材の育成及び介護サービスの向上を図る目的で、市内の介護サービス事業者が、その従事者を介護福祉士資格取得のため、専門学校に通学させる際、当該従事者の給与等及び代替要員確保に要する経費の一部について助成する。	保険課	100～101
	●奨学金返還補助金 市内事業所(医療機関、介護事業所等)に就職した奨学金の貸与を受け修学した者に対し、申請年度内に返還した奨学金の額(上限20万円)を助成する。(助成期間：3年間) 200千円×10名=2,000千円 ●家賃等補助金 市内事業所(医療機関、介護事業所等)に就職した者に対し、申請年度内に支払った家賃等(共益費、駐車場使用料含む)から他の補助制度及び住宅手当等を差し引いた額の2分の1の額(上限月額2万円)を助成する。(助成期間：2年間) 20千円×12月×10名=2,400千円	2	1	第7期介護保険事業計画	地域包括ケアの推進に必要な医療及び福祉に係る人材の確保及び移住・定住促進施策の一環として、吉岐市内に居住しかつ、吉岐市内の事業所(医療機関、介護事業所等)に就職された方が返還する奨学金及び家賃等の一部を補助する。 ※対象資格 看護師、助産師、保健師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、薬剤師	保険課	100～101

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源		地方債	その他	
					国費	県費			
3 民生費	1 社会福祉費	5 介護保険事業費	離島サービス確保対策事業	900		675			225
						長崎県 地域医療介護 総合確保基金 事業補助金			
		介護保険事業特別会計繰出金	501,450	5,636	2,818			492,996	
				介護保 険低所 得者保 険料軽 減負担 金	介護保 険低所 得者保 険料軽 減負担 金				
	7 後期高齢者医療費	後期高齢者医療費給付費		391,863					391,863
			後期高齢者医療事業特別会計繰出金	133,978		88,341			45,637
					後期高 齢者医 療保 険基 盤安 定負 担金				
2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	子育て支援拠点事業		16,535	5,704	5,704			5,127
					子ども 子育て 支援交 付金	子ども 子育て 支援交 付金			

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
新規	介護保険サービスの確保が困難な離島地域において、就職に必要となる旅費、就職支度金を支援することにより、必要となる介護人材の確保を図る。 ●離島サービス確保対策事業補助金 ・移住費用 200千円×3名=600千円 ・就職支度金 100千円×3名=300千円 ■補助率 県：3/4	2	1	第7期介護保険事業計画	介護分野においては、人材が不足し、特に離島地域においては、顕著である。そのため、就職の際に必要な旅費、就職支度金の支援をすることにより、介護人材の確保を図る。	保険課	100～101
	介護保険特別会計への繰出金 ●給付費（介護事業） 389,957千円 ●給付費（介護予防事業） 28,567千円 ●給付費（包括・任意事業） 13,718千円 ●事務費（保険料軽減） 11,274千円 ●事務費（介護事業） 39,341千円 ●事務費（介護予防、包括・任意事業） 18,592千円 ●介護サービス事業勘定 1千円	2	1	介護保険法第124条	介護給付費に対する市の負担分、事務費相当分、保険料軽減分を一般会計より介護保険事業特別会計へ繰り出しを行う。	保険課	102～103
	長崎県後期高齢者医療広域連合に対し、市町一般会計において、負担対象額の1/12の金額を負担する。 ・負担対象額：4,702,353,644円×1/12＝391,862,803円	2	1	高確法第98条ほか	後期高齢者医療制度の円滑な運営を行うことで、被保険者に対し、医療機関等での医療サービスを適切に提供する。	保険課	106～107
	後期高齢者特別会計への繰出金 ●事務費負担金（共通経費分）繰出金 13,686千円 ●保険基盤安定繰出金（県負担分） 88,341千円 ●保険基盤安定繰出金（市負担分） 29,448千円 ●一般会計事務費繰出金 2,503千円	2	1	高確法第99条ほか	長崎県後期高齢者医療広域連合の円滑な運営及び被保険者の保険料負担の緩和のため。	保険課	106～107
	子育て親子の交流の場や子育て相談援助を行う。 ●常設の親子のつどいの場を吉崎子どもセンターへ設置（週5日以上、5時間/日以上） ●かざはやを利用し社協に委託（週3日、5時間/日）	2	5	吉崎市地域子育て支援拠点事業実施要綱	市民が安心して子どもを生み育て、子育てに喜びを感じることができる社会環境を形成し、子育てを地域全体で支援する地域力の創出に寄与することを目的とする。	子ども家庭課	108～109

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	少子化対策事業	3,335		641			2,694
						地域少子化対策強化補助金			
			ファミリーサポートセンター事業	2,360	786	786			788
					子ども子育て支援交付金	子ども子育て支援交付金			
		放課後児童健全育成事業	35,102	11,700	11,700			11,702	
					子ども子育て支援交付金	子ども子育て支援交付金			
		病児保育事業	9,378	3,125	3,125			3,128	
					子ども子育て支援交付金	子ども子育て支援交付金			
	2 児童措置費	子どものための教育・保育事業（保育園児入所）	107,960	47,684	23,842		8,291	28,143	
				子どものための教育・保育給付費負担金	子どものための教育・保育給付費負担金		保育所入所負担金		

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
5国内外交流が盛んなまちづくり
6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	中学3年生を対象に結婚・妊娠・出産についてライフサイクルセミナーを実施。また、高校生を対象に赤ちゃんふれあい体験事業を実施し、将来について、考えるきっかけづくりを行う。	2	5	地域少子化対策重点推進交付金交付要綱	中学生から高校生まで一貫したライフプランニング・キャリア形成事業 (少子化が進む昨今、子どもを生み育てることのできる若い世代を対象に、定住促進と少子化の改善を目的とした事業を実施する。)	こども家庭課	108～109
	社協に委託し、ファミリーサポートセンター事業を実施する。(勝本社協かざはや)	2	5	吉崎市ファミリーサポートセンター事業実施要綱	仕事と子育ての両面支援を目的とし、地域での助け合いを行う相互援助活動により、安心して子育てできる環境づくりを目指す。	こども家庭課	108～109
	●放課後児童クラブ育成支援委託 ・あそぼうね ・はなまる教室 ・なかよし児童クラブ ・郷ノ浦すまいるクラブ ・芦辺すまいるクラブ ・石田すまいるクラブ	2	5	吉崎市放課後児童健全育成クラブ事業実施要綱	保護者の労働等により、下校後、保護指導を受けることのできない小学校に就学している児童の健全な育成を図る。	こども家庭課	108～109
	病気のかかり始めから病気回復中の軽症な児童について、江田小児科内科医院で一時的に預かり保育を行なうことを委託。	2	5	吉崎市病児・病後児保育事業実施要綱	生後4か月から小学校3年生までの児童で、風邪や発熱などの病気により保育所などに通所できず、家庭で育児ができない場合一時的に預かる。	こども家庭課	108～109
	子ども・子育て支援法による市内認可私立保育所委託。(吉崎保育園)	2	5	子ども・子育て支援法	市内私立認可保育所への公定価格による保育所運営委託費。	こども家庭課	110～111

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源	
					特 定 財 源					
					国費	県費	地方債	その他		
3	民生費	2 児童福祉費	2 児童措置費	小規模保育施設公定価格負担金	170,400	85,200	42,600			42,600
						子どものための教育・保育給付費負担金	子どものための教育・保育給付費負担金			
4	衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	健診センター建設事業	44,664					44,664
				健康診査	1,246		629			617
							健康増進事業費補助金			
				健康管理システム整備	16,720					16,720
				がん検診	49,635	19			49,600	16
						疾病予防対策事業費等補助金		ふるさと応援基金		

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	子ども・子育て支援法による市内小規模 保育施設補助 ・あまごころ保育園 ・こどもの家 ・めぐみ保育園 ・めぐみ心の保育園	2	5	子ども・子 育て支援法	市内私立認可保育所への公定価格による保育所運 営委託費	こども家 庭課	110～ 111
新規	健診センターの建設用地整備費。 土地購入費 6筆 4,815㎡ 測量委託費、開発許可申請設計委託費、 土壌汚染調査委託費等。	2	1	母子保健法 健康増進法 介護保険法 等	・現在、母子健診や介護予防事業を実施している 会場の借上げが難しくなっており、新たな実施場 所が必要となっている。 ・ライフステージに応じた、予防体制の充実を図 るため、健康増進事業や介護予防事業等の活動拠 点とし、市民が安心して利用しやすい施設とす る。	健康 増進 課	122～ 125
	●健康診査業務 ・特定健康診査に準じた先取り健診 ・肝炎ウイルス検診 ・歯周疾患検診	2	1	健康増進法	健康増進法に基づき、健康寿命の延伸、生活の質 の向上を実現するため、住民の健康増進や生活習 慣病予防を目的とする事業を実施する。	健康 増進 課	122～ 123
新規	●健康管理システム整備	2	1	—	健康管理システムは妊娠届け出、妊産・乳幼児健 診およびがん検診等の結果や予防接種の接種履歴 を電算化し管理するシステムであり、システムを 整備することで各事業を円滑に実施し市民サービ スの向上を図る。	健康 増進 課	122～ 123
	●がん検診業務 ・胃がん検診 ・肺がん検診 ・大腸がん検診 ・子宮頸がん検診 ・乳がん検診 ・読影委員会	2	1	がん対策基 本法	がん検診を実施することにより、疾病の早期発 見・早期治療につなげ、市民の健康増進を図る。 なお、検診の実施については、吉岐医師会並びに 県内の検診専門機関に委託する。	健康 増進 課	122～ 123

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国費	県費	地方債	その他	
4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	救急医療対策事業（在宅当番医制）	5,600					5,600
			母子保健検診	22,225				22,200	25
			特定不妊治療費助成金	3,200				3,200	0
			水道事業会計繰出金	326,030					326,030
	2 予防費	2 予防接種（任意接種分）	8,450			7,200		1,250	

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	●在宅当番医制・救急医療情報提供実施 事業委託	2	1	—	休日昼間における初期救急について、吉岐医師会に委託し、当番制で休日の診療に対応する。	健康 増進 課	122～ 123
新規 (一 部)	●母子保健検診事業 ・産後二週間健診 ※新規 ・妊婦一般健診 ・乳児一般健診 ・精密検査 ・新生児聴覚検査 ・乳幼児健診(集団分・医師) ・幼児歯科検診(集団分・歯科医師) ・幼児歯科検診(集団分・歯科衛生士) ・妊婦口腔チェック(歯科医院)	2	5	妊娠・出産 包括支援事 業「健やか 親子21」	産後うつ予防や新生児の虐待予防等を図る観点から、産後2週間健診など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の重要性が指摘されている。このため、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を整備するため。	健康 増進 課	124～ 125
	医療保険が適用されない特定不妊治療への上乗せ助成を行う。 ●対象 ①体外受精・顕微授精以外の治療法によっては妊娠の見込みのない法律上婚姻をしている夫婦で、妻の年齢が43歳未満 ②夫婦合算の前年の所得額が730万円未満 ●助成金額 特定不妊治療費(医療機関の発行する不妊治療費助成事業受診等証明書の領収金額)の総額から県の助成金額を差し引いた額で、1回10万円を限度とする。 @100,000円×4回×8人	2	1	—	女性の社会進出が進む中、晩婚化・晩産化となり夫婦が望むタイミングでの妊娠・出産が難しい現状がある。また、保険診療で認められていない特定不妊治療への経済的支援の要望が社会的にも高まっている。	健康 増進 課	124～ 125
	●水道事業会計繰出金 ・児童手当 ・消火栓設置経費 ・上水道の企業債元利償還金 ・旧簡易水道の企業債元利償還金 ・建設改良費(水道施設移転補償工事を除く) ・給水車購入費 ※新規 上記等に係る一般会計からの繰出金	3	2	地方公営企業法及び地方公営企業繰出金について(総務副大臣通知)	安全で良質な水を安定して供給するため、また水道事業の経営安定化を図るため一般会計より繰出を行う。	上下 水道 課	124～ 125
	予防接種(任意接種分) ●児童・乳幼児インフルエンザワクチン ・2,000円×4,000人 ●高齢者肺炎球菌ワクチン(任意分) ・3,000円×150人	2	1	—	予防接種法に基づかない任意接種について、感染症の蔓延や疾病の重症化抑制を目的に、接種費用の一部助成を実施する。	健康 増進 課	124～ 125

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国費	県費	地方債	その他	
4 衛生費	1 保健衛生費	3 環境衛生費	海岸漂着物対策費（海岸漂着ごみ処理）	61,144		54,918			6,226
						海岸漂着物地域対策推進事業補助金			
			火葬場管理費（設計）	13,437			12,700		737
						過疎債			
	4 病院費	長崎県病院企業団負担金	478,481					478,481	
		地域医療維持協力大学寄附金／吉 岐市医療・健康開発事業寄附金	21,000					21,000	
2 清掃費	1 清掃総務費	リサイクル報償金	9,474				9,400	74	
							合併振興基金		

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	海岸漂着ごみ回収・運搬・処分業務委託及び啓発事業を行う。	3	1	海岸漂着物 処理推進法	海岸の良好な景観及び多様な生態系を保全するため、漂着物の回収処理を実施し、海岸環境の保全を図る。	環境 衛生 課	126～ 129
新規	●旧葬斎場解体工事 ●沓岐葬斎場外構工事（駐車場・歩廊・造園） ●道路改良工事 L=100m	3	1	沓岐市立沓岐葬斎場条例	現施設が築30年経過により、建物や設備の老朽化が見受けられ、さらには機器類の耐用年数も経過し、更新時期を迎えているため新たに建築を進める。	環境 衛生 課	128～ 129
	●長崎県病院企業団構成団体負担金 長崎県病院企業団負担要綱等に基づく負担金。	2	1	—	地域医療の確保に伴い、沓岐病院を沓岐島の中核病院として運営するための経費の一部を負担する。	保険 課	128～ 129
	長崎県沓岐病院における医師確保のため、関係大学に寄付を行う。 ●地域医療維持協力大学寄附金 ・福岡大学、九州大学、久留米大学（7医局/3大学） ●沓岐市医療・健康開発事業寄付金 ・福岡大学、市医師会、沓岐市、沓岐病院の連携事業（2研究/1大学）	2	1	—	地域医療の確保に伴い、沓岐病院を沓岐島の中核病院として運営するため、大学等からの派遣による医師の確保を図る。	保険 課	128～ 129
	●リサイクル報奨金 ・公民館割 100世帯以上 10,000円 50～99世帯 8,000円 49世帯以下 6,000円 世帯割 800円	3	2	・廃棄物の 処理及び清 掃に関する 法律 ・リサイク ル報奨金交 付要綱	自治会へ報奨金を交付し、資源ごみを分別し回収することによるごみの減量化及びリサイクルに対する意識の向上を図る。	環境 衛生 課	128～ 129

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
4 衛生費	2 清掃費	2 塵芥処理費	一般廃棄物処理業務	243,879					243,879
			古紙類等資源化処理	44,486					44,486
			クリーンセンター費（工事）	61,000				61,000	0
							地域振興基金		
		3 し尿処理費	汚泥再生処理センター費（工事）	40,348				40,300	48
							地域振興基金		
		4 合併処理浄化槽設置整備費	合併処理浄化槽設置整備事業	73,515	27,422	16,453			29,640
					合併処理浄化槽設置整備事業費補助金	合併処理浄化槽設置整備事業費補助金			

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	●吉崎市クリーンセンター他4廃棄物処理施設運転管理及び廃棄物収集業務	3	2	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・容器包装リサイクル法	一般廃棄物処理施設及び廃棄物処理施設の運転管理及び廃棄物収集について、業務委託し、適正な廃棄物の処理を実施する。	環境衛生課	132～133
	●古紙類等資源化処理委託（県リサイクル）	3	2	容器包装リサイクル法	容器包装リサイクル法に基づき、新聞紙・ダンボール・雑誌等の収集処理を委託し、資源リサイクルを推進する。	環境衛生課	132～133
	クリーンセンターの年次的な補修工事。 ●維持補修工事 ・ごみクレーン補修 ・一号炉乾燥左右側壁耐火物補修 ・二号炉乾燥左右側壁耐火物補修 ・一号再燃焼室入口耐火物補修 ・二号再燃焼室入口耐火物補修 ・一、二号減温用空気加熱器伝熱管部分取替 ・灰出設備補修 ・公害監視装置点検整備補修 ・空気圧縮機点検整備補修 ・各制御盤シーケンサ更新 ・マテリアルリサイクル施設改修	3	2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	吉崎市クリーンセンターの施設設備の機能維持を図るため、年次保守点検の結果を踏まえ、耐用年数によるもの、機器損傷具合等による必要箇所等の補修工事を実施する。	環境衛生課	132～133
	汚泥再生処理センターの年次的な補修工事。 ●維持補修工事 ・電気浸透脱水機修繕 ・破碎ポンプ修繕 ・浄化槽汚泥貯蓄槽スカムポンプ修繕 ・一軸ポンプ修繕	3	2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	吉崎市汚泥再生処理センターの機能維持を図るため実施。収集されたし尿・浄化槽汚泥及び下水汚泥を適切に処理するとともに、発酵させた汚泥により堆肥を製造し、農地に還元することにより循環型社会の推進を図る。	環境衛生課	134～135
	●合併処理浄化槽設置整備事業 ・5人槽 30基 ・6～7人槽 50基 ・8～10人槽 5基 ・11～20人槽 15基 ・21～30人槽 5基	3	2	吉崎市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱 循環型社会形成推進交付金要綱・要領	公共下水道、漁業集落排水整備事業の集合処理区域外の方に対し、尿尿や生活雑排水等の適正な処理を行うため、合併処理浄化槽設置工事費の一部を助成し、生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図る。	上下水道課	134～137

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
5 農林水産業費	1 農業費	3 農業振興費	出会いの村管理委託料	28,500					28,500
			猿岩物産館管理委託料	2,800					2,800
			風民の郷管理委託料	6,700					6,700
			有害鳥獣被害防止対策事業	17,099					17,099
			新規就農独立支援事業	1,200					1,200

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	<ul style="list-style-type: none"> ●吉岐出合いの村指定管理料 ・指定管理者：吉岐出合いの村振興会 ・指定期間：H29.4.1～H32.3.31 	3	1	吉岐出合いの村条例	吉岐の豊かな自然を生かし、生産性の高い農業の確立と活力ある地域づくりを目指し、都市住民等が直接農村での生産と生活を体験学習し、農業及び農村に対する理解を深めるとともに、都市との交流及び農村の活性化を図るため、吉岐出合いの村を設置する。	農林課	140～141
	<ul style="list-style-type: none"> ●吉崎市猿岩物産館指定管理料 ・指定管理者：吉岐出合いの村振興会 ・指定期間：H29.4.1～H32.3.31 	3	1	吉崎市猿岩物産館条例	農水産物等の展示及び販売を行い、もって市の活性化に資するため、吉崎市猿岩物産館を設置する。	農林課	140～141
	<ul style="list-style-type: none"> ●吉岐風民の郷指定管理料 ・指定管理者：吉岐風民の郷振興会 ・指定期間：H29.4.1～H32.3.31 	3	1	吉岐風民の郷条例	市民の福祉増進、新しい町づくりの推進及び都市と農村の交流を深めることを目的に吉岐風民の郷を設置する。	農林課	140～141
	シカ・イノシシ・カラス・タイワンリス捕獲委託等経費	1	1	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律並びに指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例	有害鳥獣から吉崎市内の生態系や農林水産業に係る被害を防止する対策として、有害鳥獣の駆除を実施する。	農林課	140～141
	<p>農業者の減少、高齢化の進展に対応するため、農業研修を終えた45歳未満（原則）の新規就農者に対し、独立支援として600千円限度で補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2名×600千円 	1	1	吉崎市新規就農者支援事業実施要領	新規就農者として参入する者に対し独立支援を実施し、担い手育成を図り、併せてそれに伴う農業研修への受け入れ態勢を確立することにより、吉岐農業が直面している担い手問題の解消を図る。	農林課	142～143

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国費	県費	地方債	その他	
5 農林水産業費	1 農業費	3 農業振興費	担い手育成総合支援協議会補助金	1,400		700			700
						元気ある担い手アクション支援事業補助金			
			耕作放棄地解消等小規模基盤整備事業	3,300					3,300
			認定農業者協議会活動支援事業	2,925					2,925
			農地流動化奨励事業費	21,530			19,300		2,230
					過疎債 (過疎地域自立促進事業)				
			地産地消推進対策事業	9,500			9,500	0	
							ふるさと応援基金		

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	認定農業者や集落営農等の担い手の育成を図る協議会組織に対して助成する。	1	1	元気ある担い手アクション支援事業実施要綱	「新ながさき農林業・農山村活性化計画」に基づき、経営感覚に優れ、強い経営力を持った農業経営体を育成し、地域の担い手である認定農業者及び集落営農の組織化・法人化や新規就農者への支援を実施する。	農林課	142～143
	耕作放棄地解消等に伴う小規模基盤整備事業に対する補助金 ●小規模圃場整備 2,000千円×4/10 ●農用地取付道整備 250千円×4/10 ●暗渠排水整備 6,000千円×4/10	1	1	吉崎市農業振興対策事業実施要領	生産基盤の整備を行い、農用地の高度利用並びに農作業の合理化を図る。併せて、未然に耕作放棄地化を防ぐ。	農林課	142～143
	認定農業者協議会活動運営経費に対する補助金 ・認定農業者 330人	1	1	吉崎市農業振興対策事業実施要領	農業経営基盤強化促進法に基づき担い手（認定農業者）の育成・確保を図り本市農業の振興を図る。	農林課	142～143
	再設定分1,653反+新規設定分500反=2,153反 5千円×2,153反×2名=21,530千円 交付要件：1筆5a以上の農地で5年以上の賃貸借権設定に対し契約初年度に反当5千円を貸人、借人双方に交付（借人の年齢等により交付除外要件あり）	1	1	吉崎市農地流動化補助金交付要綱	農地の賃貸人及び賃借人に補助金を交付することにより、円滑な農地の集積・規模拡大及び有効利用を促進し、経営強化を図ることを目的とする。	農業委員会	142～143
	焼酎原料となる大麦生産に対する奨励補助金 ・栽培面積190ha ・補助単価 5,000円/10a	1	1	吉崎市農業振興対策事業実施要領	焼酎の原料となる大麦の安定生産・供給を図るとともに、地産地消を推進する。	農林課	142～143

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
5 農林水産業費	1 農業費	3 農業振興費	葉たばこ産地維持対策事業	1,400					1,400
			経営所得安定対策推進事業	10,475	10,474				1
			園芸ブランド力強化対策事業	1,250				1,200	50
			農地中間管理機構地域集積金補助金	18,000		18,000			0
			儲かるながさき水田経営育成支援事業	2,549		2,088			461

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	西九州たばこ耕作組合唐津支所吉岐連絡所閉鎖により、生産者負担となる事務所維持・臨時職員雇用経費に対する補助金 ■補助率：市 1/2	1	1	吉崎市農業振興対策事業実施要領	葉たばこ耕作者の減少により、支所が閉鎖となったが、事務所機能を維持することにより、葉たばこ産地の維持・発展を図ることを目的とする。	農林課	142～143
	吉岐地域農業再生協議会へ経営所得安定対策の推進事業費補助金として交付する。 ■補助率 国：100%	1	1	経営所得安定対策等推進事業実施要綱	経営所得安定対策により、農業経営の安定及び国内生産力の確保による食料自給率の向上と農業の多角的機能を維持、また地域農業の振興を図る。尚、推進等は吉岐地域農業再生協議会で実施している。	農林課	142～143
	●施設園芸用冷蔵庫 ・500千円×3基×1/4 ●ため池 ・300千円×1箇所×1/4 ●小規模ハウス整備 ・400千円×4箇所×1/4 ●堆肥盤設置 ・300千円×4箇所×1/4 ●作物部会吉岐大会 ※新規（H31限り） ・400千円×1/4=100千円	1	1	吉崎市農業振興対策事業実施要領	園芸作物に対する施設等の助成を行うことにより、面積拡大及び品質の向上により、ブランド化が図られる。	農林課	142～143
	担い手への農地の集積・集約化を加速するため、農地中間管理機構を通じて契約できた地域、当該農地の耕作者及び農地を貸し付けることにより経営転換・リタイヤした農業者に対して協力金を交付する。 ●地域集積協力金 10,000千円（100ha） ●経営転換協力金 7,000千円（20ha） ●耕作者集積協力金 1,000千円（20ha） ■補助率 国：100%	1	1	農地中間管理事業の推進に関する法律	農業経営の規模の拡大、農用地の集団化、新規就農者の促進等による農用地利用の効率化及び高度化の促進を図ると共に、生産性の向上を目的とする事業である。	農林課	142～143
	農業協同組合、生産組織、集落営農組織等を対象に、米・麦・大豆の生産性向上やJAが行う推進活動などの取組に対し補助する。 ●水田農業産地計画実践事業 ・JA吉岐市つや姫生産部会 600千円 ・吉岐水稲防除協議会 936千円 ・農事組合法人 原風 450千円 ●県民米ブランド化事業 ・JA吉岐市 563千円	1	1	儲かるながさき水田経営育成支援事業実施要領	T P P交渉の大筋合意や需給状況等を踏まえ、水田の効率的利用による低コスト化やステップアップを図る集落営農組織を育成し、水田汎用化による転作作物・高収益品目の導入拡大を推進するとともに、高温耐性優良品種の転換による「売れる米づくり」、地場産麦の供給拡大や「県産米」普及拡大等水田農業の構造改革による産地競争力を強化し、水田農業の所得向上を図る。	農林課	142～143

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国費	県費	地方債	その他	
5 農林水産業費	1 農業費	3 農業振興費	吉岐市担い手サポートセンター補助金	3,000		1,500			1,500
						地域営農サポートセンターモデル設置事業補助金			
			農業次世代人材投資事業	9,000		9,000			0
						農業次世代人材投資事業補助金			
		集落営農法人経営安定支援事業	600		600			0	
						集落営農法人経営安定支援事業補助金			
			定住促進事業（農業体験事業）	2,500				2,500	0
							ふるさと応援基金		
		4 畜産業費	情報発信事業	5,422	2,711				2,711
						離島活性化交付金			

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	吉崎市担い手サポートセンターの運営等 経費を支援する。 ・対象事業費 6,000千円×1/2 ■補助率 県：1/4、市：1/4	1	1	ながさき集 落営農育成 総合支援事 業実施要綱	「新ながさき農林業・農山村活性化計画」において、水田農業を担う集落営農法人及び集落営農組織の育成や、中山間地域等担い手不在地域における農作業受託組織等の設立を推進することとしている。新活性化計画の実現のため、集落営農の法人化や集落営農法人の経営安定、集落営農組織間の連携・担い手不在地域の営農サポート等を行う支援拠点の整備等により集落営農の育成を図る。	農林 課	142～ 143
	経営開始型の農業次世代人材投資事業交付金 ●経営開始型 1,500千円×6名 ・H27年度開始 2名 ・H28年度開始 1名 ・H30年度開始 1名 ・H31新規予定者2名 ■補助率 国：100%	1	1	農業人材力 強化総合支 援事業実施 要綱	農業従事者の高齢化が急速に進展し、担い手の確保が難しい状況下では、これまでの新規学卒者に加えて、U・Iターン者等の就農促進を強化する必要がある。しかし、新規就農するにあたっては、技術習得や経営開始後の所得確保等が課題となっている。このため、就農意欲の喚起と就農後の定着を支援し、就農者の確保を図る。	農林 課	142～ 143
	集落営農組織の法人化後、初年度から2年 目に係る運営資金に対する助成 ・2組織×60万円×1/2=600千円	1	1	ながさき集 落営農育成 総合支援事 業実施要綱	県は「新ながさき農林業・農山村活性化計画」において、水田農業を担う集落営農法人及び集落営農組織の育成や、中山間地域等担い手不在地域における農作業受託組織等の設立を推進することとしている。新活性化計画の実現のため、集落営農の法人化や集落営農法人の経営安定、集落営農の組織間連携・担い手不在地域の営農サポート等を行う支援拠点の整備等により集落営農の育成を図る。	農林 課	142～ 143
	大学生等の農業体験研修の受け入れに対 し、吉崎市農協へ補助する。	5	5	吉崎市農業 振興対策事 業実施要綱	本市は歴史と自然にあふれた自給自足の島である。その財産を活かし自然、食材等農業体験を通して県内大学生等にPRを行い、交流人口の増加とIターン等定住化を促進し活性化を図る。	農林 課	142～ 143
新規	福岡圏域を主にラジオ番組及びテレビ コーナーによる年間を通じたPR・発信 を展開し、さらなるブランド化の推進に よる消費・流通の拡大を図る。 ●『吉岐牛』ブランドPR・発信事業 (H31～H33)	1	1	離島活性化 交付金事業 実施要綱 (国要綱)	吉岐市においては、肉用牛が農業の最基幹品目となっており、『吉岐牛』として地域団体商標登録がなされブランド化が推進されている。生産者（繁殖牛及び肥育牛の飼育農家）においても熱い情熱と深い愛情をかけて牛を育てており、黒毛和牛の産地活性化に努めている。一方、名だたる他の黒毛和牛に比べ、なかなか知名度が向上せず、さらなるPR・発信を望む生産者からの声が多い。	農林 課	146～ 147

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				
					特 定 財 源		一 般 財 源		
					国費	県費	地方債	その他	
5 農林水産業費	1 農業費	4 畜産業費	堆肥センター管理費（備品購入費）	5,087			4,800		287
						辺地債			
			第2堆肥センター管理費（備品購入費）	22,062			20,900		1,162
						辺地債			
			家畜導入事業	32,000		20,000	10,800		1,200
			家畜導入事業補助金		過疎債（過疎地域自立促進事業）				
			地域肉用牛振興対策事業	18,003			15,700		2,303
							過疎債（過疎地域自立促進事業）		
			地域肉用牛緊急増頭対策事業	9,600			8,600		1,000
							過疎債（過疎地域自立促進事業）		

【吉岐市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
新規	第1堆肥センター（石田）のトラックスケールは施設整備時（平成12年度）に導入されたものであり、耐用年数（10年）を大きく経過し、内臓の計測装置が損傷しているため、更新が必要である。また、堆肥製品を農家や販売店へ運搬するために必要となる軽トラックについても、平成14年度に導入しており、耐用年数（5年）を大きく経過しているため更新する。 ●トラックスケール ●軽トラック（ダンプ）	1	1	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	畜産農家から排出される牛糞を収集し、切り返し・発酵処理後に有機肥料製品として販売するといった「資源循環型農業」を展開する。	農林課	146～147
新規	第2堆肥センター（郷ノ浦）のタイヤショベルは施設整備時（平成20年度）に導入されたものであり、耐用年数（5年）を大きく経過し、エンジン部分の故障により、緊急に更新が必要である。また、第2堆肥センターには堆肥の袋詰め機械が無く、第1堆肥センターまで堆肥を運搬して袋詰めを行っていた。今回、タイヤショベルの導入と併せて堆肥袋詰め機械及び運搬用トラックを導入し、施設の業務の改善を図る。 ●タイヤショベル ●袋詰め機械 ●1tトラック	1	1	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	畜産農家から排出される牛糞を収集し、切り返し・発酵処理後に有機肥料製品として販売するといった「資源循環型農業」を展開する。	農林課	146～147
	●家畜導入事業費補助金 ・増頭タイプ 24,000千円 160頭×（県100千円+市50千円） ・維持タイプ 8,000千円 80頭×（県50千円+市50千円）	1	1	長崎県家畜導入事業実施要綱	肉用牛の維持・増頭対策事業として、導入にかかる費用の助成を行い、経営規模の維持・拡大に資することを目的とする。	農林課	146～147
	●吉岐牛維持確保緊急対策事業 ・家畜市場購入 30千円×550頭＝16,500千円 ・自家産子牛 10千円×100頭＝1,000千円 ●畜産増頭改良対策事業 ・受精卵の採卵・移植を行う機器の更新に対する補助 2,012千円×1/4＝503千円	1	1	吉岐市農業振興対策事業実施要領	全国的な繁殖雌牛の減少により子牛（肥育素牛）の価格が高騰しており肥育経営を圧迫している。このままでは肥育農家の経営基盤が弱体化し、地域団体商標登録である「吉岐牛」の出荷が減少の一途をたどることとなるため、肥育農家の吉岐家畜市場での購入子牛及び自家産子牛の肥育素牛導入経費に対して助成する。また、受精卵移植を推進するため、専用機械器具の更新に対して助成する。	農林課	146～147
	繁殖雌牛群の系統の均衡を図るため県家畜導入事業の対象牛以外の導入に対し補助する。 ・80千円×120頭＝9,600千円	1	1	吉岐市農業振興対策事業実施要領	吉岐市内の飼養頭数は経済環境等により減少している中、肉用牛経営の規模拡大を図る経営体の優良系統牛導入対策事業を推進し、経営基盤強化を図る。	農林課	146～147

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				
					特 定 財 源		一 般 財 源		
					国費	県費	地方債	その他	
5 農林水産業費	1 農業費	4 畜産業費	地域肉用牛生活活性化プロジェクト推進事業	15,100			13,500		1,600
			畜産競争力強化対策整備事業	59,917		51,859			8,058
			近代化施設等整備事業	17,704			16,800		904
			繁殖雌牛導入緊急対策事業	618					618
	5 農地費	県営事業費	10,000		10,000			0	

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	<ul style="list-style-type: none"> ●淘汰更新による機能向上推進 <ul style="list-style-type: none"> ・200頭×50千円=10,000千円 ●遊休及び低未利用施設の利活用推進 <ul style="list-style-type: none"> ・5,000千円×4/10×1ヶ所=2,000千円 ●吉崎牛ブランドアップ推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・800千円 ●生産性向上による機能向上推進 <ul style="list-style-type: none"> ・JA又は農業関係団体分 <ul style="list-style-type: none"> 2,000千円×2/5×1件=800千円 ・農家分 <ul style="list-style-type: none"> 1,000千円×1/4×6件=1,500千円 	1	1	吉崎市農業 振興対策事 業実施要領	農業生産活動の活性化と担い手組織の育成、後継者の就農等を推進し、吉崎牛の生産基盤の活性化を図る。また、吉崎牛の市場性を向上させるとともに産地間競争に耐えうる子牛生産地を確立することで、肉用牛飼育農家の維持および経営改善を促進する。	農林 課	146～ 147
	<ul style="list-style-type: none"> ●長崎県畜産クラスター構築事業 肉用牛飼養管理施設、機械の整備と新規 就農者等の家畜導入にかかる経費の助成 <ul style="list-style-type: none"> ・牛舎2棟・堆肥舎1棟・付帯施設等 <ul style="list-style-type: none"> 80,602千円×(国50%+県10%+市 10%)=56,417千円 ・妊娠牛導入 20頭×175千円=3,500千 円 	1	1	畜産競争力 強化対策緊 急整備事業 実施要綱	地域産業の核として必要不可欠な存在である畜産の生産基盤を確保するとともに、国際競争力強化のため、地域の関係者が連携して作成する地域全体の収益力を向上させる計画・目標の達成のための取組について、中心的な役割を担う畜産経営体等の施設等を整備する取組を支援することにより、地域の畜産の収益性向上を図る。	農林 課	146～ 147
新規	<ul style="list-style-type: none"> ●JA吉崎市芦辺堆肥センター施設機能保 全及び攪拌機更新事業 ●施設機能保全事業（電気工事及び排水 設備工事） ●攪拌機更新事業（既存の撤去含む） 	1	1	家畜排せつ 物の管理の 適正化及び 利用の促進 に関する法 律	畜産農家から排出される牛糞を収集し、切り返し・発酵処理後に有機肥料製品として販売するといった「資源循環型農業」を展開するため、取組主体である吉崎市農業協同組合の事業に対し補助を行う。	農林 課	146～ 147
新規	H30畜産競争力強化対策整備事業に係る牛舎整備が入札不調による工期の遅れにより、導入した繁殖雌牛をJAキャトルセンターに預けざるを得ない状況に対し、その費用の一部について緊急対策として補助を行う。	1	1	吉崎市農業 振興対策事 業実施要領	長崎県畜産クラスター構築事業（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業））は牛舎等整備及び繁殖雌牛の導入に係る国庫補助事業である。平成30年12月以降に、JA吉崎市の所管による一般競争入札・工事着工が行われ平成30年度内に事業が完了される予定となっていたが、公共施設工事の過多による大工、左官等の技術者不足、再入札とされるも不調となる可能性を考慮し、年度内の事業完了が不可能となったため、牛舎建築工事が翌年度へ繰り越されることとなった。	農林 課	146～ 147
新規	<ul style="list-style-type: none"> ●木田地区換地業務 平成31年度事業着手 農業生産基盤整備事業 A=23.3haの区画 整理に伴う換地業務委託 ■補助率 県費100% 	1	1	土地改良法	県営事業により、木田地区の幡鉾川流域に広がる圃場の再整備事業を実施する。昭和30年代に小区画で整備された農地及び農業用施設の老朽化のため、農林水産省所管の農地中間管理機構関連農地整備事業採択により農地の標準区画および大区画への再整備および農業用施設(取水、用水)の整備を行い、農業コストの縮減、農地の集約による将来の担い手の育成、経営の強化を目的とする。	農林 課	148～ 149

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
5 農林水産業費	1 農業費	5 農地費	県営事業費	28,290					28,290
			土地改良区等経常補助金	54,696					54,696
			多面的機能支払交付金	126,729		95,046			31,683
			中山間地域等直接支払交付金	194,558		145,917			48,641
			環境保全型農業直接支払交付金	22,388		16,791			5,597

【吉岐市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
新規	農業の生産性の向上、農業構造の改善に資することを目的に、県が実施する圃場整備事業等に伴う市等負担金。 ●県営海岸事業 ・吉岐管内農地海岸開口部対策事業【市5%】 ●県営圃場整備事業 ・県営農地中間管理機構関連農地整備事業(木田地区)区画整理【市10%】 ●県営老朽ため池整備事業 ・郷ノ浦地区防災減災事業(堤体改修)【市7%、地元2%】 ・芦辺地区防災減災事業(実施設計)【市7%、地元2%】 ●団体営農業水路等長寿命化事業負担金・団体営(郷ノ浦地区)【市20%、地元10%】 ・団体営(芦辺地区)【市20%、地元10%】	1	1	農業経営対策事業費補助金等交付要綱等	農用地の改良・開発・保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するため、農業生産基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業構造の改善に資することを目的とする。	農林課	148～151
	●土地改良区等経常経費運営補助金(管内土地改良区等11団体) ・吉岐市畑総土地改良区 ・芦辺土地改良区 ・郷ノ浦東部土地改良区 ・吉岐土地改良区 ・刈田院土地改良区 ・芦辺北部土地改良区 ・吉岐北部土地改良区 ・勝本土改良区 ・勝本西部土地改良区 ・大清水土地改良区 ・木田地区圃場整備組合(新規)	1	1	吉岐市補助金等交付規則	島内農業生産の骨格となる土地改良区組織等の円滑な運営のため運営費用及び維持改修費用を助成し、恒久的な農業生産体制の維持及び営農基盤の安定に資することを目的とする。	農林課	150～151
	多面的機能支払交付金 ●農地維持支払交付金(95組織) 田1,376.14ha・畑283.03ha ●資源向上支払交付金(共同活動)(95組織) 田1,373.18ha・畑268.57ha ●資源向上支払交付金(長寿命化)(59組織) 田1,070.15ha・畑253.99ha ■負担割合 国：1/2、県：1/4、市：1/4	3	1	多面的機能支払交付金実施要綱	農村地域の高齢化・人口減少により、多面的機能の低下、また水路・農道等の維持管理に対する担い手の負担増大による規模拡大の阻害が懸念される状況にあるため、多面的機能の維持・発揮及び水路・農道等の軽微な補修や景観形成等による農村環境の良好な保全、施設の長寿命化に取り組む組織に交付金を交付し、農村地域の有する多面的機能の維持・保全や施設の適正管理や長寿命化を図る。 (期間) H29～H33(3期対策：5年間)	農林課	150～151
	中山間地域等直接支払交付金(152組織・1,502.1ha) ●10割単価 ・急傾斜 510.2ha ・緩傾斜 286.9ha ・平地 414.5ha ●8割単価 ・急傾斜 117.8ha ・緩傾斜 152.6ha ・平地 20.1ha ●超急傾斜農地保全管理加算 7.7ha ■負担割合 国：1/2、県：1/4、市：1/4	3	1	中山間地域等直接支払交付金実施要綱	中山間地域が有する保健休養・自然ダム・景観等の多面的機能が過疎化・高齢化等の要因により、低下しているため、耕作放棄防止と農業用施設の適正管理等に取り組む集落へ交付金を交付し、中山間地域の有する多面的機能の維持・保全を図る。 (期間) H27～31(4期対策：5年間)	農林課	150～151
	環境保全型農業直接支援交付金 ●IPM(総合的病害虫・雑草管理)の取組 276.84ha ●有機農業の取組 3.0ha ■負担割合 国：1/2、県：1/4、市：1/4	3	1	環境保全型農業直接支援交付金実施要綱	環境保全に効果の高い営農活動によって、地球温暖化防止・生物多様性保全に取り組む農業者等へ交付金を交付する。	農林課	150～151

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国費	県費	地方債	その他	
5 農林水産業費	2 林業費	2 林業振興費	森林病虫害防除事業	7,148		3,743			3,405
						森林病虫害等防除事業費補助金			
			保全松林緊急保護事業	21,291		7,480			13,811
								造林事業費補助金	
	3 水産業費	1 水産業総務費	竹ノ浦アワビ中間育成センター解体事業	7,128				3,564	3,564
							水産施設解体費用負担金		
			沓岐地域栽培漁業推進協議会負担金	14,683				14,683	
	2 水産業振興費	漁業就業者確保育成総合対策事業(担い手体験取組事業)	1,888		500			1,388	
							漁業就業者確保育成総合対策事業補助金		

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	<ul style="list-style-type: none"> ●松くい虫航空防除 35.42ha ●松くい虫地上散布 25.18ha ●薬剤樹幹注入 200本 	3	1	森林病虫害 等防除法	松くい虫被害防止のため、空中散布・地上散布・ 樹幹注入による予防を実施する。	農林 課	152～ 153
	<ul style="list-style-type: none"> ●特別伐倒駆除（焼却） 250m³ ●伐倒駆除（乳剤） 100m³ ●伐倒駆除（くん蒸） 50m³ ●特別伐倒駆除（焼却） 200m³ 	3	1	長崎県造林 事業補助金 実施要綱	松くい虫被害地における被害木の処理及び松林の 整備を図る。（松くい虫被害木の伐倒駆除を実 施）	農林 課	152～ 153
新規	<ul style="list-style-type: none"> ●竹ノ浦アワビ中間育成センター解体工 事 ■負担割合 市1/2、勝本町漁協1/8、箱崎漁協1/8、 吉岐東部漁協1/8、石田町漁協1/8 ※建設当時の負担割合で按分 	1	2	—	平成26年度より業務を廃止していた竹ノ浦アワビ 中間育成センターについて、危険性があるため解 体し更地とする。	水産 課	154～ 155
	<ul style="list-style-type: none"> ●吉岐地域栽培漁業推進協議会負担金 ・5漁協と吉崎市で1/2ずつ負担 	1	2	—	定着性の強い種苗等を安定かつ大量に放流し、沿 岸域の水産資源の増大を図り、漁業生産の向上と 漁家経営の安定を図る。	水産 課	154～ 155
	<ul style="list-style-type: none"> ●担い手体験取組事業 ・漁業体験研修・水産教室等（小・中 学生、高校生のイカ・魚捌き体験） 	1	2	浜の魅力発 信・漁業就 業促進総合 支援事業費 補助金実施 要綱	将来の担い手と期待される地元小中高校生に漁業 体験等の活動機会を設け、漁業に対する理解を深 めさせる。	水産 課	156～ 157

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国費	県費	地方債	その他	
5 農林水産業費	3 水産業費	2 水産業振興費	漁業就業者確保育成総合対策事業 (受け皿づくり事業)	1,454		400			1,054
						漁業就業者確保育成総合対策事業補助金			
			漁業就業者確保育成総合対策事業 (技術習得支援事業)	12,470		5,935			6,535
						漁業就業者確保育成総合対策事業補助金			
			漁場監視活動事業	13,100			11,700		1,400
						過疎債 (過疎地域自立促進事業)			
			漁業就業者確保育成総合対策事業 (漁業後継者対策事業)	1,200				1,200	0
							ふるさと応援基金		
			漁業就業者確保育成総合対策事業 (認定漁業者事業)	12,000				12,000	0
							沿岸漁業振興基金		

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	<p>●受け皿づくり事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市及び漁協で組織される協議会の運営費、漁業就業者フェアへの参加費の助成、新規漁業就業者の研修実施事業として指導者に対する助成。 	1	2	<p>浜の魅力発信・漁業就業促進総合支援事業費補助金実施要綱</p>	<p>漁業後継者不足による漁業従事者の高齢化が進み、漁村の活力低下が懸念されている。持続的水産業の確立のため、漁業新規就業者の確保育成を図る必要がある。</p>	水産課	156～157
	<p>●技術習得支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業就業者の研修期間中の生活費の支援。 	1	2	<p>浜の魅力発信・漁業就業促進総合支援事業費補助金実施要綱</p>	<p>漁業後継者不足による漁業従事者の高齢化が進み、漁村の活力低下が懸念されている。持続的水産業の確立のため、漁業新規就業者の確保育成を図る必要がある。</p>	水産課	156～157
	<p>●漁場監視活動事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・密漁、違反船等の取り締まりを強化する目的の漁場監視活動経費（人件費・燃料費・保険料・修繕料等）に対して、その経費の1/3以内を補助する。（郷ノ浦町漁協、勝本町漁協、箱崎漁協、吉岐東部漁協） 	1	2	<p>水産業振興奨励事業補助金交付要綱</p>	<p>漁業秩序の回復と水産資源の維持管理を図り、漁業生産の向上を図る。</p>	水産課	156～157
	<p>●漁業後継者対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業後継者の育成確保のため、漁家子弟等で新しく着業する者（新卒者・Uターン者）に対し、当面の生活費や準備金を奨励金として所属の漁協に対する助成。 <p>新規1名（漁協1/3・市2/3）</p>	1	2	<p>水産業振興奨励事業補助金交付要綱</p>	<p>漁業就業者として最も期待ができる漁家子弟を中心に漁業従事者の確保を図る。</p>	水産課	156～157
	<p>●認定漁業者事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定業者の機器導入等に対する助成。（機器導入 1/2以内 350千円上限、機関換装 1/10以内 500千円上限） ・機器導入 350千円×20名 ・機関換装 500千円×10名 	1	2	<p>水産業振興奨励事業補助金交付要綱</p>	<p>一定水準以上の優良な漁業者を認定し地域のリーダーとして漁業担い手の育成を図る。</p>	水産課	156～157

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国費	県費	地方債	その他	
5 農林水産業費	3 水産業費	2 水産業振興費	漁獲安定共済事業	1,937					1,937
			漁船近代化機器導入事業	3,250					3,250
			漁船損害補償事業	4,673					4,673
			漁業用燃油対策事業	70,765			63,600		7,165
			新水産業経営力強化事業	13,500		9,000			4,500

過疎債
(過疎
地域自
立促進
事業)

新水産
業経営
力強化
事業補
助金

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	<ul style="list-style-type: none"> ●漁獲安定共済事業補助金 ・漁獲共済掛金の5%補助(郷ノ浦町漁協、勝本町漁協、箱崎漁協、吉岐東部漁協、石田町漁協) 	1	2	水産業振興 奨励事業補 助金交付要 綱	漁業の特殊性ともいえる好不漁の波を克服するためには、漁業共済の存在が貴重なものとなっている。その掛け金の一部を補助することにより、漁家経営の安定を図る。	水産 課	156~ 157
	<ul style="list-style-type: none"> ●漁船機器導入事業補助金(機器導入1/3以内 150千円上限(竿のみ50千円)、機関換装 1/10以内 350千円上限) ・機器導入 150千円×10名 ・機関換装 350千円×5名 	1	2	水産業振興 奨励事業補 助金交付要 綱	漁協の正組合員を対象にして、GPS・レーダー魚群探知機・プロッター・釣り機・リール及び竿・DBS送受信機(緊急通報システム)等導入費の一部を補助する。	水産 課	156~ 157
	<ul style="list-style-type: none"> ●漁船損害補償事業補助金 ・漁船保険掛金の5%補助(郷ノ浦町漁協、勝本町漁協、箱崎漁協、吉岐東部漁協、石田町漁協) 	1	2	水産業振興 奨励事業補 助金交付要 綱	漁船の損害事故及び衝突事故に備え、漁船保険に加入しているが、その掛金の一部を補助することにより、漁家経営の安定を図る。	水産 課	156~ 157
	<ul style="list-style-type: none"> ●漁業用燃油対策事業補助金 漁業用燃油に対して、1リットルあたり10円の補助を実施する。 	1	2	漁業用燃油 対策事業補 助金交付要 綱	漁業を営むにあたって最も経費を圧迫するもののひとつが燃油代であり、燃油価格が高騰すると出漁すればするほど赤字になるため、出漁を控えてしまう傾向がでてくる。 燃油代を補助する事により漁業者の出漁控えを緩和し、積極的な漁業活動を促すことで水場の増加を図る。	水産 課	156~ 157
	<ul style="list-style-type: none"> ●新水産業経営力強化事業補助金 ・機器整備 6件 (県) 4,500千円×6件×1/3=9,000千円 (市) 4,500千円×6件×1/6=4,500千円 	1	2	新水産業経 営力強化事 業実施要綱	「水産業経営支援事業」を活用して経営改善計画を策定した漁業者、漁業法人、2者以上の漁業者グループが経営改善計画達成に必要な機器等の整備を行い、経営を見直し所得向上を図る。	水産 課	156~ 157

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源	
					特 定 財 源					
					国費	県費	地方債	その他		
5 農林水産業費	3 水産業費	2 水産業振興費	磯根資源回復促進事業	3,750					3,750	
			離島漁業再生支援交付金事業	331,141		265,808			65,333	
		3 漁港管理費	漁港管理費（維持補修工事）	4,711					4,711	
		4 漁港漁場整備費	漁村再生整備事業（工事）	209,900		146,230	60,400		3,270	
			水産物供給基盤機能保全事業（調査／調査設計／工事）	106,400		74,045	30,700		1,655	

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
新規	<p>●イイズミ捕獲等補助金</p> <p>①定置網等へ入網したイイズミ 150円/尾 ・10,000尾×150円/尾=1,500千円</p> <p>②駆除を目的として捕獲したイイズミ 200円/尾 ・10,000尾×200円/尾=2,000千円</p> <p>③加工場への出荷経費(輸送費) 50円/尾 ・5,000尾×50円/尾=250千円</p>	1	2	機根資源回復促進事業補助金交付要綱	磯焼けは、気象状況の異変、植食性動物の食害、人間活動など変動する様々な要因が複雑に影響して引き起こされている。本事業により本市の磯焼けの大きな要因である植食性魚類(イイズミ)の駆除を行うことで藻場を回復させ、漁業者の所得向上に繋げる。	水産課	156~157
	<p>●離島漁業再生支援交付金(基本交付金) 10集落</p> <p>●離島漁業再生支援交付金(新規就業者特別対策) 3件</p> <p>●特定有人国境離島漁村支援交付金</p> <p>①雇用を創出するための取組 27件</p> <p>②雇用の創出を円滑に行うための環境整備 2件</p>	1	2	水産関係地方公共団体交付金要綱	集落協定に基づく、漁場の生産力の向上に関する取組や漁業の再生に関する実践的な取組などの活動を支援する。 雇用機会の拡充を図るため、新規又は事業拡大を行う者を集落が支援する場合の経費を支援する。また集落がその取組を効果的に進める上で基盤となる良好な集落環境を整備するために要する経費を支援する。	水産課	158~159
新規	<p>●八幡浦漁港棚江物揚場エプロン舗装補修工事(A=135.0㎡)</p> <p>●八幡浦漁港岸壁補修工事(消波ブロック据付 L=35m)</p>	1	2	—	波浪等で破損した八幡浦漁港の棚江物揚場エプロン舗装及び岸壁の補修工事を実施し、漁港施設の維持を図る。	水産課	160~161
	<p>●漁港施設整備工事</p> <p>・小崎漁港 物揚場(改良)岸壁嵩上げ L=93m 用地舗装 A=1,410㎡</p> <p>・諸津漁港 岸壁・物揚場(改良)浮棧橋 L=15m</p> <p>・八幡浦漁港 物揚場(改良)浮棧橋 L=90m</p>	1	2	漁港漁場整備法	市営漁港の防波堤および岸壁等の施設を改良(浮棧橋、用地舗装)することにより、就労環境の改善を図るとともに漁労作業の安全を確保する。	水産課	160~161
	<p>●渡良漁港(麦谷地区、神田地区)実施設計1式</p> <p>●機能保全対策工事</p> <p>・大久保漁港 臨港道路舗装補修 A=2,770㎡</p> <p>・渡良漁港 麦谷地区防波堤補修 L=129m 神田地区防波堤補修 L=57.5m</p> <p>・八幡浦漁港 臨港道路舗装補修 A=3,100㎡</p>	1	2	漁港漁場整備法	市営漁港の機能保全計画に基づき、年次的に補修工事を実施することにより、施設の長寿命化を図るとともに維持管理費の平準化を目指す。	水産課	160~161

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国費	県費	地方債	その他	
5 農林水産業費	3 水産業費	4 漁港漁場整備費	浜の活力再生交付金事業（工事）	2,200		1,350			850
			漁港機能増進事業（工事）	800		518			282
		5 漁業集落環境整備費	下水道事業特別会計繰出金（漁業集落）	77,535					77,535
6 商工費	1 商工費	2 商工振興費	マリンパール老岐管理費（設計／工事）	3,953					3,953
			しま共通地域通貨発行事業	100,482			100,400		82

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	●漁港・港湾施設改修工事 ・車止設置工事（諸津漁港） L=70m	1	2	漁港漁場整備法	近年漁港施設より車両の転落事故が発生しており、岸壁上に車止めを設置することで、車両転落といった危険を回避し、施設管理者として安全性の確保を図る。	水産課	160～161
	●漁港・港湾施設改修工事 ・車止設置工事（八幡浦漁港） L=27m	1	2	漁港漁場整備法	近年漁港施設より車両の転落事故が発生しており、岸壁上に車止めを設置することで、車両転落といった危険を回避し、施設管理者として安全性の確保を図る。	水産課	160～161
	下水道事業特別会計繰出金（漁業集落） ・分流式下水道等に要する経費 【その経営に伴う収入（使用料・雑入）をもって充て、不足する経費（職員給与・一般管理費・施設管理費）】 ・地方債の元利償還金の相当額	3	2	地方公営企業法及び地方公営企業繰出金について（総務副大臣通知）	下水道事業（漁業集落）の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するために一般会計より下水道特別会計へ繰り出す。	上下水道課	160～161
新規	●玄関大屋根及び立体トラス撤去事業	1	4	マリンパル吉岐条例	マリンパル吉岐の玄関の屋根には、多くのハトが住みついでおり、そのハトの糞害で、利用者の方に不快な思いをさせており、飲食品を扱う施設としても適当ではない。 また、整備後、20年が経過し、腐食が進んでいたことから、いずれ補修が必要となることから、この際、撤去工事を行い、利用者の安全と利便性の向上を図る。	観光商工課	164～165
	しまとく通貨プレミアム分の各市町負担額委託料。	1	3	・長崎県離島振興協議会規約 ・しま共通地域通貨発行委員会規程	離島過疎市町村共通のプレミアム付き共通商品券「しまとく通貨」を発行し、離島過疎市町のPR及び誘客、離島過疎市町での消費促進につなげて産業振興や交流人口の拡大に寄与する。	観光商工課	164～165

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
6 商工費	1 商工費	2 商工振興費	観光・物産プロモーション事業	6,166	3,083				3,083
					離島活性化交付金				
			沓岐産品海外輸出支援事業	1,485	742				743
					離島活性化交付金				
			ふるさと就職支援事業	13,000				13,000	0
						ふるさと応援基金			
			沓岐市産業支援センター運営費等補助金	40,000	20,000				20,000
					地方創生推進交付金				
			地域商社運営費等補助金	36,000	16,450				19,550
					地方創生推進交付金				

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
新規	首都圏及び関西圏の主要駅近郊商業施設等での観光物産、移住定住、ふるさと納税等のプロモーション業務委託料。	1	4	離島活性化 交付金事業 実施要綱	吉崎市は海産物に恵まれ、また多様な農産物が生産される実りの島であるが、生産者や事業者が販路開拓等を積極的に行なうことが出来ないために地域に埋もれている商品や正当な評価を得られていない商品が多く存在する。そのような中、吉岐産品や吉岐ブランドの販路拡大と知名度アップ、誘客の推進のため、首都圏及び関西圏で、都府民をはじめ多くの方が来場できる場所（東京駅、大阪駅周辺商業施設等）において観光物産イベントを開催することにより、吉岐産品の消費と販路拡大及び移住と誘客促進に繋げる。	観光 商工 課	164～ 165
新規	海外販路の開拓を支援するため、海外輸出に関するセミナー等開催業務委託料。	1	4	離島活性化 交付金事業 実施要綱	吉崎市には吉岐牛をはじめ吉岐焼酎など魅力的な商品があるものの、日本国内においては人口減少・少子高齢化により急速な市場減少は避けられない。そのような中、「新市場＝海外販路開拓」に挑戦する事業者に対して海外とブランド化についての研修を行ない海外展開を支援し、吉岐市のPRはもとより、吉岐産品の消費と販路拡大に繋げる。	観光 商工 課	164～ 165
	新卒者等が市内に就職した際に企業及び本人に補助を行う。 ●企業：9,600千円 ・40名×20千円×12月 ●本人：3,400千円 ・新卒者20名×100千円 ・Uターン20名×70千円	1	3	・吉崎市ふるさと就職支援事業補助金交付要綱 ・吉崎市就職奨励金交付要綱	本市においては、市内の高卒者の約9割が島外へ進学・就職で流出している現状がある。そこで、新規高卒者や大卒者等の若年層の地元企業への就職を促進するための支援を行う。併せて、Uターン者やIターン者についても支援の対象とし、島外からの移住、定住の促進にも繋げる。	観光 商工 課	164～ 165
	市内中小企業活性化のための個別相談事業を主体とした企業（起業）支援を行う。	1	3	地方創生推進交付金要綱	国内企業の99.7%を占める中小企業の売上向上の達成のため相談者の強みに着目して、相談者に寄り添った支援を実践して目覚ましい成果を上げている富士市産業支援センター「f-Biz」モデルである、吉岐しごとサポートセンター「iki-Biz」を公的産業支援機関として開設し、市内事業者のチャレンジスピリットを呼び起こし地域活性化を図る。	観光 商工 課	164～ 165
	吉岐市の優れた地域特産品を掘り起こし、宣伝及び活用を行うため、ふるさと商社へ運営費等補助を行う。	1	5	地方創生推進交付金交付要綱	吉岐市の生産者や事業者が販路開拓等の営業活動を行なうことができないがために地域に埋もれてしまっている商品等を地域商社が長崎県等の関係機関と連携して営業活動を行なうことによって販路開拓を行い、本市経済の活性化を目指す。	観光 商工 課	164～ 165

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
6 商工費	1 商工費	2 商工振興費	戦略産品輸送経費支援事業	66,400	39,840				26,560
					離島活性化交付金				
		4 観光費	イルカパーク管理費	33,900					33,900
			観光施設設備工事（設計／工事）	7,252				4,700	2,552
								ふるさと応援基金	
			サンドーム沓岐・国民宿舎沓岐島荘（設計／工事）	7,401				7,401	
			国民保養温泉地計画策定事業	5,854				5,854	

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
新規	市内の製造業者に対し、製品を本土へ移出する際の海上輸送費及び原材料を本土から移入する際の海上輸送費を補助する。 ●原材料移入経費支援 ●戦略産品移出経費支援	1	4	離島活性化 交付金事業 実施要綱	宍岐焼酎をはじめとした戦略産品を本土へ移出する際及び当該戦略産品の原材料等を移入する際の海上輸送費の負担が、各事業者の経営を圧迫しており、離島のハンディに苦慮している。このため、製品の移出及び原材料の移入に係る海上輸送費支援を行い、事業者の負担を軽減することで、新たな設備投資や雇用の拡充等を促し、地場産業の活性化及び定住促進を図る。	観光 商工 課	166～ 167
	●イルカパーク指定管理 ●イルカ飼育管理（新規購入2頭分） ●イルカ購入費（2頭） ・平成31年度より指定管理者制度へ移行し、民間ノウハウを活用した収益化により、財政負担の軽減を図りつつ、施設の効果を最大限に発揮した魅力的な観光施設として、持続可能な経営を行う。	1	5	—	イルカパークは宍岐の重要な観光資源のひとつであり、施設を適正に管理し、また入園者を増加させるために、体験プログラムの展開や各種サービスなどを提供し、魅力的な施設運営を図ること で、交流人口拡大を目指す。	観光 商工 課	166～ 169
新規	●観光案内板整備改修工事 ●大浜海水浴場仮設シャワー室設置工事 ※新規 ●湯ノ山公園遊具（ローラー滑り台）撤去工事 ※新規 ・大浜海水浴場のみ民間シャワー施設であったが撤去されたため、仮設シャワーを設置。 ・湯ノ山公園ローラー滑り台2台のうち1台は危険性があるため撤去。	1	5	—	観光客を快適に観光地まで誘導することや観光地の環境が整っていることは最低条件であることから、観光案内板や観光施設の環境整備を行う。	観光 商工 課	168～ 169
新規	●サンドーム宍岐浄化槽設置工事 ●国民宿舎温泉タンク設備改修工事 ・サンドーム宍岐浄化槽（本体+外トイレ）の機能が著しく低下しているため現在使用分の外トイレ処理分の浄化槽設置。 ・宍岐島荘温泉タンクへの配管が小さく機能が低下しているため温泉ポンプ及び揚水配管を交換。	1	5	—	国民宿舎宍岐島荘は市民並びに国民の保養及び健康の増進、併せて観光産業等の振興、サンドーム宍岐は若者の定住化を促進、地域間及び世代間に魅力のある交流の場を提供し、市民の福祉の向上及び地域の振興を目指す。	観光 商工 課	168～ 169
新規	●国民保養温泉地計画策定業務委託料 ※H31.11月末までに計画策定が必要	1	5	温泉法	保健休養に重要な役割を果たす温泉地として昭和46年3月に「宍岐湯本温泉」国民保養温泉地に指定されているが、環境省において2020年度までに国民保養温泉地計画の見直しを完了することから、県スケジュールに伴い湯ノ本温泉についても2019年11月末までに見直しを行う。	観光 商工 課	168～ 169

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
6 商工費	1 商工費	4 観光費	観光宣伝等	12,902			1,000		11,902
			香岐島リゾートプロジェクト事業	140,000	70,000		37,200		32,800
			香岐島デジタルプロモーション強化事業	12,500	6,250				6,250
			香岐島誘客加速化連携事業	23,500	11,750				11,750
			まち・ひと・しごと創生補助金 (香岐島リゾートアイランドプロジェクト事業)	140,000	70,000		38,200		31,800

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	<ul style="list-style-type: none"> ●観光案内所設置委託料 ●ラッピングバスによる吉岐宣伝業務(福岡市内) ●吉岐夜神楽公演委託 ●吉岐行き観光サポーター一運営委託 	1	5	—	島内3港に観光案内所を設置し、観光客に本市の魅力的な観光資源・情報の提供を行うほか、福岡市街地を主に吉岐ラッピングバス(横断幕掲示)による吉岐市PR、吉岐夜神楽公演により、交流人口拡大を図る。	観光 商工 課	168～ 169
	<p>吉岐島リゾートプロジェクト事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●イルカパークリブランディング事業包括業務委託料 <ul style="list-style-type: none"> ・体験棟整備(水産体験、イルカとの体験用の更衣室、シャワールーム等) ・カフェ・コワーキングスペース・展示等の備品購入 ・体験プログラム用備品購入 ●サービスタク統括会社運営補助金 ・運営費 ・アウトドア事業 ・アドバイザー業務(飼育体制強化、体験プラン開発等) ・プロモーション業務 他 	1	5	地方創生推進交付金交付要綱	地方創生推進交付金を活用し、観光産業を中心にに外貨を稼ぐ仕掛けづくりを行うことで、島の経済の活性化を図る。行政の役割として、ファシリティマネジメントにより、市有観光施設等の魅力向上を図り、稼ぐ産業モデルを構築し、地方創生を牽引する。その第一歩として、イルカパークの再生による観光集客拠点化を目指す。キャンプ場など遊休施設の有効活用に横展開するとともに、様々な事業者との連携により、お客をシェアする仕組みを作り、観光消費の拡大による経済好循環を創出する。	観光 商工 課	168～ 171
新規	<ul style="list-style-type: none"> ●吉岐島デジタルプロモーション強化事業 <p>本市への誘客拡大を図るため、吉岐市のポータルサイト(吉岐市観光連盟設置)をスマホ対応とし、国内外へ分かりやすく、かつ戦略的な情報発信ができるよう構築し、さらに効果的な広告発信事業を実施する。</p>	1	5	離島活性化交付金事業実施要綱	国内外の交流人口が拡大する2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京五輪、2025年大阪万博等を契機とし、吉岐市観光ポータルサイトを整備し、国内外に向けて情報を魅力的かつタイムリーに発信し、交流人口拡大を目指す。	観光 商工 課	168～ 169
新規	<ul style="list-style-type: none"> ●吉岐島誘客加速化連携事業(観光連盟) ●ラッピングトラック吉岐宣伝事業 ●民間事業者連携観光プロモーション事業 <p>本市への誘客を加速化させるため、交通キャリア(鉄道会社、航空会社等)との連携、島内運送会社との連携によるラッピングトラック、島内事業者との連携による新たな観光プロモーション等を実施する。</p>	1	5	離島活性化交付金事業実施要綱	国内外の交流人口が拡大する2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京五輪、2025年大阪万博等を契機とし、島内の事業者連携強化、また島外の誘客効果の高い事業者連携による誘客を加速化させ、交流人口拡大を目指す。	観光 商工 課	168～ 169
新規	<ul style="list-style-type: none"> ●吉岐島リゾートアイランドプロジェクト事業 <p>①リゾート及びサービス研修施設整備 ②運営及びプロモーション費 現状島に呼び込むことのできていない富裕層をターゲットとした宿泊施設を企業誘致も視野に入れ、環境整備を行う。また、島内事業者が一流のサービスに触れ、ノウハウを習得できる研修事業も併せて実施する。 ③宿泊施設魅力向上補助金 既存宿泊施設に対して、水回りや内外装の改修、Wi-Fi、キャッシュレス対応など、旅行者ニーズに対応した魅力向上の取組みに対して支援を行う。 補助率：1/2 補助限度額：5,000千円(事業費ベース10,000千円上限)</p>	1	5	地方創生推進交付金交付要綱	地方創生推進交付金を活用し、観光産業を中心にに外貨を稼ぐ仕掛けづくりを行うことで、島の経済の活性化を図る。このためには、「宿泊」が滞在時間延伸や観光消費拡大に繋がる重要なポイントとなるが、最盛期と比較して宿泊施設は減少し、宿泊収容可能人数は半減している。そこで、宿泊施設を重要な観光インフラと捉え、支援を行うことで、観光客の受入体制を強化し、顧客満足度の向上により、リピーターの獲得に努める。もって持続可能な宿泊業により、安定的な宿泊収容可能人数を維持することで、イベント誘致等さらなるプロモーションが可能となり、誘客促進が図られることで、好循環を生み出す。	観光 商工 課	170～ 171

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	●島外スポーツ団体誘致事業補助金 ・スポーツ・文化合宿助成(1,000円/日・人) ※3,000円上限(日帰り対象外)	1	5	吉崎市島外スポーツ団体等誘致促進要綱	吉崎市内でのスポーツ合宿や各種スポーツ大会及び文化合宿に参加するために来島された団体に対し、滞在費を助成、施設使用料を減免することで、滞在型観光の誘致を促進させ交流人口の拡大を図ることを目的とする。	観光 商工 課	170～ 171
	●県内本土の小・中学校が修学旅行または学校・学年・クラス単位での自然野外活動等を目的に来島した場合の補助金。 ・小学校(1人当たり) 1泊2日(4,000円) 2泊3日(5,000円) ・中学校(1人当たり) 1泊2日(5,000円) 2泊3日(6,000円) 3泊4日(7,000円) ●県外からの来島校に対し、1泊で1人あたり800円の補助、博物館来館で500円上乗せ、2泊以上で500円上乗せ。	1	5	吉崎行き教育旅行推進事業費補助金交付要綱	教育旅行等(主に修学旅行)を吉崎へ誘致することにより、交流人口の拡大に寄与し「しま」の活性化を図る。また、吉崎が持つ自然・歴史などの体験フィールドを活かして、子供たちをのびやかにたくましく育てていくことも目的とする。	観光 商工 課	170～ 171
	観光推進の中核組織として交流人口拡大を図る吉崎市観光連盟の運営費補助金。	1	5	—	島内外への観光情報発信並びに観光客等の誘致・案内・受入機関の拠点、また、島内における各種観光関連団体との調整機関としての機能強化を図り、観光交流人口の拡大による地域経済の活性化を目的とする。	観光 商工 課	170～ 171
	●吉崎サイクルフェスティバル、吉崎の島新春マラソン大会補助金、スポーツ大会等補助金	1	5	—	イベントの開催により島外からの誘客促進を図り、また情報発信を合わせて行うことにより、交流人口拡大を目指す。	観光 商工 課	170～ 171
	●物産販路拡大対策事業 ・レストラン等でのフェア実施。	1	5	・吉崎市福岡事務所設置規則 ・離島活性化交付金事業実施要綱	吉崎で獲れる1級品の食材について、福岡市内のレストラン等でフェアを実施し、吉崎産食材のPRを図るとともにフェアを通じた食材の販路拡大を図る。	観光 商工 課	172～ 173

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
6 商工費	1 商工費	5 福岡事務所費	福岡事務所費（ラジオ活用発・誘客拡大事業）	10,890	5,445				5,445
			福岡事務所費（宍道焼酎PR事業）	1,320	489				831
7 土木費	1 土木管理費	1 土木総務費	道路台帳整備業務	11,943					11,943
	2 道路橋りょう費	2 道路橋りょう維持費	道路維持費（修繕料）	50,000					50,000
			道路維持費（市道環境管理業務）	20,000					20,000

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	<ul style="list-style-type: none"> ●ラジオ活用情報発信・誘客拡大事業 ・ラジオ番組年間コーナーの展開 ・ラジオカー アイタカーレポート ・イベントブース出展料 ・日帰りモニターバスツアー ・ホークス戦全143試合生中継内CM放送 	1	5	<ul style="list-style-type: none"> ・吉崎市福岡事務所設置規則 ・離島活性化交付金事業実施要綱 	福岡事務所開設以来、ラジオによる発信事業の効果を継続させるとともに、ラジオ局が有する告知手段により、吉崎の地名度のさらなる向上及び魅力の発信に繋げるためのモニターツアーを実施する。	観光 商工 課	172～ 173
	<ul style="list-style-type: none"> ●吉崎焼酎PRイベント事業 ・「吉崎焼酎で乾杯!! in福岡2019」 	1	5	<ul style="list-style-type: none"> ・吉崎市福岡事務所設置規則 ・離島活性化交付金事業実施要綱 	「吉崎焼酎の日」である7月1日に、福岡市内の集客施設（ベイサイドプレイス博多等）で吉崎市内でのイベントと連動した、吉崎焼酎のPRイベントを実施する。	観光 商工 課	172～ 173
	●道路台帳補正業務委託 L=8.9km	5	2	—	交付税の基礎となる道路台帳を整備し、交付税算定の資料とする	建設 課	174～ 175
	●市道維持修繕料	5	1	—	幹線道路・生活道路の維持補修に努め、機能性・利便性・快適性の向上を図り、生活に密着した安全で人にやさしい道路として整備・維持管理を行う。	建設 課	176～ 177
	●市道維持管理業務委託料 ・市道維持管理業務委託	5	1	—	幹線道路・生活道路の維持補修に努め、機能性・利便性・快適性の向上を図り、生活に密着した安全で人にやさしい道路として整備・維持管理を行う。	建設 課	176～ 177

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
7 土木費	2 道路橋 りょう費	2 道路橋 りょう維 持費	道路維持費（市道維持補修工事）	68,000					68,000
			道路維持費（維持補修材料費）	15,000					15,000
			道路維持管理業務	17,000					17,000
			3 道路橋 りょう新 設改良費	道路改良費（補助）	333,900	228,390		91,100	
		道路改良費（単独）	110,000					110,000	

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	<ul style="list-style-type: none"> ●市道維持補修工事 ・金津以線側溝補修工事（環境関連） ・横山線側溝補修工事（環境関連） ・潮谷犬山線側溝補修工事（環境関連） ・片原梅津線側溝補修工事（環境関連） ・市内市道区画線補修工事（継続） ・南本線他2線側溝補修工事（継続） ・久喜線他4線舗装補修工事（継続） ・半城里線他1線路肩補修工事（継続） 	5	1	—	幹線道路・生活道路の維持補修に努め、機能性・利便性・快適性の向上を図り、生活に密着した安全で人にやさしい道路として整備・維持管理を行う。	建設課	176～177
	<ul style="list-style-type: none"> ●維持補修材料費 ・市道維持管理に必要な原材料（生コンクリート他） 	5	1	—	幹線道路・生活道路の維持補修に努め、機能性・利便性・快適性の向上を図り、生活に密着した安全で人にやさしい道路として整備・維持管理を行う。	建設課	176～177
	<ul style="list-style-type: none"> ●市道維持管理補助金 ・1,062km×16円/m 	5	1	—	幹線道路・生活道路の維持管理に対する補助金。	建設課	176～177
	<ul style="list-style-type: none"> ●道路改良事業（補助） ・1級市道住吉湯ノ本線道路改築事業 L=200m ・1級市道黒崎線道路改築事業 L=100m ・1級市道初山中央線他5路線交通安全施設整備事業 L=500m ・1級市道丘中田大久保線交通安全施設整備事業 L=100m ・1級市道釘ノ尾塩谷線他10線道路防災安全事業 L=100m ・道路舗装定期点検 L=160km ・道路法面等定期点検 N=66箇所 	5	1	—	幹線道路の整備をすることにより、交通の安全を確保し、観光産業の振興及び地域の活性化を支援する。 通学路点検に基づく要対策箇所を整備し、通学路の交通安全を確保する。 道路を利用する第三者への被害を防止するため、異常が確認された法面構造物の補修を実施する。 吉崎市が管理する道路ストックの異常を早期発見・早期補修を行うための点検を実施する。	建設課	176～179
	<ul style="list-style-type: none"> ●道路改良事業（単独） ・市道前目1号線道路改良工事 L=50m ・市道鳥山手久多1号線道路改良工事 L=50m ・市道津保美1号線道路改良工事 L=30m ・市道小場2号線道路改良工事 L=30m ・市道赤土田道路改良工事 L=50m ・市道錦線道路改良工事 L=50m ・市道橋梁補修工事 N=3橋 ・市道先畑線道路改良工事 L=30m ・市道住吉山信線道路改良工事 L=30m ・市道住吉しめノ元線道路改良工事 L=50m ・市道藤勢1号線道路改良工事 L=30m ・市道宇土4号線道路改良工事 L=30m ・市道水畑線道路改良工事 L=30m ・市道菓子田線道路改良工事 L=50m ・市道獅子ノ子坂線道路改良工事 L=50m ・市道杉山線道路改良工事 L=50m ・市道新城諸津線他3線概略設計業務 N=1.0式 	5	1	—	地域住民の日常生活道路を整備することにより、交通安全の確保及び日常生活の利便性を確保する。	建設課	176～179

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				
					特 定 財 源		一 般 財 源		
					国費	県費	地方債	その他	
7 土木費	2 道路橋 りょう費	3 道路橋 りょう新 設改良費	道路改良費（起債）	205,900			200,400		5,500
						辺地債 162,400 ・ 過疎債 38,000			
		地方改善施設整備費	10,500	5,000					5,500
					地方改 善施設 整備事 業補助 金				
3 河川費	1 河川総務 費		河川管理費（河川台帳作成業務）	9,174					9,174
		河川等改修工事	1,500						1,500
	2 急傾斜地 崩壊対策 費		急傾斜地崩壊対策事業	35,100		11,000	24,100		0
					急傾斜 地崩壊 対策事 業費補 助金	自然災 害防止 事業債			

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	<ul style="list-style-type: none"> ●道路改良事業（起債） ・市道谷江本線道路改良事業 L=50m ・市道半城里線他7線舗装補修事業 L=200m ・市道本村神里線道路改良事業 L=100m ・市道土肥田線道路改良事業 L=100m ・市道西中線道路改事業 L=100m ・市道山崎線道路改良事業 L=100m ・市道深江筒城線道路改良事業 L=100m ・市道住吉船橋線道路改良事業測量設計業務 N=1.0式 	5	1	—	幹線道路の整備をすることにより、交通の安全を確保し、観光産業の振興及び地域の活性化を支援する。	建設課	176～179
	<ul style="list-style-type: none"> ●地方改善施設整備事業 ・八幡浦地区排水路整備工事 L=200m 	5	1	—	八幡浦地区の排水路は、老朽化による破損および勾配の不足により危険かつ不衛生な状態となっていることから、地域住民の生活環境を改善するため、排水路整備を実施する。	建設課	178～179
	<ul style="list-style-type: none"> ●準用河川台帳作成業務委託 ・勝本町管内 L=11.6km 	5	2	—	河川台帳を整備し、計画的な維持管理を行う。	建設課	178～179
	<ul style="list-style-type: none"> ●河川等改修工事 ・準用河川維持修繕工事 	5	1	—	準用河川の維持修繕工事を行い、地域住民の人命・財産を守り、地域住民の安全な暮らしを保護する。	建設課	178～179
	<ul style="list-style-type: none"> ●急傾斜地崩壊対策事業 ・木落地区急傾斜地崩壊対策工事 A=300㎡ ・久喜地区急傾斜地崩壊対策工事 A=200㎡ ・若宮地区急傾斜地用地測量業務 1.0式 	3	3	—	地域住民の人命・財産を守り、地域住民の安全な暮らしを保護するため、急傾斜地の崩壊対策工事を実施する。	建設課	180～181

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国費	県費	地方債	その他	
7 土木費	4 港湾費	1 港湾管理費	港湾管理費 (設備等整備工事)	1,918					1,918
		5 都市計画費	1 都市計画総務費	街なみ環境整備事業	16,000	8,000			
	2 公園費		公園管理費(施設管理業務)	13,623					13,623
			公園管理費(設計監理/工事/負担金)	43,822				30,000	13,822
	6 下水道費		1 公共下水道費	下水道事業特別会計繰出金(公共下水道)	138,551			16,000	
							過疎債		

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
新規	●郷ノ浦港鎌崎地区除塩水機械倉庫新築 工事 (A=9.15㎡)	5	2	—	郷ノ浦港鎌崎地区の砂置場の利便性向上を図るとともに、芦辺港からの砂移転に伴う条件整備として除塩水機械倉庫を整備する。	水産課	182～ 183
	●街なみ環境整備補助金 修景施設整備 4 戸 ■補助率 国：1/3、市：1/3	3	1	吉崎市勝本 浦地区街な み環境整備 事業補助金 交付要綱	歴史的建物の適正な管理や活用、公共施設の整備、個人住宅の修景整備等を行い、漁村集落の勝本浦らしい魅力あるまちなみ整備を進めることにより、交流人口の拡大と地域の活性化を図る。	建設課	182～ 183
	●都市公園管理業務委託 ●勝本総合運動公園指定管理委託料	3	1	—	都市公園の適正な維持管理を図り、地域住民へ快適な憩いの場を提供する。	建設課	184～ 185
	●大谷公園公衆便所改修事業 1.0式 ●元居公園擬木柵修繕工事 L=140m ●勝本総合公園高圧受電設備改修工事 1.0式	3	1	—	都市公園の適正な維持管理を図り、地域住民へ快適な憩いの場を提供する。	建設課	184～ 185
	●下水道事業特別会計繰出金 (公共下水道) ・分流式下水道等に要する経費 [その経営に伴う収入 (使用料・負担金 占用料・手数料) をもって充て、不足す る経費 (職員給与・一般管理費・施設管 理費・施設整備費)] ・地方債の元利償還金の相当額	3	2	地方公営企 業法及び地 方公営企業 繰出金につ いて (総務 副大臣通 知)	下水道事業 (公共下水道) の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するために一般会計より下水道特別会計へ繰り出す。	上下水道課	184～ 185

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
7 土木費	7 住宅費	1 住宅管理費	住宅管理費（修繕料／委託料／工事）	54,849				1,200	53,649
			住宅リフォーム支援事業	20,000				20,000	0
			老朽危険家屋除去支援事業	3,000	1,000				2,000
			3世代同居・近居促進事業	2,000		1,000			1,000
		2 住宅建設費	住宅建設費（調査／測量／設計／監理／工事）	200,821	26,446		151,700		22,675

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅一般修繕 ●市営住宅外灯修繕 1.0式 ●市営住宅ガス漏れ警報器取替業務 357基 ●市営住宅火災報知器取替工事 735基 	3	1	公営住宅法	公営住宅法に則り、住宅の入退去者及び募集に関する事務、住宅使用料に関する事務、住宅維持管理・修繕に関する事項等の適正な維持管理を図る。	建設課	186～187
	●住宅リフォーム支援事業補助金 (上限200千円/件)	3	1	吉崎市住宅 リフォーム 支援事業補 助金交付要 綱	市内企業に発注し、住宅のリフォームを行う方に、掛かる費用の一部を補助し、地域経済の活性化と良好な住環境づくりを促進する。	建設課	186～187
	●老朽危険家屋除却支援事業補助金 (上限500千円/件)	3	1	吉崎市老朽 危険家屋除 却支援事業 補助金交付 要綱	老朽化し危険な空き家の除却を行う方に、掛かる費用の一部を補助し、安全・安心な住環境づくりを促進する。	建設課	186～187
	●3世代同居・近居促進事業補助金 (上限400千円/件)	3	1	吉崎市3世 代同居・近 居促進事業 補助金交付 要綱	新たに3世代同居・近居するための改修工事等を行う方に、掛かる費用の一部を補助し、子育てに快適な住環境づくりを促進する。	建設課	186～187
	<ul style="list-style-type: none"> ●公営住宅改修事業 ・古城団地(4棟)給排水設備等改修工事設計業務 ・大久保団地(10棟)下水道接続等改修工事設計業務 ・大久保団地建替事業測量設計業務 ・古城団地(3棟)給排水設備等改修工事他 ・大久保団地(9棟)下水道接続等改修工事他 ・安泊団地(1-B棟)内部改修工事 	3	1	公営住宅等 ストック総 合改善事業 対象要綱	吉崎市公営住宅等長寿命化計画により、老朽化した市営住宅のストックの効率的かつ円滑な更新を行う。	建設課	188～189

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				
					特 定 財 源		一 般 財 源		
					国費	県費	地方債	その他	
8 消防費	1 消防費	1 常備消防費	常備消防総務費（郷ノ浦支署） （工事）	7,172			7,100		72
							緊急防災減災事業債		
			常備消防総務費（消防本部・署） （備品購入費）	5,724			5,400		324
							過疎債		
			消防署車両購入事業費（郷ノ浦支署）	38,502	6,559		31,900		43
							緊急消防援助隊設備整備費補助金		
							刃地債		
		2 非常備消防費	消防団運営費	100,662					100,662
		3 消防施設費	防火水槽建設事業（測量設計／設計監理／工事／土地購入費／補償費／負担金）	38,161	10,772		19,500	6,663	1,226
							消防防災施設等整備費補助金		
							過疎債	施設移転補償金	

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
新規	●郷ノ浦支署庁舎非常用電源装置設置工事	3	3	—	庁舎に未設置の非常用電源装置を設置することにより、有事際の消防力の強化につながる	消防 総務 課	192～ 193
新規	●移動式高圧コンプレッサー	3	3	—	年数経過により老朽化したコンプレッサーを更新することにより、充填時間の短縮等消防力の強化を図る。	消防 総務 課	192～ 193
新規	●消防ポンプ自動車（平成14年度購入）	3	3	消防力の整備指針	年数が経過し、老朽化した消防ポンプ車の更新することにより、消防力の強化を図る。	消防 総務 課	192～ 193
	消防団教育に必要な消防学校各課程への入校。新入消防団員へ支給する支給品等。	3	3	消防組織法	地域防災の中核を成す消防団員の教育、資機材等の充実化を進めることにより、地域防災力の強化を図る。	消防 総務 課	192～ 195
新規	防火水槽建設事業 ●新規設置分（4基） ・郷ノ浦町渡良南触 ・郷ノ浦町坪触 ・郷ノ浦町長島 ・勝本町東触 ●市道黒崎線拡張に伴う移設分（1基） ・郷ノ浦町里触	3	3	消防力の整備指針 消防水利の整備指針	消防水利未整備地区へ、耐震性貯水槽を設置することにより、消防力の強化を図る。	消防 総務 課	194～ 197

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				
					特 定 財 源		一 般 財 源		
					国費	県費	地方債	その他	
8 消防費	1 消防費	3 消防施設費	消防団格納庫建設事業（測量業務／監理業務／工事）	46,695			46,600		95
						緊急防災減災事業債			
			小型動力消防ポンプ購入事業	8,016			7,500		516
					辺地債				
		消防団車両購入事業	39,900			31,400	6,300	2,200	
					辺地債	ふるさと応援基金			
		4 防災費	防災行政無線費（工事）	11,742			8,800		2,942
							防災基盤整備事業債		
		5 災害対策費	放射線防護施設取付道路等補修工事	2,607					2,607

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
新規	●芦辺地区第1分団格納庫新築工事(昭和42年建築 木造2階建 延べ127㎡)	3	3	建築物の耐震改修の促進に関する法律	災害時の拠点となる格納庫が老朽で耐震診断の結果基準に満たないことにより新築工事を行い消防力の強化を図る。	消防総務課	194～195
新規	●小型動力ポンプ(3台) ・芦辺地区第8分団(平成13年購入) ・郷ノ浦地区第7分団2部(平成14年購入) ・芦辺地区第4分団(平成14年購入)	3	3	消防力の整備指針 消防水利の整備指針	老朽化した消防ポンプ及び年数が経過した積載車の更新することにより、消防力の強化を図る。	消防総務課	196～197
新規	●積載車(3台) ・芦辺地区第1分団(平成4年度購入) ・石田地区第4分団(平成4年度購入) ・郷ノ浦地区第6分団2部(平成4年度購入) ●ポンプ車(1台) ・芦辺地区第9分団(平成11年購入)	3	3	消防力の整備指針	老朽化した消防ポンプ及び年数が経過した積載車の更新することにより、消防力の強化を図る。	消防総務課	196～197
	屋外拡声子局のパンザマスト(柱)を建替え更新する工事。 施行個所 ①諸吉大石触 ②諸吉二亦触 ③国分東触 ④箱崎大左右触	3	3	—	市内208箇所に屋外告知放送設備を設置している。当初の設置から30年近く経過しており、塩害等による経年劣化が顕著になってきている。このため、年次的に更新していく必要がある。	危機管理課	196～197
新規	長島地区放射線防護対策施設敷地内に建っていて、道路に面した危険なブロック塀を撤去しフェンスを設置する。 延長 L=38.8m	3	3	—	平成30年度に整備した長島地区放射線防護対策施設は、旧三島小学校長島分校校舎後の敷地に建築している。旧校舎の施設で、安全基準を満たしていないブロック塀が残っているため。	危機管理課	198～199

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
9 教育費	1 教育総務費	2 事務局費	学校施設整備基金積立金	100,000					100,000
		3 教育指導費	教職員住宅管理費（工事）	5,000					5,000
			離島留学生ホームステイ費（補助金）	27,210	3,600	5,520		18,000	90
			離島高校生修学支援事業	360	180				180
9 教育費	2 小学校費	1 学校管理費	小学校管理費（設計業務／監理業務／工事）	139,415	10,044		110,900	12,300	6,171

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	学校施設整備基金積立金	4	1	吉崎市学校 施設整備基 金条例	老朽化が進む将来の学校施設の整備に要する経費の財源に充てるため基金を設置する。	教育 総務 課	202～ 203
新規	●郷ノ浦町へき地教員宿舎下水道接続工 事 2棟8戸	4	1	下水道法	大谷地区が下水道整備されたことに伴い、郷ノ浦町へき地教員宿舎を下水道接続する。	教育 総務 課	204～ 205
	●吉崎市高等学校離島留学生ホームステイ 費等補助金 ・宿舎助成金(吉崎高校) 31人 ・バス定期補助金 22人 ●吉崎市いきっこ留学補助金 ・宿泊助成金(小中学生) いきっこ留学生(里親) 15人 いきっこ留学生(孫戻し) 5人 いきっこ留学生(親子) 3人 ・移住支援補助(小中学生) 3世帯	4	1	①吉崎市高 等学校離島 留学生ホーム ステイ費 等補助金交 付要綱 ②吉崎市い きっこ留学 補助金交付 要綱	①長崎県内の離島留学制度を実施する高等学校が組織している運営委員会に対し補助金を交付する。(市の補助金に対して県の1/2補助、交通費補助は市単独) ②吉崎市立小・中学校が受け入れる「いきっこ留学」の円滑な運営を図るため運営委員会を設置し補助金を交付する。	教育 総務 課	204～ 205
	三島地区高校生で本島の高校に通学する 高校生修学支援費補助(6名)	4	1	吉崎市離島 高校生修学 支援事業費 補助金交付 要綱	「へき地児童生徒援助費等補助金」として県で「公立高等学校等離島高校生就学支援費補助金」の事業実施がなされている。吉崎市においても県と同様に三島から本島の高等学校及び特別支援学校高等部へ通学する生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、通学費、居住費、帰省費について基準額の範囲内で助成する。	教育 総務 課	204～ 205
	●筒城小学校校舎外壁及び屋根改修工事 設計業務 ●筒城小学校屋内運動場床改修工事(全 面張替) ●箱崎小学校屋内運動場外壁及び屋根改 修工事 ●箱崎小学校グラウンド改修工事 ●三島小学校旧長島分校講堂解体(S49 年築)及びグラウンドフェンス撤去工事	4	1	—	安全で安心して学べる教育環境の整備充実を目的に、経年による老朽化や自然災害等による劣化で修理が必要となった施設(校舎・体育館・プール・グラウンド等)の改修を計画的に実施する。	教育 総務 課	206～ 207

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国費	県費	地方債	その他	
9 教育費	3 中学校費	1 中学校管理費	中学校管理費（設計業務／工事）	79,260	33,143		16,100	29,100	917
						学校施設環境改善交付金	過疎債	合併振興基金	
			規模適正化事業費（設計業務／工事）	20,500				20,500	0
							合併振興基金		
		2 教育振興費	研究指定校（英語力向上対策）	1,007				1,000	7
							ふるさと応援基金		
5 社会教育費	2 青少年育成費	日本の宝「しま」交流支援事業	1,500	750				750	
					離島活性化交付金				
		各種青少年大会	7,000			6,300		700	
						過疎債（過疎地域自立促進事業）			

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	<ul style="list-style-type: none"> ●芦辺中学校テニスコート整備工事 ●芦辺中学校(旧田河中)校舎解体工事 	4	1	—	安全で安心して学べる教育環境の整備充実を目的に、経年による老朽化や自然災害等による劣化で修理が必要となった施設(校舎・体育館・プール・グラウンド等)の改修を計画的に実施する。	教育総務課	210～ 211
新規	<ul style="list-style-type: none"> ●旧沼津中学校屋内運動場解体事業 ※危険家屋のため早期に解体が必要。 	4	1	—	中学校規模適正化(統廃合)により、廃校となった旧沼津中学校屋内運動場(S46年築)について、社会体育施設として利用してきたが、外壁及びバスケットゴール等吊り物の老朽化により落下の危険性がある。隣接地に沼津小学校屋内運動場があり、社会体育施設として利用できるため、危険家屋については早期に解体する必要がある。	教育総務課	210～ 211
	<ul style="list-style-type: none"> ●中学生英語力向上対策推進費補助 ・英検受験料の1/2補助 	4	1	—	中学生の英語の学力向上は重要な課題であり、さらに後押しするために中学生が英語に触れ、英語を活かし、英語を試す場の確保を目指して英語検定の費用の一部を補助する。	教育総務課	212～ 213
	<ul style="list-style-type: none"> ●しまの魅力に出会う日本の宝「しま」交流支援事業 ・香岐島における「子どもコース」に、県内から約60名の小中学生が参加し、島の魅力を体験し、しまの人々や参加者同士の交流を深める事業。 	4	1	離島活性化 交付金事業 実施要綱 (国要綱)	県内の小学4年生から中学3年生までの児童・生徒を対象に、長崎県特有の「しま」の魅力を体験する活動を実施し、ふるさと長崎県を再認識するとともに、島の人々や参加者同士の交流を深める。また、島の活性化を図るため、香岐の島固有の自然や歴史遺産・人材・特産物等を活用した体験活動を企画・実施する。	社会教育課	220～ 221
	<ul style="list-style-type: none"> ●小中学生スポーツ大会等出場補助金 ・市内小中学生のスポーツ大会県大会等の出場に対する補助事業。 	4	1	・小中学生 スポーツ大会等 出場補助金交付 要綱 ・香岐市補助 金等交付 規則	スポーツ活動等による青少年の健全な育成を目的に、香岐市代表として県大会等に出場する個人・団体に対して、旅費の一部を補助する。	社会教育課	220～ 221

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
9 教育費	5 社会教育費	2 青少年育成費	体験交流事業	652				300	352
							教育振興基金		
			子ども夢プラン応援補助金	1,000				1,000	0
								ふるさと応援基金	
		3 生涯学習推進費	地域子ども教室推進事業	3,600		2,400			1,200
						地域子ども教室推進事業費補助金			
	4 公民館費		吉岐島開発総合センター管理費 (修繕料/工事)	4,673					4,673
		吉岐西部開発総合センター管理費 (修繕料/監理業務/工事)	9,544						9,544

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	●吉崎市青少年体験交流事業補助金（うきは市） ・市内の小中学生が福岡県うきは市等での体験交流に対する補助事業。	4	1	吉崎市補助金等交付規則	市内の小学4年生から中学1年生を対象に、離島では体験することができない島外での環境等を体験する活動を実施し、島の良さを再認識するとともに、参加者同士の交流を深め次代を担う人づくりを図るため、体験料及び島外移動費等経費の一部を補助する。	社会教育課	220～221
	●子ども夢プラン応援補助金 ・市内青少年（小・中・高）のスポーツ、文化等における「夢」を応援するため、市外での強化練習等参加に対する補助事業。	4	1	・「子ども夢プラン応援」補助金交付要綱 ・吉崎市補助金等交付規則	スポーツ活動や文化・芸術活動等に熱意意欲を持ち、将来の夢に向かって熱心に活動し、その意欲や能力が認められ選抜された市内の小学校、中学校及び高等学校に在籍する児童生徒に対し、市外での強化練習等に参加招聘されて参加する場合の、旅費の一部を補助する。	社会教育課	220～221
	●地域子ども教室推進事業 ①吉岐子ども劇場 ②筒城小学校白砂の会 ③寺小屋「な・か・ま」 ④八幡小学校がんばらんばクラブ ⑤霞翠小学校翠の会 ⑥石田小学校学校支援会議	4	1	・地域子ども教室推進事業実施要綱及び補助金実施要綱（県要綱）	放課後や週末等に小学校及び地域の施設を活用して、地域の方々が指導スタッフとなって、子ども達に自然・文化・芸術等にふれる体験活動等の機会や学習の場を提供するもので、その活動費等経費の一部を補助する。	社会教育課	222～223
新規	●全天候型雨除けカーテン取替修繕 ●吉岐島開発総合センター敷地改修工事	4	4	・吉岐全天候型多目的施設条例 ・吉岐島開発総合センター条例	施設の適切な維持管理と運営を行うため、耐用年数が超過している設備等の改修を行う。また、敷地内の危険箇所の改修工事を行う。	社会教育課	222～225
	●大ホール換気設備等修繕 ●給水タンク改修事業	4	4	吉岐西部開発総合センター条例	施設の適切な維持管理と運営を行うため、耐用年数が超過している設備等の改修を行う。	社会教育課	224～225

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				
					特 定 財 源		一 般 財 源		
					国費	県費	地方債	その他	
9 教育費	5 社会教育費	4 公民館費	沓岐文化ホール管理費（工事）	30,480			24,800		5,680
							過疎債		
		6 文化財保護費	一支国博物館管理費	50,888		25,444			25,444
							一支国博物館管理運営費負担金		
				一支国博物館活用推進事業	43,029		19,000	17,100	
						しまごとプロジェクト推進事業費補助金	過疎債（過疎地域自立促進事業）		
			島内文化財資料活用展示公開事業	20,757	10,378				10,379
						離島活性化交付金			
			埋蔵文化財発掘調査事業費	8,028					8,028

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	<ul style="list-style-type: none"> ●自動火災報知受信器工事 ●大ホール・中ホール音響調整卓改修工事 	4	4	吉岐文化 ホール条例	施設の適切な維持管理と運営を行うため、耐用年数が超過している設備等の改修を行う。	社会 教育 課	224～ 225
	●一支国博物館指定管理料	1	5	長崎県立埋 蔵文化財セ ンター・吉 岐市立一支 国博物館整 備基本計画	博物館の運営事業をより効果的・効率的に実施するため、指定管理者へ委託している。 (指定管理期間：H31.4.1～H36.3.31)	観光 商工 課	230～ 231
	<ul style="list-style-type: none"> ●一支国博物館活用推進事業 ●一支国博物館開館10周年記念事業 <p>・一支国博物館を拠点とした、「しまごと大学事業、しまごと博物館、しまごと元気館事業、しまごと情報発信業務」を推進するための委託料。 ・平成32年3月14日に10周年となるため記念事業を実施。</p>	1	5	長崎県立埋 蔵文化財セ ンター・吉 岐市立一支 国博物館整 備基本計画	博物館が島内の歴史遺産や自然環境、文化や産業などと有機的に連携し、吉岐全体の魅力を相乗的に高めるための地域振興に資する施設として機能するよう下記事業を展開する。 ①教育普及・生涯学習に関する事業 ②体験交流に関する事業 ③人材育成に関する事業 ④情報発信強化に関する事業 ⑤賑わいづくりのためのイベントの実施 ⑥「しまごと大学」・「しまごと博物館」・「しまごと元気館」創造・展開するために必要な事業	観光 商工 課	230～ 231
	<p>歴史文化発信事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島外の博物館で吉岐市の歴史文化に係る企画展示会、出前講座、出前イベントを実施する。 ●海の道むなかた館展示会 ●兵庫県立考古博物館展示会 	4	5	—	吉岐市の歴史文化についての情報発信を島外に向けて行う。島外博物館での企画展や出前講座等を開催することにより吉岐の知名度の向上を図り、また企画展等イベントを通じて地元NPO団体やボランティア団体との連携を図りつつ、吉岐のPRや島外者との交流の場を創出する。	文化 財課	228～ 231
新規	●埋蔵文化財発掘調査事業費 ※市道深江筒城線道路拡張工事に伴う原の辻遺跡発掘調査事業。	4	5	文化財保護 法	周知の埋蔵文化財包蔵地にあたり、かつ国指定特別史跡地の隣接地にあたることから、開発に伴う発掘調査を実施するものである。	文化 財課	228～ 233

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源	
					特 定 財 源					
					国費	県費	地方債	その他		
9 教育費	5 社会教育費	6 文化財保護費	市内遺跡発掘調査事業費	19,370	9,277	1,113			8,980	
			原の辻遺跡管理費	33,260				631	32,629	
			指定文化財等保存整備費	3,947					3,947	
	6 保健体育費	1 保健体育総務費	大谷公園・体育館管理費（設計監理／工事）	13,024				13,000	24	
							合併振興基金			
10 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	1 農地及び農業用施設災害復旧費	農地及び農業用施設災害復旧費（過年災）	185,958		75,034		10,937	99,987	
						農地及び農業用施設災害復旧費補助金		農地等災害復旧費受益者分担金		

【沓岐市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	市内遺跡発掘調査事業費 ●カラカミ遺跡発掘調査	4	5	文化財保護 法	重要遺跡であるカラカミ遺跡の調査を行うことにより、その遺跡の内容を把握し、将来的な国指定史跡を視野に入れつつ、周知に努めながら遺跡の保存を図っていく。	文化 財課	228～ 233
	原の辻遺跡管理・原の辻ガイダンス管理 運営 ●原の辻遺跡文化遺産活用推進事業 ・「原の辻一支国王都復元公園」管理及び 関連イベント業務、10周年記念イベント業務 ●設備等解体工事 ・遺跡公園内設置フェンス撤去工事	4	5	文化財保護 法 原の辻一支 国王都復元 公園条例	国特別史跡原の辻遺跡の恒久的保存と、当時の一支国の様子を感じさせることにより歴史文化の啓蒙促進をはかる。また島内外に沓岐市の魅力を発信することで交流人口の拡大を図る。	文化 財課	228～ 233
新規	指定文化財等保存整備費 ●市指定文化財「永田12号墳」防護工事	4	5	沓岐市文化 財保護条例	貴重な装飾（線刻）古墳である市指定文化財「永田12号墳」の適切な保存整備を行う。	文化 財課	230～ 233
新規	●大谷公園（体育館・公衆トイレ）下水道 接続事業	4	4	・沓岐市都 市公園条例 （大谷公 園） ・沓岐市公 共下水道条 例	大谷公園内の体育館及び公衆トイレを公共下水道に接続する。	社会 教育 課	234～ 237
	●災害復旧工事費（農地49箇所、施設15 箇所） ●災害復旧事業補助金（30件）	3	3	農林水産業 施設災害復 旧事業費国 庫補助の暫 定措置に関 する法律	異常気象により被災した農地・農業用施設の災害復旧工事を実施し、機能の回復を図ることにより農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。	農林 課	240～ 241

平成31年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
12 諸支出金	1 公営企業費	1 公営企業費	三島航路事業特別会計繰出金	31,925					31,925

【吉崎市総合計画における基本指針】
 1産業振興で活力あふれるまちづくり
 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
 3安全安心で環境にやさしいまちづくり
 4心豊かな人が育つまちづくり
 5国内外交流が盛んなまちづくり
 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	三島航路事業特別会計繰出金 吉岐本島と三島を結ぶフェリーみしま の運航経費に対する特別会計繰出金	5	2	—	吉岐本島と三島を結ぶフェリーみしまの輸送人員が減少傾向にある中で、生活航路として安定した運航維持を図るため、運航経費に対し、一般会計より三島航路事業特別会計へ繰り出す。	総務課	242～ 243

平成31年度当初予算の主要事業

■国民健康保険事業特別会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
1 総務費	2 徴収費	1 賦課徴収費	ファイナンシャルプランニング業務	536		375 特別交付金			161
2 保険給付費	4 出産育児諸費	1 出産育児一時金	出産育児一時金	12,600			8,400 出産育児一時金繰入金		4,200

【吉崎市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづく

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
新規	納税相談時におけるファイナンシャルプランナーの活用による徴収業務職員の資質向上と市税等の滞納繰越額の縮減を図る。 相談回数：年間10回開催 業務内容：滞納者本人への個別指導・助言、徴収職員の業務の向上に係る指導・助言	2	1	地方税法703条の4、 吉崎市国民健康保険条例11条～13条	長期に渡る高額滞納者に対する納税相談において、専門性の高い金融知識や保険知識を有するファイナンシャルプランナーを活用した相談業務の導入を図ることで、滞納者ごとの状況に応じたきめ細かでの確な指導や助言を行うことが可能となり、徴収業務にあたる職員の資質の向上及び市税等の滞納繰越額の縮減を図ることができる。	保険課	16～17
	出産1件あたり420千円を支給する。	2	1	・国民健康保険法第58条 ・吉崎市国民健康保険条例第6条	保険者は、被保険者の出産に対して、出産育児一時金の給付を行う。出産育児一時金の目的としては、出産等に係る妊産婦の経済的負担の軽減、少子化対策などの観点から給付されている。	保険課	20～21

平成31年度当初予算の主要事業

■下水道事業特別会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
1 下水道事業費	2 施設整備費	1 施設整備費	公共下水道施設整備費（補助）	76,391	35,000		16,100	16,000	9,291
					公共下水道事業費補助金		下水道事業債	一般会計繰入金	
1 下水道事業費	2 施設整備費	1 施設整備費	公共下水道施設整備費（単独）	4,792					4,792
2 漁業集落排水整備事業費	2 施設整備費	1 施設整備費	施設整備費（補助）	8,839		3,000			5,839
						漁業集落環境整備費補助金			
2 漁業集落排水整備事業費	2 施設整備費	1 施設整備費	施設整備費（単独）	1,541					1,541

【吉崎市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	<p>主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ストックマネジメント修繕・改築計画策定業務 ●大谷地区汚水管布設 L=550m ●大谷地区舗装工事 A=4,600㎡ 	3	2	都市計画法 下水道法 建築基準法	古城・大谷地区の下水道区域（中央処理区）内の生活環境の改善を図るとともに、公共水域の水質改善を図るため、下水道施設の早期完成を目指す。また、3施設(中央水処理センター、北部水処理センター、北部中継ポンプ場)について、老朽化度の調査を行い、ストックマネジメント計画を策定し、効率的な施設の維持管理を図る。	上下 水道課	16～ 19
	<p>主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ●汚水管渠工事付帯工事 一式 ●大谷地区・志原地区水道管布設替補償 	3	2	都市計画法 下水道法 建築基準法	大谷・志原地区の下水道区域（中央処理区）内の生活環境の改善を図るとともに、公共水域の水質改善を図るため、下水道施設の早期完成を目指す。	上下 水道課	16～ 19
新規	●山崎地区機能保全計画策定業務	3	2	浄化槽法 農山漁村地 域整備交付 金実施要綱	山崎地区において、集落内の環境衛生の向上・生活環境の改善・公共水域の保全を図るため、施設の老朽化度の調査を行い、機能保全計画書を策定し、効率的な施設の維持管理を図る。	上下 水道課	22～ 23
	●管路舗装 A=150㎡	3	2	浄化槽法 農山漁村地 域整備交付 金実施要綱	芦辺漁港背後集落の芦辺地区において、集落内の環境衛生の向上・生活環境の改善・公共水域の保全を図り魅力ある地域づくりを行うため、排水処理施設の早期完成を目指す。	上下 水道課	22～ 23

基金の状況（見込み）

○積立基金

（単位：千円）

区 分	平成29年度末 現在高	平成30年度（見込み）		平成30年度末 現在高見込	平成31年度（見込み）		平成31年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
財政調整基金	1,603,322	666	800,000	803,988	298	400,000	404,286
減債基金	2,764,054	3,456	1,000,000	1,767,510	1,867	1,100,000	669,377
地域振興基金	508,939	168	198,200	310,907	132	190,500	120,539
地域福祉基金	740,270	0	45,394	694,876	0	4,200	690,676
老人ホーム事業施設整備基金	186,565	34	2,800	183,799	19	5,700	178,118
中山間ふるさと活性化基金	40,775	0	0	40,775	0	0	40,775
栽培漁業振興基金	125,732	42,569	30,000	138,301	35,111	30,000	143,412
沿岸漁業振興基金	51,137	22,774	30,000	43,911	17,043	17,037	43,917
教育振興基金	7,601	2	300	7,303	1	300	7,004
松永記念館維持管理基金	7,805	0	0	7,805	0	0	7,805
原の辻遺跡保存整備基金	10,741	3	0	10,744	2	0	10,746
ふるさと市町村圏基金	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000
合併振興基金	2,365,600	0	730,200	1,635,400	0	798,000	837,400
ふるさと応援基金	325,294	300,045	190,322	435,017	350,033	260,700	524,350
過疎地域自立促進特別事業基金	467,045	264,764	176,450	555,359	263,088	100,400	718,047
本庁舎建設基金積立金	100,000	50,001	0	150,001	50,010	0	200,011
学校施設整備基金積立金	100,000	50,001	0	150,001	100,037	0	250,038
小 計	6,037,504	730,361	1,403,666	5,364,199	815,476	1,406,837	4,772,838
計	10,404,880	734,483	3,203,666	7,935,697	817,641	2,906,837	5,846,501
国民健康保険財政調整基金	255,648	53	1	255,700	26	53,170	202,556
直営診療所財政調整基金	0	3	1	2	0	0	2
介護給付費準備基金	61,830	15	28,000	33,845	7	4,981	28,871
農業機械銀行特別会計減価償却基金	14,401	8,301	1,933	20,769	1	12,589	8,181
計	331,879	8,372	29,935	310,316	34	70,740	239,610
合 計	10,736,759	742,855	3,233,601	8,246,013	817,675	2,977,577	6,086,111

○定額運用基金

区 分	平成29年度末 現在高	平成30年度（見込み）		平成30年度末 現在高見込	平成31年度（見込み）		平成31年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
土地開発基金	14,474	0	14,474	0	0	0	0
災害資金貸付基金	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000
奨学資金運用基金	43,566	0	0	43,566	4,000	0	47,566
収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金	2,000	0	0	2,000	0	0	2,000
合 計	80,040	0	14,474	65,566	4,000	0	69,566

合計（積立基金＋定額運用基金）	10,816,799	742,855	3,248,075	8,311,579	821,675	2,977,577	6,155,677
-----------------	------------	---------	-----------	-----------	---------	-----------	-----------

地方債の状況に関する調査

(単位：千円)

区 分	平成29年度末 現在高	平成30年度末 現在高見込額	平成31年度中増減等見込			平成31年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償込額	当該年度中 利子償込額	
1. 一 般	27,076,562	29,347,141	2,408,300	2,696,275	143,203	29,059,166
2. 下 水	1,848,960	1,783,344	16,100	91,235	31,021	1,708,209
3 上 水	2,957,015	2,750,590	0	203,229	49,076	2,547,361
合 計	31,882,537	33,881,075	2,424,400	2,990,739	223,300	33,314,736

【参考資料】

平成31年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）
が充てられる社会保障施策に要する経費

（歳入）	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	194,732 千円
（歳出）	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	3,889,254 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名	事業費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国(県)支出金	市債	その他	引上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の市町村交付金）	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	932,005	694,116	0	0	46,665	191,224
	高齢者福祉事業	109,739	0	1,900	13,399	5,495	88,945
	児童福祉事業	15,238	151	9,300	1,400	763	3,624
	母子福祉事業	1,986	0	0	0	99	1,887
	生活保護扶助事業	793,730	593,326	0	9,500	39,742	151,162
	小計	1,852,698	1,287,593	11,200	24,299	92,764	436,842
社会保険	介護保険事業	579,289	53,102	0	32,000	29,005	465,182
	国民健康保険事業	297,716	153,416	0	0	14,906	129,394
	小計	877,005	206,518	0	32,000	43,911	594,576
保健衛生	高齢者医療事業	533,052	88,341	0	7,523	26,689	410,499
	疾病予防対策事業	126,664	4,106	7,200	51,100	6,342	57,916
	医療提供体制確保事業	499,835	0	0	0	25,026	474,809
	小計	1,159,551	92,447	7,200	58,623	58,057	943,224
合計	3,889,254	1,586,558	18,400	114,922	194,732	1,974,642	